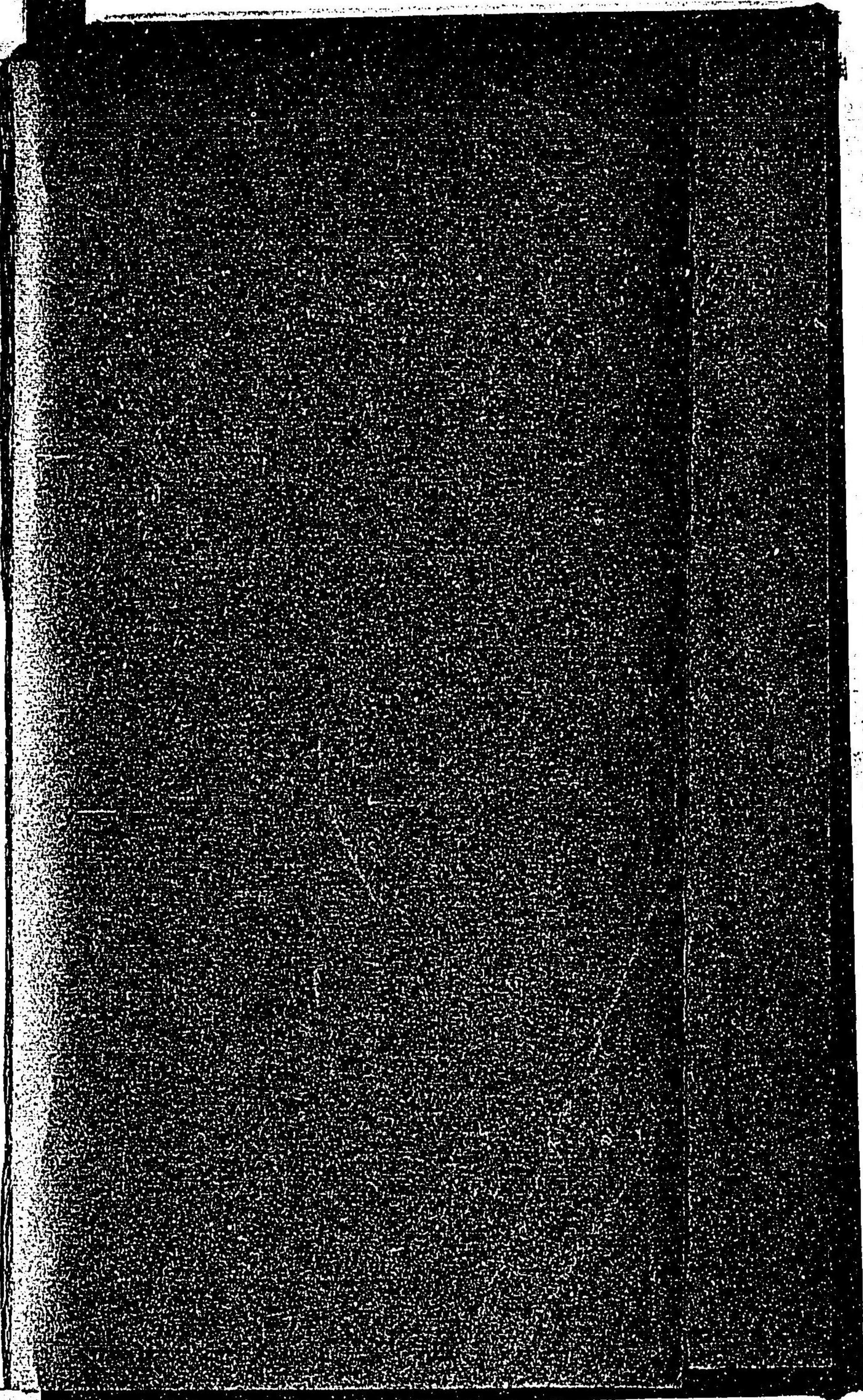


出雲風土記

82
753



命をなすのちまたは
人々の心をなす
美しき世の記

三浦重太郎の書



出雲風土記解題及び参考書に付て

一、解題

出雲風土記は古風土記五種中の一にして、我國歴史地理の寶典たると共に、出雲史研究上實に有益なる史料なれば、此に古代の地誌地圖に關する史實を述べ、以て我が風土記の成れる所以に及ばん、

抑、大化改新の初め、行政區劃、則ち國郡里の制定を定めむとして、其の二年（皇紀一三〇六年）に、

宜觀國々境界、或書或圖、持來奉示、國縣之名、來時將定、

と國司國造に詔し玉へる由紀に見ゆ、蓋し地籍地圖の事の見ねたる初といふ可し、次に天武天皇十年、多禰島に遣されたる人等其島の圖を進り、同十三年二

2
.....(1).....

月三野王を信濃に遣はして、國圖を進らしめられたる事あり、此類の圖は今猶ほ古文書中に散見する者あり、かくの如く大化改新後己に六十八年を経て、行政區劃も略ほ確立したりければ、地誌撰進の令は下たり、そは續紀に、

元明天皇和銅六年五月甲子制、畿内七道諸國郡鄉名著好字、其郡内所生、銀銅、彩色、草木、禽獸、魚蟲等物、具録色目、及土地沃瘠、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上、

と見わたるが則ち諸國より上進せる風土記の成因にして、實に今より千百九十九年前なり、仙覺が萬葉集鈔に、大和國宇智郡の事を述て、

和銅六年令、註風土記之時、任太政官下之旨、定二字用好字也、

とあるも參考とす可し、出雲風土記も右制令により成れる者なり、
出雲風土記の撰者に付て考ふるに、先づ各郡の部は其郡にて編纂せし者の如し、

而して各郡に於て此の編纂の事に當りしは主帳なり、そは風土記各郡の末の署名の筆頭に記されたる者は郡司主帳某とありて、次に官等順に大領、少領、主政と署名したり、此の郡司の最下級の主帳が、筆頭に記されたる者は、即ち風土記編纂の當事者なりしを以てなり、又た職員令を見るに、

主帳、掌受事上抄、勘署文案、檢出稽失、請申公文、

とあれば此等の事務は主帳の專掌する處なるを知る可し、此の如くにして各郡の風土記の成れる者を、更に校勘し、又た風土記首尾の總説を編し撰進したる者は、秋鹿郡人神宅臣金太理、國造兼意宇郡大領出雲臣廣島なる可し、然れども此等の撰進の大體に於て、國司の關かる可き者なるに其の名見えず、又た各郡の條下には、八郡(意宇郡の外)共に大領の署名あり、然るに意宇郡のみは大領の署名なくして、全篇最末に國造兼意宇郡大領として署名せり、こは國府所

在の郡なれば、風土記編纂に當り特別に管掌せし者なる可し、

出雲臣廣島は、出雲國造果安の子にして續紀元正天皇の條に、

神龜元年正月戊子、出雲國造外從七位下出雲臣廣島奏神賀辭、乙丑廣島及

祝神部等授位賜祿各有差、

同書聖武天皇條に、

三年二月辛亥出雲國造從六位上出雲臣廣島齋事畢獻神社劔鏡并白馬鶴等、

廣島并祝二人並進位二階、賜廣島純二十四匹綿五十屯布六十端、自餘祝部一

百九十四人祿各有差。天平十年三月授出雲國造外正六位上出雲臣廣島外從

五位下。

とあり、次に神宅臣金太理みぢのあきまたりに關する記録は闕たりと雖も、元和五年十月十三日

「秋鹿郡社家中はつこの事」と題する古文書中に、長江村に神宅某なる者の署名

あり、時代は不明なれども、此の神宅家の政男なるもの、佐陀村宮内の幡垣家の勘兵衛を養子に貰ひ、爾後神宅の氏を幡垣に更めしとの傳説を存せり、而して今も政男屋敷を傳へられたる跡は畑となり、其の畑の畔に政男の墓碑を存せり故に今の幡垣家は金太理の子孫と思はるれども確証なし、

右の如くにして出雲風土記は聖武天皇天平五年二月卅日を以て撰進せらる、實に今より千百七十九年前なり、千年以上の舊記なれば誠に國家の寶典と謂ふも誣言にあらざる可し、殊に貴重す可きは、現今存在する五風土記中に稀なる全文の傳はる點は、國學研究者に取りては最も有力なる史籍なり、蓋し五風土記中最も古きは播磨常陸の二風土記にて、出雲之に次ぎ、肥前少しく後れ、豊後は醍醐天皇延長頃の撰と思はる、而して此等風土記中出雲と豊後との外は皆な殘缺本なり、又た日本總國風土記と稱する殘闕本若干冊ありて、古き奥書ある

者も傳はれども、此書の偽作なる事は、已に學者の定論あれば今此に贅せず、
又た文學上より觀察すれば、前代より己に盛なりし漢文學は益發達して、都な
る文化の中心を離れたる地方の地誌さへ漢文もて記さるゝ程に、漢文學の進歩
の狀を悟る可し、殊に漢文風に二字を以て地名を著け、一目讀み易からしむる
など、其の影響の著しきを知る可し、たとへ風土記の記事は乾燥なる者多しと
はいへ、其の所以古老相傳舊聞を載せたる所は、流石に興味津津たるのみなら
ず、記紀二典の缺を補ふ史學上の價值も亦た重大なる者あり、出雲風土記の國
引の條の如きは、乃ち此の一例なり、又た世に膾炙する浦島太郎が龜に伴はれ
し話、天人の羽衣を奪はれし傳説なども、其根據は風土記にして此等の傳説は
純日本的思想にあらず、漢佛思想の傳播にして然かも舊傳たるを知る可し、而
して此等の説話を傳ふる風土記の文體と史實とは、共に以て日本文學史上の一

異彩なり、

二、古寫本及び校訂本

出雲風土記の古寫本世に傳ふる者種々あれども、其内最も著しきは寛永十一年
尾州侯より日御崎神社に奉納せる所謂日御崎本なり、同書の奥書に曰く、

日本風土記六十六卷、今纔存出雲國記一冊而已、是神國之徵兆也、依爲當
國之靈物、奉寄日御崎社者也、

寛永十一年秋七月日

從二位行權大納言源朝臣義直□□

とあり、又た校訂本は、出雲俊信の訂正本にて、校訂者なる千家俊信（梅廼舎
と號す）は、宣長翁の高弟なる事は世の知る處なり、同書文化三年春本居太平
の序に、

故此國つ書はしもめでたくたふとき古書もろくに考合せて證とすべくよろしきふみになもあるを世人のもたる巻ごもあるは脱たる或は餘れる又入乱れたる所もありてさまざまに書違へ寫誤れる文字ごもねほかるをうれたみ思ひて出雲宿禰俊信主本より正しき卷傳へもたるか上に其所なる彼所なる略本ごも讀合せ校合せてまたいふかしき事ごもは吾鈴屋翁に問ひ明らかつと年經てよみなほし寫し直して置れたるをいたづらに此の青垣山の内にのみ置く可しやは天原はびこる雲の廣く遠く世にはごこらしつたへてこそ善本持るしるしはあらめと思ひ起してなも文化二年と云年冬板に彫らしめられたりける云々

とあるにて其の出版の成立を知る可し、次は上田百樹の校合本、元祿十年正月下洗雲州佐陀大社正神主勝部臣芳房の奥書ある勝部本、城戸千楯の所藏本、鈴

屋社中の校合本、荷田春滿の出雲風土記考、榊原氏の享保十四年の寫本、伴信友の書入本等なり、又た書き下し文としては富永芳久の出雲風土記假字文あり、

三、註釋書

- 一、出雲風土記鈔 四冊寫本 岸崎時照著

此書の成立に付ては著者の序に、

前大穴貴命より綱近公に至るまで九代ならでは一國一城をたもち給ふ君はなし此末幾千万歳の國民を惠み目出度さかゆき給ひなん直政公より綱近公まで御三代予既に三十餘二年四季に國中をめぐり村里の東西南北其道度を踏分て高山の峯短山のすそ谷の小川の水まで神社佛閣の舊跡をたつね求む然る處に或人のいへるは此國の風土記ありといへ共天平より今天和に及びて千歳の春秋を過ぬれば郷里たつぬるに其所分明ならず俗人は是を誤るのみ

其舊を記して記さは後中の助なるべしと強に所望によつて止事を得ずして筆にまかす蓋し舊の一步は今の一間舊の一里は今の六町六町は舊の三百六十歩今は三十餘六町を以て一里といふ東西南北は往古も今もたかふへきにあらず委細は鈔に記す者也

出雲國神門郡監岸崎左久次源時照

天和三癸未歲五月日

次に杵築松林野裨法印宏雄の天和三陽月日の序あり、則ち

此鈔者、神門郡監岸崎氏公務之暇、潤於筆以呈于予求之是正、予不得禦返而修色以還之、時予家兄嫡男北島氏傳之丞、頻謂此書而不措矣、不能峻拒之、且爲貽厥之手澤、遂書以與之塞於其覓云

法印宏雄閣筆松林南窓下

天和三癸亥臘月初日

とあれば宏雄の校勘を経たる者なる可し、著者が郡奉行なる丈け實地研究の便宜も多かりしならむ、漢文にてかき、出雲風土記註釋書中の古き者なり、

二、出雲風土記考

一卷寫本

荷田春滿著

三、出雲風土記解

三卷寫本

内山眞龍著

假字交り文にて書き、初めに^三出雲全國の圖を入れ、又た各郡の初めに郡の圖を附せり、出雲風土記鈔を基礎として更に詳細なる註釋を加へたる者にて、天明七年二月十四日遠江國豊田郡大谷村内山眞龍の撰なり、撰者は此著述の爲め出雲に來り滯留調査せし者なるが、松江圖書館藏の本書は、文化十四年正月廿日向日里六人部是香の校合せるを、更に野々口隆正の校訂を経たる者にて、風土記の註釋書としては、註釋校勘共に上乘の者なり、

四、出雲風土記意宇郡古文解

壹卷寫本

本居宣長著

宣長翁か國引の條を考証せられなる者にて寛政八年十一月廿五日に脱稿せる者なり大家の著述なれば必ず参考す可き良著なり千家男爵家には著者自筆の原本を藏す

五、訂正出雲風土記傳

寫本

千家俊信著

著者は正文校訂に力を盡しく如く、此の註釋にも努力せし者なるも、惜哉いまだ完結し居らざる者の如し、梅廼大人著述目録には、本書目あるを以て諸處搜索せるもいまだ見當らす、よりて千家國造家の鶴山文庫主任なる廣瀬魚淵氏に照會せしに、氏も未だ其書を見ず、然れども該書の原稿と見る可きものは、同文庫内に「出雲風土記」出雲風土記席録、出雲風土記愚考、と記されたる俊信自筆の三書あり、察するに此等の三書を統一して訂正出雲風土記傳を著述する考

ありしならむ、而して此三書は俊信より千家國造家に納本せられて今も尙ほ保存せりとの回答を得たり、右の出雲風土記と題する者の初めに下の如き自序あり、以て見識の一斑を知る可ければ左に抄出せむ、

凡ソ風土記ト云ハ諸國ニ皆アリテ其國々ノ風土記ガアツタソノ風土記ガ釋日本紀ヤ其外ノ書ニモ散在シテ少シツ、殘テアルケレモ全文ノ殘ツタハ出雲風土記ト豊後風土記ノミニテソノ外ノ國ノ風土記ハ全書ハ傳ラヌソノ内諸書ニ殘テアル諸國ノ風土記ト云モノ皆正シイノノミハナイ中ニハチト不審文モアルゾ既ニ豊後風土記ハ全文傳テアルモ此風土記トクラベテミルニ豊後風土記ハ此出雲風土記カラミレバ大ニヲトツタモノデ文章モ甚ダヒクヒ處ガミヘル然レバ古ノ風土記ノ全ク傳タハ當國ノ風土記ノミゾケ様ニ全ク後世へ傳ハルト云ハ偏ニ神國ノ内ノ神國タル事モ窺ハレテイヨク當社

ノ大神ノ恩頼ヲ蒙ルコトモ此風土記ノ残りテ世々ニ朽セスニテ有難クソ尊ク
モヲモヒ侍ルコトナリ云々別シテ當國ノ風土記ニハ出雲神道ノ旨ヲ主トシテ
書レタレハコトクク吾日本ノ道ノ存シテアル書ナレハ餘ノ風土記トハ大
ニチガウコトデアタニ見スゴス書デハナイ然レモ殊外古書ユヘ誤字モアリ又
トコロニヨツテ脱文モアリ又衍文モアレバ其譯ハソノ處々ニテ申述ルゾサ
テコノ作者ハ出雲臣廣島當國ノ秋鹿郡ノ人神宅臣金太理ト云人ト兩人シテ
著述イタサレタケレモ一郡々々ノ故實神代ヨリ相承ノ旨ヲ其儘ニ書述ラレ
タモノデ正文ニ至テハ皆私ノ意ヲハ少シモ雜ヘラレナシトコレガ至極面白
コトデ丁ト古事記ナドノ類デ所ニヨリテハマタ古事記トモヨリモ古ヒトコロ
ガアル然モ古事記ハ日本書紀ヨリハイト直ニシテ古傳説ノマ、ヲ安磨ノ書
シテ殊外尊ヒ書ゾコノ風土記モ古事記ニモレタ説モ多クアリテ古事記ニヲ

トラス古書ナレハ國學ヲスル人ハ先ツ拜見イタサイデハカナハヌ書ゾ殊ニ
當國ニテハ別シテノコトゾ云々コノ風土記ヲ承ルニモ是ニモ一ツノ傳來ガア
ル先ツコノ廣島金太理ノ二神ヘ風土記ノ傳ヲ得ンコトヲ祈願シテソフシテ拜
見スルコトナリ神力デナイト正シキトコロハ窺ハレヌコトゾ私モケ様ニイタイ
タナレバソノ傳ヲウクル人ハ皆々ノ神ヲ拜テ右ノ筋ヲ祈願スルコトゾサテ出
雲ト云ワケハ先ノ本文テ申述ルナリ風土記ト云ハ風ハ國風土ハ土地ノコトヲ
云ト皆コト云説ニヨルナレモ國語ニ風ハ風氣ナリト韋昭ノ註カアルコレガ
ヨイモト風土記ハ漢土ニアルコトデ風土記トアルソレデ和訓ニヨムハ六ケシ
イヤハリ音デ風土記トヨムコトゾ又職員令義解土地水泉氣謂之風トアレハ國
語ノ註モ風氣トアレバ風土記ハ土地風氣トミルコトナリソフタイ氣ト云モノ
ハソノ所々デ違フテアレバコノ土地風氣ト云カ至極ヨイコレガ正氣ゾソレ

テ出雲ノ國ノ土地風氣ヲシルシタ書ト云意ヲ風土記トハ云ゾ

とありて、以て著者考究の程も推知す可し、

六、出雲風土記密勘

一冊寫本

春日信風著

元神門郡下古志村の人にして文化五年冬十月の頃完成せる者なり此書の成れる所以は訂正出雲風土記(梅廼舎本)がなほ誤ありとて之を正さむか爲めに著した者なる事は自序に

俊信大人ハ貴屬ニシテ僕カ如ク國中縦横經過スル事アタハズ當時ノ地名或ハ行程方位悉ク訂スニ不至問尋略ニシテ答話又不詳ニヤイマダ訂正ノ名ヲ以シ難シ如此印板シテ訂正ノ題名ヲ以スル時ハ書中ノ失錯イヨク後世ニ傳ヘテ正義ヲ辨別スル人ノ誹謗セン事眼前ニアラン惜哉諸郡ノ才子ニ尋問校訂ヲ仰セテ其後大人ノ訂正ヲ以セバカル謬錯ハ有マシキ也僕蒙昧ノ

小子イカデ此書ノ誤ヲ校正スルノ任ニ非ラス唯國記ノ古書タルヲ以テ多年數本ヲ閱シテ其正異ヲ分チ國中ノ古跡ヲ尋テ校合セシ事モアレハ傳寫ノ非ナル所モ過半正實ヲ得タル事アリ、今此訂正ノ記ヲ見テ愚按ノ一冊ヲ書記シ密ニ子弟ニ示ス全ク他人ニ對シテ俊信大人ノ校書ヲ批言セントニハ非ス猶愚考ノ不足處幾許ナランヤ云々

とありて以て此書の成る動機を知るべし而して其の記述法は正文中の意見ある点を摘出して自己の批説を記したるが文中神社郷里の數各地間の里程等統計的記事には精密に意を用ゐたる点歴然たり著者は又漢學の素養ありしと覺しく漢學上に付ても聞く可き説多し卷末には國內各所の里程を附せりかくの如く本書の目的は訂正出雲風土記を校勘せる者なれば兩書を参照せば裨益多かるべし

七、出雲風土記考

拾冊寫本

横山永福著

著者は松江藩士にて地方役を勤めし人なるが、國學の素養あるか上に、職務の爲め各地へ出張せる時を利用して、實地の調査を爲せし者の如し、假字交り文にて簡明要を得たり、富永芳久藏本の奥書によれば、原本は武田道年の有せるを、文久三年六月四日寫丁校合の旨を記せり、著者は天保頃の人なり、

八、出雲風土記集解

四冊寫本

木村和男著

著者は出雲の皇學者として世人の悉知する處なり、出雲風土記考、同鈔、同解を基として、古事記傳古史傳等の書を参考して、假字交文にて書きたるものにて、意字島根楯縫秋鹿の四郡丈け脱稿し、別に附録として熊野大社須賀宮考あり、原本は嗣子力松氏所藏にて著者自筆なり、いまだ世上に流布せざる者の如し、

九、訂補出雲風土記大成

貳冊寫本

岸崎時照著

著者は前に掲げたる出雲風土記鈔を撰述せし人にて、鈔よりも更に詳細解説をなしたる者が、本書は主として神田常有原敬等の補述せし趣見ゆ、

十、出雲風土記物産解

壹冊寫本

山本安良著

著者は松江藩醫學館々員にて醫を専門とし、兼て本草學に精通したりければ、出雲風土記に載せられたる物産につき、主として本草學上より説述したる者にて、假字交り文にて書きたり、

十一、出雲風土記要解

壹冊寫本

富永芳久著

假字交り文にて書き、簡潔なる説明を付たり、

十二、出雲風土記問答

壹冊寫本

富永芳久著

此は出雲風土記中に付き、主として和名抄中の出雲に關したる部分の解釋なり、

出雲風土記參解

十三、

同 參解目錄

四冊寫本

富永芳久著

同參解目錄語釋

本書は子息封久が風土記研究の指鍼として書きたる由奥書に見ゆ本書の主なる参考書は梅廼舎本眞龍の解信友の校合本篤胤の古史成文園部東戸の説其他諸學者の説をも參酌し或は藤垣内氏に質したる者に自説を加へ考証詳密を極む明治五年五月二十二日脱稿せる趣奥書に見ゆ

十四、出雲風土記考

二冊寫本

富永芳久著

出雲風土記中の名詞につき音韻學上より研究せんとする基礎的準備の者なり

十五、出雲風土記言葉寄解

壹冊寫本

富永芳久著

研究の法大体前者に同じ

十六、千種根さし

壹冊寫本

富永芳久著

出雲風土記中の地名と同じ地名を集め統計的比較研究せる者にて出雲風土記の研究法に付て一生面を開ける者にて以て著者の一見識を知る可し

十七、出雲風土記名物圖解

壹冊寫本

富永芳久著

名の如く出雲風土記中の博物に關する詳細の考証を記せるものなり

十八、標註古風土記

壹冊刊本

栗田寛著

常陸、出雲、播磨、肥前、豊後の五國の風土記を收めこれに標註を加へたる者にて、特に此の五種を撰たるは、上古諸國に命せられて撰上せしめられたる者なるを以て、後世諸國の風土記に對しかく名けし者なり、此内出雲風土記の本文は、梅廼舎訂正本を根據とし、標註は眞龍の風土記解と、時照の風土記鈔とを重に參取せし者なり、卷首に出雲郡郷圖を入れ、卷頭及び欄外に簡明なる註

釋を假字交り文にて書き入れ、本文には傍訓を施したり、

十九、出雲風土記國引解

壹冊

井上頼國講

二十、出雲鑑

拾冊寫本

著者未詳

出雲風土記の註釋にはあらざるも、出雲風土記を經とし、山水社寺舊跡等の條には、詩歌、縁起、社殿の構造、其他古文書、系譜類等を詳記し、繪圖まで添へたり、中には如何はしき俗傳をも混淆したり、要するに本書は、風土記編纂以後の地理人文を記す事詳なるを以て、風土記と参照して彼此相益の關係あるを以て此に載す、

其他間接的の參考書は、汗牛充棟も甞ならざるも、其中につき重なる者は、古事記、六國史を初め、舊事記、古語拾遺、令義解、三代格式、新抄格勅符、朝野群載、大日本史、野史、大日本史料、大日本古文書、新撰姓氏錄、正續本朝

通鑑、後鑑、莊園考、田制篇、大日本農史、日本工藝史、日本讀史地圖、雲陽誌、出雲稽古知今圖說、出雲國地古今指掌、懷橘談、懷橘談後篇、出雲雜記、出雲鏡輯著精選、出雲名寄大概、出雲名寄記、八雲路の日記、出雲日記、出雲國古今沿革圖說、やつれ箋の日記、雲州紀行、隱岐のすさび、日本行脚文集、諸國俚人談、九州道の記、諸國名義考、本朝國郡建置沿革圖說、和名抄諸國郡郷考、大日本地理志料、大日本地名辭書、本朝地理志略、日本地誌提要、國郡名家考、大社記、大社志、諸國一宮記、本朝神社考、出雲神社巡拜記、神名帳考証土代、神名帳考証、出雲三社記、出雲國式社考、出雲神社考、出雲國造系譜考、出雲大社雜記、國造秘記、大社攝末記、義孝弘安記、國造御火繼記錄、重山雲秘抄、諸國寺社領、夫木集、日本國分記、地方落穂集、地方大概集、地方凡例錄、諸國海陸道程帳、諸國献上物集等は最も重なる者にて、雜誌にありて

は、史學雜誌、歴史地理、考古界、國華等亦た參考すべき價值あり。
本篇を記するに當り、清水眞三郎、廣瀬魚淵、小川寅一郎三氏の好意を受けし
事を茲に鳴謝す、

明治辛亥仲春出雲風土記講演會場に於て、

出雲八束の郡持田の里なる、

天籟 野津左馬之助識

出雲風土記

○此國東を始に記されしは道ノ口
なるか故なり(考)○意字郡母里郷
を國の首とす、飯石郡來島郷を尾
とす(解)

○今十九里一町十九間

○今二十五里十七町十九間

○一百歩は枉北道九十九里一百一
十歩とあるべし(解)七十三里三十
二歩の上に東南道の三字あるべし
(解)○已考るに初に枉北道を記さ
るべきにもあらずまた次なるは東
南道の脱せしものといへど此二道
斗を記さるべきにもあらず、こ
は國の周りを記さるべきが脱せし
ものと思ふ(考)

國の^{おほかた}大體、東を^{はじり}首とす、西南を^{おわり}尾とす。東南は山、
西北は海に^つ屬けり。

東西一百三十七里二十九歩。

南北一百八十三里一百九十三歩。

一百歩。

七十三里三十二歩。

得而難可誤。

老。枝葉を^{さいし}細思し、詞源を^{さいぢやう}裁定し、亦、山野濱

○得而の五字の上下に脱文あるべし(解)○考るに一百歩二行のみだれしより後人のかく書入せしものか讀而難可得を又今のごとくあやまりしものさぞ思ふ(考)

○老、金太理といふ人、所の老として作るならむ(考)○此記を上るべき詔命を當國の國司の奉りて其下等に掌らせ古老等に命せて記させたる書なるが故に其老人等が言もて老と自ら稱へるなり(集解)

○在神祇官とは神名帳に載る所の官社なり不在神祇官とは官帳に入らざる社にていはゆる式外なり(標註)

○志立何某が六拾郷といへるぞよき考は誤なるべし(考)○(解)、○里は後の村なり(標註)

○餘戸は譬へば戸數六十戸あらむに五十戸を郷として其十戸を餘戸とする也(標註)

○神戸は神社に充る所の民戸なり其調庸及田租を以て造宮及供神の用度に供すること神祇令にあり七さば意字郡三秋鹿楯縫出雲神門各一あれはなり(全)

○當國は九郡なるを後に意字仁多を分ちて野城郡を置て延喜式倭名抄には十郡也(解)

浦の處、鳥獸の棲、魚貝海菜の類、良、繁多、悉くは陳ねず。然れども止むことを獲ざるは、粗、榎柴を擧げて、以て記趣を成す。

出雲と號づくる所以は、八束水臣津野、命の、八雲立の語を詔り給ひき。故、八雲立出雲といふ。

合 神社三百九十九所。

一百八十四所。神祇官にあり。

二百一十五所。神祇官にあらざる。

九郡。郷六十一。里一百七十九。

餘戸四。驛家六。神戸七。里二十二。

意字ノ郡。郷二十一。里三十。餘戸一。驛家三。

神戸三。里六。

鳴根ノ郡。郷八。里二十五。餘戸一。驛家一。

秋鹿ノ郡。郷四。里二十二。神戸一。里一。

楯縫ノ郡。郷四。里二十二。餘戸一。神戸一。里三。

出雲ノ郡。郷八。里二十三。神戸一。里二。

神門ノ郡。郷八。里二十二。餘戸一。家驛二。

神戸一。里一。

飯石ノ郡。郷七。里二十九。

仁多ノ郡。郷四。里二十二。

大原^{オホハラ}ノ郡。郷八。里二十四。

右の件^{くだり}の郷の字は靈龜五年の式に依りて、里を改めて郷とす。その郷ノ名の字は神龜三年民部省の口宣^{くせん}を被りて之を改む。

意宇ノ郡。

合^{あはせて}郷一十一。里三十。餘戸一。驛家三。神戸三。

母理^{モリ}ノ郷。本字文理^{モリ}。

屋代^{ヤシロ}ノ郷。今、前に依りて用ふ。

楯縫^{タヌミ}ノ郷。今、前に依りて用ふ。

安來^{ヤスキ}ノ郷。今、前に依りて用ふ。

○此件神戸ノ里六の二字を脱せしものなり(考)○(解)

○今依前用、昔古より書來りし文字にて口宣に改らざるを云也(考)

○一本飯成(校合本)

山國^{ヤマクニ}ノ郷。今、前に依りて用ふ。

飯梨^{イヒナシ}ノ郷。本字云成^{イヒナシ}。

舍人^{トチ}ノ郷。今、前に依りて用ふ。

大草^{オホクサ}ノ郷。今、前に依りて用ふ。

山代^{ヤマシロ}ノ郷。今、前に依りて用ふ。

拜志^{ハイシ}ノ郷。本字林。

矢道^{ヤシダ}ノ郷。今、前に依りて用ふ。

以上二十一郷。別に里三。

餘戸ノ里。

野城^{ノスキ}ノ驛家。

○郷別里三とは郷一ツに里三ツつきてあるを云ふ(考)

○狹布の稚國とは官長云國のいま
 だ成りかたまらずして稚く又狹き
 を狹布に譬へて云へるなり(解)○
 狹布よりのつづきはいかかなれべ
 もすべてにかけて稚國は云つど
 きことなり(古文解)(集解引用)
 ○初國小所作とは伊邪那岐伊邪那
 美二柱神初生成了たまへる時に小
 さく作りたまへり也(古文解)

(集解引用)
 ○霜黒葛は一種の名か亦霜のたき
 たるつづらかさだかならず(考)

○去豆者船縫郡古津浦也(鈔)
 ○杵築の御埼は南はむかしの大川
 を限り東旅伏を廻り宇賀川を堺し
 て川下に至るの土地也(考)

○佐比賣山は今俗三瓶と訛云(解)
 ○國の云云とあるは杵築より田儀
 までの濱をいへるなるへし(考)
 ○國長濱者神門郡齒村也(鈔)
 ○北門とは出雲の北面の海をいふ
 なるべし佐ノ字は於の誤にて隠岐
 國にやあらむ去れど上なる志羅紀
 國に准ふるに此佐岐國も北方なる
 異國の名にもやあらむ(考)
 ○北門は前件の新羅をさすか出雲

黒田ノ驛家。

宍道ノ驛家。

出雲ノ神戸。

賀茂ノ神戸。

忌部ノ神戸。

意宇と號づくる所以は、國引き坐せる八束水臣津
 野ノ命の詔り給はく、八雲立出雲、國は狹布の稚國
 なるかも。初國小さく作らせり。故、作り縫はむ
 と詔り給ひて、栲衾新羅の御埼を、國の餘ありや
 と見れば、國の餘ありと詔り給ひて、童女の胸組

取らして、大魚の腮、衝き別けて、幡薄、屠り別
 けて、三縷の綱、打ち懸けて、霜黒葛へなへなに、
 河船のもそろもそろに、國來國來と、引き來て、
 縫へる國は、去豆の打絶よりして、八百丹杵築の
 御埼なり。かくて、堅め立てし戕疔は、石見國と
 出雲國との界なる、名は佐比賣山是なり。また、
 持ち引ける綱は、齒の長濱是なり。
 また、北門佐岐の國を、國の餘ありやと見れば、
 國の餘ありと詔り給ひて、童女の胸組取らして大
 魚の腮、衝き別けて、幡薄、屠り別けて、三縷の

○抄、草野村十年畑村日波村赤屋
村内村三坂村大比良村高江村福
宮村小竹村母理町北安田町南邊
を合せて母理郷と云へりし也(考)
○今、能依郡に入れり(同)○郡家
は黒田に在(解)
○神、木之邊也(解)
○神、木之邊也(解)
○八町十間
○八口、は眞龍の口、は越國の寫
誤、さあれど師の口、は越國の主
たる人の名なり、さかれば此國に
よりぬ(考)○越八口、木一口を國
あり、越八國は山陰北陸二道の國な
るべし、彌國の義なり、さて越國を平
げ玉ひしに、よりて高志國の沼河比
雲を、玉ひしに、よりて高志國の沼河比
雲に、住し、故、神門郡に古志郷の名は
あり(標註)

○長江山者、上小竹村玉大明神坐所
山也(抄)○今、此山を越て、伯耆國
へ行道在、其を長江と云ふ(考)
○道には、あらす(考)○母理郷に在、
標註)

村一郷也(解)○箱原も此郷内なる
べし(考)○此郷も今は能依郡と
れり(考)
○天乃夫比命は天照大神の御子天
穗日命はて出雲國造の祖神也(標
註)
○天津日子命は夫比命の御子天夷
鳥命なるべし(標註)○菅原能命の
御弟にて天津日子根命是壹岐さあ
りて根は尊稱にて略きても云なり
(考)

今の能義郡日縫郷也(解)
○清井、清瀬、野外、門生四村也
(抄)○清水村島田村も此郷内なる
べし(考)
○三十二里云々は四里十九町
○楯は軍器、天は貴て云、石は不
變をもて稱言(解)○天石楯さば天
よりもちくたり給ふ故か石さばか
たきよしの稱名なり(考)
○安來郷、安來町同宮内和田黒島
島田邊(抄)今は能依郡に入れり
(考)

母理郷。郡家の東南三十九里一百九十歩。天、

下造らし、大神大穴持命、越の八口を平け給ひ

て、歸り坐す時、長江山に來坐して、詔り給は

く、我が造り坐して知らず國は、皇御孫命、平

生に知らせと依さし奉り、但、八雲立出雲、國は

我が静まり坐す國、青垣山廻らし給ひて、魂儼

き給ひて、守ると詔り給ひき。故、文理といふ。

神龜三年字を
母理と改む。

屋代郷。郡家の正東三十九里一百二十歩。天乃

夫比命の御伴に天降り來まし、伊支等が遠祖天

津日子命、詔り給はく、吾が静まり坐さむ社と詔

り給ひき。故、社といふ。神龜三年字を
屋代と改む。

楯縫郷。郡家の東南三十二里一百八十歩。布都

怒志命の天、石楯縫ひ直し給ひき。故、楯縫と

いふ。

安來郷。郡家の東南二十七里一百八十歩。神須

佐乃鳥命、天の壁立極み廻り坐しき。爾時、此

處に來坐して、詔り給はく、吾が御心は安く成

りぬと詔り給ひき。故、安來といふ。

即ち北の海に毘賣埼といふ所あり、飛鳥淨御原

○二十七里云々は今三里二十三町
 ○安來海邊十神山畔有比賣崎云
 處此處猪鹿之女子爲鱈魚被
 吞歟(鈔)○毘賣崎は安來町の東十
 神山によりし所を云(本より毘賣
 崎と云地かまた此度女子の和附に
 賊なはれしよりの名か今詳ならず
 (考)
 ○飛鳥浮御原宮御宇天皇は天武天
 皇
 菅緒云歟三岡上二訓へきか(集
 解)

宮に天下知らし、天皇の御代、甲戌七月十三日
 語、臣猪鹿が女子、件の埼に逍遙びて、邂逅に鱈
 に遇ひ、賊ははてかへらずなりぬ。爾時、父猪
 鹿賊ははし女子を毘賣崎の上に歛め憤りたらび
 て、天に號ひ地に踊り、立ちては吟び居ては嘆
 き、晝夜辛苦みつゝ、歛めし所を避ることなし。
 如斯する間に數日を経たり。然して後、慷慨の
 志を興して、麻呂、弓箭、銳鋒を撰み、便處
 に居り。即て擅み訴へらく、天神千五百萬、地
 祇千五百萬、並に、當國に静まり坐す三百九十

九社及洵若等、大神の和魂は静まりて、荒魂
 は皆悉く猪鹿か乞祈む所に依り給へ、良に神靈
 坐しまさば、吾が傷めることを助け給へ、此を
 以て神靈の神たるを知らむといへれば、爾時、
 須臾ありて、鱈百餘、静に一つの鱈を圍繞みて、
 徐に率依り來て、居下に從きて、進まず退かず、
 猶、圍繞み居るのみ。爾時、鉞を擧げて、中央
 なる一鱈を及して殺し捕りき。己に訖へて然後、
 百餘の鱈解散けぬ。殺割きて見れば、女子の脛
 一つ屠り出づ。仍て、鱈は殺割きて串に掛けて、

○吉川村加三浦谷島木爲二郷也
○今は能儀郡になれり(考)
○三十二里云々は今四里十九町五十間
○山國ささす處は下吉田村なるべし其は新造院を卅一里百廿歩とあるに由れり(考)

○飯梨村與三利弘、實松、矢田、古川新宮、富田、田原等村合而爲一郷也(鈔)○廣嶋原田頼も此郷内なるべし岩舟山狭も必此郷なるべし思ふ由あり(考)今は能儀郡となれり(同)○當此處而は今の飯生村を云べし(考)
○成字を改梨とばあやまりなるべし(秋實をありの實とさへいふを)いかでかも梨字書へさしものか(考)

○此郷者井吉岡月坂赤崎澤村野方村折坂以爲一郷(鈔)○今は能儀郡となれり(考)
○二十六里は今の三里二十町
○志貴嶋宮御宇天皇は欽明天皇

○大草は鈔云日吉、岩坂、大庭、佐草四村也按にさくさひこの命坐故地の名に負、されは舊は佐草といひけむを郷と成し時に大草と改しなるべし(解)○故佐久佐郷といふべきを大草と負し由は佐久佐の佐は發語なる故久佐といふに大てふ語を冠らせて地の名には負しなるへく思はる(考)
○今の十二町

○此郷并竹屋、八幡、間湯、矢田、津田、乃木、阿手、奴伎邊爲二郷也(鈔)
○山代日子命、神名種山に御社あり

路の垂に立てたりき。安來の郷人語ノ臣等が父なり。爾時より以來、今日に至るまで六十歳を經たり。

山國ノ郷。郡家の東南三十二里二百三十歩。布都怒志ノ命の國廻り坐す時、此處に來坐して、詔り給はく、是土は止まず見が欲しと詔り給ひき。故、山國といふ。

即ち正倉あり。

飯梨ノ郷。郡家の東南三十二里。大國魂ノ命、天降り坐しし時、此處にて御膳食し給ひき。故、飯成といふ。神龜三年字を飯梨と改む。

舍人ノ郷。郡家の正東二十六里。志貴島ノ宮に天ノ下知らし、天皇の御世、倉の舍人ノ君等の祖、日置ノ臣志毘、大舍人供へ奉りき。即ち是志毘が居る所なり。故、舍人といふ。

即ち正倉あり。

大草ノ郷。郡家の南西二里一百二十歩。須佐乃乎命の御子、青幡佐久佐日古ノ命、坐せり。故、大草といふ。

山代ノ郷。郡家の西北三里一百二十歩。天ノ下造らし、大神大穴持ノ命の御子山代日子ノ命、坐せり。

りしを村井伯耆守城を築く古志原に移せし也(考)

○拜志は來待、湯町、布自奈、菅原等の所なり(解)○湯町、布自奈は忌部神戶なり(考)○此郷は東神戶南大原郡西は共道北は入海を限りし處なり(考)

○二十一里云々は今三里三間
○其處の林のたち並ひたるさまに御心のためくすめるを波夜志云へり(考)○波夜志は林にてはあるを云すべし物盛なるをばやしとほやすと云べし今も諸物に箭鼓をそふるをばやしと云にて知るべし(標註)

○合白石、共道、佐々布村一以爲郷(解)
○三十七里今五里五町
○さて此猪は白猪なりけん其は抄

に白石の木字白猪石と書て波久伊志と訓り古昔は白猪を尊て、神に獻るも白なる事は祈年祭に見いたり(考)
○此所は大神の御持なし給ひし跡處を猪の路と名に負たるなり(考)
○餘戸里、抄に意東掛屋に當れり云へり(東能儀郎の内日白久白も此内なるべし)(考)
○六里云々は今三十町二百六十間編戸とは猪の改りしを云(考)
○野城驛のあまは今町の丁といふここに橋あまし今に残り長リ三十六丈ありしと云(考)、此驛を郡家正東とあるは心得ず去と卷末驛路の處にも此驛より郡家を正西と記されしは成郷を東南とあれはここの正は南の誤なる事論なきしなり(考)
○野城大神は他書に見及ばず按に秘日命此地を敷ましむ故能義郡の式社に能日命也(解)
○この能城大神もつなく大穴持命なるへく思ひさ式によるさきは主祭奉ルはさ附へすなん故式はあやまりにや(中略)八十神をう

故、山代といふ。

即ち正倉あり。

拜志ノ郷。郡家の正西二十一里二百一十歩。天ノ下造らしく大神ノ命、越の八口を平けむとして幸でましと時、此處の木茂れり。爾時、詔り給はく、吾が御心のはやしと詔り給ひき。故、林といふ。神龜三年字を拜志と改む。即ち正倉あり。

共道ノ郷。郡家の正西三十七里。天ノ下造らしく大神ノ命の追ひ給ひし猪像、南の山に二つあり。

一は長さ二丈七尺。高さ一丈。周リ五丈七尺。猪を追ひし一は長さ二丈五尺。高さ八尺。周リ四丈一尺。猪を追ひし犬の像。長さ一丈。高さ四尺。その像、石となれり。猪犬に異なること無し。今に猶在り。故、共道といふ。

餘戸ノ里。郡家の正東六里二百六十歩。神龜四年の天平ノ里。故、餘戸といふ。編戸に依る他郡もまたかくの如し。

野城ノ驛。郡家の正東二十里八十歩。野城ノ大神の坐すに依りて、故、野城といふ。

黒田ノ驛。郡家と同所。今、郡家の西北二里。土體の色黒し。故、黒田といふ。舊、此處に此驛あり。即ち號けて黒田ノ驛といひき。今、郡家の東

ち給はむために野に城を造られし
より野城大神申ならん此書に大
神と申は熊野大神は穂日命の由な
りされど大神は熊野大神か又は
杵築の大神なるべし(標註)
○黒山驛を天平の頃意字川の邊に
移す今阿太加衣の地か(解)○此驛
天平以前は郡家西北二里あり
今十町にて古志原村南、田ノ名
馬屋と云ふあり(中略)是驛の跡な
るべく思はる抄には阿太加衣驛
竹屋村田中客大明神の森の邊と
れど土色黒とあるに叶はず(二里
さあるに古志原は叶はれど二三
は誤、記中いと多し(中略)里數
かく細かには定がたし(考)○阿
太加衣より十町餘西北の田づら
黒き土のみ黒田といはんに違所な
し(解)

ものなるべし卷末考合すべし(考)
○驛程三十八里郷程廿七里(解)○
抄云出雲神戶相當大草郷中神明之
社邊也、天平以後合、往神戶大庭之
社一と云り出雲神戶と云よしはし
られず文字闕たるか(解)○出雲神
戶と記されしは當郡には他國の神
戶もあれば也(考)
○二里二十歩は今十町二十間
○他郡等神戶且如之は秋鹿楯
出雲等の神戶も二神に奉事皆同
なり神門郡も出雲神戶ならむを字
闕たり(解)○他郡云々あるは外
郡の神戶といふも神の御田作る家
を云ふ也(考)
○賀茂神戶は鈔云有ニ安來宮内村
賀茂明神之祠一也今入能義郡(解)
○抄に安來町より南二里餘をへて
大塚村ありそなりと云(考)
○三十四里は今四里二十六町○阿
遲須積高日子禰命(校合本)
○神戶に正倉あるは他國の神戶な
るか故也(考)
○忌部東四、玉造、湯町、面白、大谷
惣忌部神戶也(鈔)○忌部は今の忌
部村也拜志郷に隣る(解)
○二十一里云々は今三里一町廿間

に屬けり。今、猶、舊の
黒田の名を追ふのみ。

シシガ 出雲ノ驛。 郡家の正西三十〇里。 名を説くこと 郷の如し。

イッモ カムベ 出雲ノ神戶。 郡家の南西二里二十歩。 伊弉奈杵乃

マナゴ 麻奈子に坐す、 熊野加武呂乃命と五百津鈕鈕狗

取り取らして、 天ノ下造らし、 大穴持ノ命と二所

の大神等に依さし奉れり。 故、 神戶といふ。 他郡 等の

神戶もまたか
くの如し。

カモ 賀茂ノ神戶。 郡家の東南三十四里。 天ノ下造らしし

大神ノ命の御子、 阿遲須積高日子ノ命、 葛城の賀

茂ノ社に坐す。 此神の神戶なり。 故、 鴨といふ。

神龜三年字を
賀茂と改む。

即ち正倉あり。

忌部ノ神戶。 郡家の正西二十一里二百六十歩。 國

造、 神吉詞奏しに朝廷に參向る時に、 御沐の忌

里なり。 故、 忌部といふ。

即ち川ノ邊に出湯あり。 出湯のある所、 海陸に兼

れり。 故、 男女老少或は道路に駱驛り、 或は海

の洲に日に集ひて、 市を成して 續紛り燕會ぶ。

一度濯げば形容端正しくなり。 再び浴びれば萬

病悉に除く。 古より今に至るまで。 驗を得ざる

○古昔は今ノ湯町に出湯ありし故に湯町といふ名も残り(考)抄に忌部玉造湯町面白大谷布自奈の七ヶ村なり(考)原文の

○此記舎人郷内和名抄口継郷内清水村云按蓋爲今之清水寺歟(抄)抄に云々といへりさもあるべし(考)二十五里云々は今三

里十九町寺僧傳稱此寺草創者大同元年丙戌不知爾也否(抄)○此寺を今の清水寺といふにつきて寺に傳はれる卷にも此寺は推古天皇御願所而尊隆上人開基とあれど熟々推究めて考るに其古昔此遠國なる出雲に寺建給ふ事はあるまじく思ふ(考)古昔は何事も帝都に始りて遠國に及ぶもの也(中略)抑此寺のみ寺號

の推古天皇の御代といふべし(考)が下にいふを合せ考ふべし(考)○祖父は(中略)押猪か三代の祖の推古天皇の御世の人ならんや帝は十三代をすきさせ給ふにあらざる(考)

新造院は造り建てていまた寺號なき院也(解)

○殿堂は莊嚴の堂にて佛書に物のかざりな莊嚴と云也(考)○(イ)竹尾村有國分寺之舊基(抄)○抄に竹尾村國分寺といへど國分寺は天平九年造建なれば國分寺にあらざること明らかし古志原に寺止古といふ山如ありて柱の根石も残り是なるべし(考)

○四里二百歩は今二十三町二十間(解)○抄云有山代村于四王寺今郷無之、不知是乎否(解)○抄に山代郷中四王寺といふありきと云へり今山代村茶臼山西南五町斗に舊地ありて其通道を四王寺小路と云あり是にもやあらむ(考)○二里は今の十町

○(ハ)有能義郡吉田村觀音寺蓋是歟(抄)○抄に此寺は吉田村觀音寺といへりさもあるべし(考)

○三十一里一百二十歩は今四里十三町○是香按子が校本には廿一里とあり(校令本)

寺

教吳寺。舎人の郷中にあり。郡家の正東二十五

里一百二十歩。五層の塔を建立つ。僧あり。教吳僧

が造る所なり。散位大初位下、腹、首、押猪が祖父なり。

新造院(イ)一所。山代の郷中にあり。郡家の西北

四里二百歩。殿堂を建立つ。僧あり。置ノ君自熊が造

る所なり。出雲神戶置ノ君、猪麿が祖なり。

新造院(ロ)一所。山代の郷中にあり。郡家の西北

二里。殿堂を建立つ。僧一軀あり。飯石ノ郡ノ少領出雲、

臣弟山が造る所なり。

新造院(ハ)一所。山國の郷中にあり。郡家の東南

三十一里一百二十歩。三層の塔を建立つ。山國

の郷人、置部ノ根緒が造る所なり。

熊野大社。式云意字郡熊野坐神社。(解)

夜麻佐ノ社。式云山狹神社。同社坐久志美氣渡神社。鈔云在

此夜麻佐社はふるくより二社なるを式にはかく同社坐と記

されしものなるべし今に上山佐村にも下山佐村にも同じほ

どの御社在、今いづれがいつれと云ふことを不知可考(考)

○舊廣瀬藩より神祇官へ伺となれり(集解)

賣豆貴社。式同、鈔云在山代郷中津田村(解)○才賀町

加豆比乃社。式云勝日。鈔云山代郷中伊那奈根大神蓋是歟

○廣瀬富田八幡の境内に鎮座なり古は勝日山に在しを景清

月山に城を築し時此所へ移して此山を勝日山と改む(集解)

社

由貴ノ社。式同。鈔云在山代郷中間湯村(解) ○今王子明神と申す(考)(集解)同じ

加豆比乃高ノ社。式云勝日高守神社。鈔云加豆比乃社同。地神名樋山高森大神也(解) ○能義郡廣

瀬月山坐、保元年中惡七兵衛平景清城築て城内鎮護神と尊信し奉りしより代々古今本丸に鎮座す(考) ○異説は鈔の少

緒説は月山に在り(集解)

都俣志呂ノ社。式云布辨神社次都辨志呂神社。鈔云在飯梨郷富田庄廣瀬(解) ○(考)同 ○廣瀬鍛冶町

(集解)

玉作湯ノ社。式には同社座韓國伊太呂神社し有。社地は玉作川玉作街同所(解) ○今は湯船大明神と云(考) ○

玉造村鎮座湯船明神といへるを御維新の際より本號に復せり(集解)

野城ノ社。野城郷松井村(鈔)(解)同 ○延喜式書野城神社同社座大穴持神社同社座大穴持御子神社此

三社之内以大穴持神社大穴持御子神社二所此記調屋社同社二所也(鈔)

伊布夜ノ社。式云掛夜。鈔云在筑陽郷餘戸里掛屋村(解) ○式掛屋神社同社座韓國伊太呂神社。今掛屋村に

て掛屋大明神ト申す(考) ○掛屋村鎮座諸説同じ(集解)

支麻知ノ社。式云來待。鈔云來待郷大森明神也(解)(考)

夜麻佐ノ社。山佐村に有、前に註(解) 式の同社に當れり(考)

野城ノ社。松井村(鈔) ○式の同社なるべし(考) ○式同社云云とある神社にて前の野城社に末社の如く祭れり(集解)

久多美ノ社。式同鈔云稱久多美大神、按忌部里久多美山に有るべし(解) ○東忌部村久多美山に御社ありし

を中むかし城築し時山下に祀りし祭りて今も久多美大明神と申す(考) ○東忌部村鎮座(集解)

佐久多ノ社。未詳(鈔) ○式云同社座韓國伊太呂神社(解) ○式同社云々上來待村の内、櫻と云處にて本宮大明

神と申(考) ○諸説上來待村サッラと云ふに鎮座といふ(集解)

多乃毛社。式云田面、鈔云屋代郷北安田村田
面明神(解)○(考)(集解)同じ

須多社。同下社此二祠出雲村須多谷白尾大明神荒川大明神
也(鈔)○式同、黒田驛に須多谷有、須多閉社に註
(解)○上出雲村内須多谷ト云所に
て今白尾大明神ト申(考)(集解)

眞名井社。式同、鈔云山代郷伊非奈根社東瀧下社也(解)○
山代村伊非諾社末社(考)○山代村神名備山の麓
に鎮座今俗に伊非
諾社ト云ふ(集解)

布辨社。式同。鈔云飯梨川ノ上、布部村大神也(解)○能儀
郡布辨村にて二所大明神ト申ス古昔は郷中一匹山
ト云て高さ百丈計の山に座せしを天文年中尼子臣山中鹿之
助其に軍勢屯す其時軍人今の地に移せしと云ふ(考)

斯保彌社。式同。鈔云在母里郷井尻村市上宮之堂中社
也(解)○井尻村の内市中屋ト云處にて今も顯見
大明神ト申ス
(考)(集解)

意陀支社。式同社座御禪神也。能儀郡飯生村意陀
支山にて飯生大明神ト申ス(考)(集解)

市原社。式市原、鈔云筑陽郷餘戸里掛屋村市原大神也(解)
○天正年中尼子此地ノ戦に放火せし時焼亡まし
と云(考)
(集解)

久米社。式同。一本來と有も共に末の誤也鈔云熊野社同地
(解)○能儀郡横屋村にて熊野神社ト申ス(考)能儀
郡上吉田村俗に先前明神ト稱
する社にてはなきや(集解)

布吾彌社。式同地未考(解)○玉造村川下といふ所にて布吾
彌大明神申(考)○意宇郡熊野村(集解)

宍道社。式同。鈔云宍道郷白石本郷石宮大神(解)(考)○白
石村石宮社と宍道町産土神社と佐々布大森社と宍
道神社なる由にて神祇
官に伺さなれり(集解)

野代社。式云野白。鈔云野代社同社者乃木村當勢貴大神
及福宮村大神也(解)○野代村船田大明神(考)○
此社の東の方にトモタ山といふあり往古は此山に鎮座な
りしを尼子頃今の社地に移して跡を城砦となせし由(集解)

賣布社。式同。鈔云在松江白眉津(解)○白
濁和田見町橋姫大明神(考)(集解)

狹井ノ社。式云佐爲。鈔云六道郷白石才サキ谷大神也(解)(考)

狹井高守ノ社。式同。鈔云狹爲同所高守大神也。前社に合祭れり(考)

宇流布ノ社。字一本字鈔と一本字式に守の字を云地未考(解)○平原村にてモロウミ云所にて三島大明神ト申

(考)○母里より鎮座の申出あり(集解)

伊布夜ノ社。式云揖屋同社座韓國伊太臣神社、揖屋村に有(解)○式同社にあつ(考)○俗に三穗明神といふ由な

れ共いかが也本社合併の由なれさも左にあらず(集解)

由宇ノ社。意字の誤か鈔云在黒田驛出雲村戸高神祠之堂中(解)○説々あれども未詳(考)○玉造村玉作湯社に

合七祭れり(集解)

布自奈ノ社。式云布自奈大穴持神社、鈔云鳥戸里布自奈村之社也(解)○式同社座大穴持神社。布自奈村今高

大明神(考)○布自奈村ノ神社(集解)

同、布自奈ノ社。上に同、式は布自布に誤。同は同地(解)○式同社に當れり(考)○前の神社の境外

神社(集解)

野代ノ社。上に註、野代川邊にあり(解)○もしくは代は城のあやまりなるべし(考)○説種々有て定まらず(集解)

佐久多ノ社。式なる同社にオクキ意陀支ノ社。式の同當れり(考)

前ノ社。熊野村稻葉と云所にて今御崎神社(考)○熊野村鎮座、熊野上宮をいふならむ(集解)

田中社。大草郷内熊野村(鈔)○出雲村今俗足高明神ト申(考)○熊野村(集解)

詔門ノ社。式書能利刀社、大草郷日吉村飯山大明神也(鈔)○日吉村切通しの山に座、今飯大明神ト申(考)○諸

説區々神祇官に伺になりたり(集解)

楯井ノ社。大草郷内熊野村(鈔)○熊野村大田(考)○熊野社記に元祿十一年洪水の節神體を熊野神社に奉遷明治

十二年十一月該舊地に社
殿造營すあり(集解)

速玉ノ社。同前(鈔)○大庭村國造北島ノ内(考)○熊野村大塚村分難く神祇官に何出(集解)

石坂ノ社。式同。鈔云靜座於大草郷岩坂村神納山伊佐奈美命神魂社也後遷座于大庭謂之神魂大神(解)○四岩坂村の山の半腹(考)○四岩坂村(集解)

佐久佐ノ社。大草郷内佐久佐村八重垣大明神也(鈔)○式同。佐草村今八重垣大明神是也(解)

○佐草村八重垣社の枝社の如きなりしを更に郷社に列せられて崇めまつりて八重垣社に合祭。鈔解共に八重垣大明神に誤なり(集解)

多加比ノ社。式云鷹日、鈔云在予山代郷中津田村(解)○東津田村高日大明神(考)(集解)

山代ノ社。鈔云山代郷津田村ノ中御山代大神也(解)○神名火しなり(考)○古志原村鎮座(集解)

調屋ノ社。式云築陽。餘戸ノ里に在(解)○式同社座波夜都武白和氣神社、下意東村大森大明神(考)○下意東村(集解)

同社。式なる同社に當れり(考)○調屋社合祭以上四十八所は並、神祇官にあり、

宇山比ノ社。鈔云地未詳。島根郡に宇山比濱有、社は意字に屬か(解)○四來待にて今猪野大明神(考)○(集解)如

支布佐ノ社。鈔云支布社同社能儀郡屋代郷吉佐村天津大神客大神式云天穗日命神社也。按に支比佐加美高日子同神か(解)○式には能儀郡天穗日命神社一社を出せしなり則此御社にて今吉佐村天津大神ト申(考)(集解)○松井村野城神社と爭論神祇官へ同(集解)

毛社乃社。東岩坂村豐大明神(考)○考説のこし(集解)

那富乃夜ノ社。東岩坂村高野山にて今天神ト申(考)○考説のこし(集解)

○此書に湯社の同社を脱しまた野城社の同社を脱せり式に野代社一社を脱せりよつて式と不合(考)○寛云この四十八所の神のとは大日本史の神祇志と又我が神祇志料に於て見るべし次々の神祇志も同(標註)

支布佐ノ社。上に註す(解)○吉佐村今國津大明神(考)○諸説同じ(集解)

國原ノ社。平原村金田大明神(考)(集解)同じ

田村ノ社。西岩坂村秋吉金田大明神(考)(集解)

市穂ノ社。同、市穂社。市の字二つ禾の誤、禾穂訓能義(解)○鈔云在予筑陽郷伊東村(大森大神而式書筑陽社同社座波夜部武自和氣神社則是也)(解)三社ともに上意東村の川本大明神に合祭れり云(考)

伊布夜ノ社。揖屋に在、上に註(解)○式の同社に當れり(考)

阿太加夜ノ社。鈔云由宇社同所在黒田驛出雲村(後合祭于(考)○意字郡出雲郷村足高神明(集解)にて地名に負か意字川の東(解)○未考)

須太閉ノ社。須多下社。下は閉の誤、上の須多社は閉字脱か(考)○意字郡出雲郷村足高神明(集解)上出雲郷村諸説同じ(集解)

河原ノ社。鈔云大草郷岩坂村川原大神也(解)○東岩坂村河原谷山ノ神大明神(考)(集解)

布宇ノ社。鈔云拜志郷風宮敷、按於字の誤か(解)○林村にて風宮大明神(考)(集解)

末那爲ノ社。眞名井同所か諸本、末を米に誤(解)○未考(考)○山代村式末那爲神社内東脇に銅座なり(集解)

加和羅ノ社。八幡村にて今高良大明神(考)○八幡村鎮座(集解)

笠柄ノ社。東岩坂村安田山ノ神大明神(考)○考、説のこし(集解)

志多備ノ社。西岩坂村榛並云所にて王子権現(考)○考、説のこし(集解)

食師ノ社。式在意陀支社合祭れり(考)○諸説同じ(集解)

○國司の祭らせ給ふなり(考)

○長江山は鈔云在予能義郡母里郷井尻村ノ中上小竹村(解)○此山今里人は岩船山云(考)○五十里は今六里三十四町
○青垣山。青一本作暑誤也見母理郷下八十歩當作廿八里十歩見

山

長江山。ナカエ 郡家の東南五十里。水精あり。

青垣山。 郡家の正東八十歩。燐あり。

よりて見るべし(標註)

○鈔云母理郷非尻川也里人は白田川云(解)
○葛野山者非尻之内草野村九折坂而東北太村之嶽也(鈔)
○出雲國安來之埃之川上さある埃ノ川は伯太川なり(集解)
○伊久比は今宇久比といふ魚なり(考)
○鈔云山國川者能義郡吉田川也。枯見山者同郡宇波村大谷山也此川經於宇波、柿谷、折坂、野方、澤村、吉岡、月坂、赤崎、切川等數村合于母理川(解) ○飯梨川者今之富田川也(鈔)
○富田村にては富田川と云、海に入所にては野城川と云(解) ○田原村舊者在意字郡今則入能義郡也、一水源出自田原村經東南七十町一則于比田村自其西南五十町一則于大原郡上久野村故書三郡之界也然今能義與大原二郡之界也、玉嶺山者能義郡比田與仁多郡龜嵩二村之界龜嵩山之異號也(鈔)
○鈔云餘月里伊東村之川也(解)

出でて、北に流れて、伯太川に入る。

飯梨川。源三あり。一水の源は仁多、大原、意字の三郡の界、田原より出づ。一水の源は枯見より出づ。一水の源は仁多、玉嶺山より出づ。三水合ひて、北に流れて海に入る。年魚、伊久比あり。

筑陽川。源は郡家の正東一十里一百歩。萩山より出でて、北に流れて、海に入る。年魚あり。

意字川。源は郡家の正南一十八里。熊野山より出でて、北に流れ東に折れて海に入る。年魚、伊久比あり

野代川。源は郡家の西南一十八里。須我山より出でて、北に流れて、海に入る。

萩山は俗京雅木山といひ毛利氏陣取せし時は勝山と改し山なり(考)

○秋山者奥意東山名(鈔)

○鈔云經岩坂、日吉、大草、阿太加夜之敷所也俗云出雲川、大草川、大庭川(解)

○十八里は今の二里十八町

○野代川。鈔云乃思川也自大原意字二郡之界海潮郷須我山出、經於思川、乃白、乃木等入于海(解)

○舊者合乃白、福富、乃木之三處謂野代(鈔)

○玉作川。鈔云此川出於湯泉、思川郷自大谷出經玉作湯市(解)

○十九里は今の二里廿三町

○拜志山は拜志郷の山(解) ○卷末に大原郡界林垣峯とある所(考)

○意字郡和奈佐山(鈔)

○二十八里は今の三里三十二町

○山田村は今の菅原也(郷)

○今の五里十町

○鈔云自意字大原二郡之界大谷郷中金山谷之奥出、自大谷道佐々布之中間北流(鈔)

玉作川。源は郡家の正西一十九里。拜志山より出でて、北に流れて、海に入る。年魚あり。

來待川。源は郡家の正西二十八里。和奈佐山より出でて、西に流れて山田村に至り、更に折れて北に流れて、海に入る。年魚あり。

宍道川。源は郡家の正西三十八里。幡屋山より出でて、北に流れて、海に入る。魚無し。

津間拔池。周り二里三十歩。眞名猪池。周り一里。北に流れて海に入る。

眞名猪池。周り一里。北に流れて海に入る。

門江ノ濱。伯耆と出雲と二國の界。東より西に行く。

○乃木村青木と云ふに其跡残り
 ○二里三十歩は今の十町三十間
 ○山代村の池にて今も眞名井池と
 云(考)
 ○門江濱。鈔云能義郡門生、吉佐
 兩所之海際(解)
 ○粟島。門江濱同所(鈔)○今は夜
 見村の地つづきと成り(考)
 ○多年木は青木と訓てかしの類也
 ○眞崎葛は神代岩屋段に見へ云云
 (考)
 ○砥神島。安來郷中にあり今は和
 田村より地楸になれり(考)
 ○師太。今いふ齒桑にあらず、へ
 こなり○齊頭蒲、本草啓蒙に衰登
 古與茂紀○都波、俗に山ふきとも
 都波ふきともいふ(考)
 ○鈔云鴨島子島者砥神山與羽島
 之中間と云り(解)○二島未詳(考)
 ○羽島。鈔云能義郡飯島村之磯邊
 也(解)
 ○鹽備島。鈔云山代郷間湯村也手
 間天神社座(解)
 ○蚊島。鈔云在手代郷乃木之海
 中俗云蚊島(解)○今字を藤島と

書てよめしまさいへり前國主堀尾
 忠晴辨天社建立あり(考)

○手間は伯耆國の郷名(解)
 ○能義郡東關村也(鈔)
 ○四十一里一百八十歩は今の五里
 二十八町
 ○林垣を大原の通に木垣と書(解)
 ○來待郷和名佐與、大原郡幡屋
 山之堺也(鈔)
 ○三十三里二百歩は今の四里二十
 四町二十間
 ○佐雜は鈔云伊自美村與佐々布
 之堺(解)
 ○三十二里三十歩は今の四里十六
 町三十間
 ○朝酌渡。鈔云山代郷中間湯村與
 島根郡朝酌郷福宮村之中間渡頭
 也(解)
 ○四里二百六十歩は今の二十四町
 二十間
 ○無位臣また出雲臣とあるは一方
 は誤なるべし(考)
 ○勳は官位令に勳一等より十二等
 の勳あり考課の試より賜ふ文位
 也業は職員令を按に文章生得業者

通道

道の經る所なり。

國の東の堺、手間、刻に通りて四十一里一百八十
 歩。
 大原郡の堺、林垣、峰に通りて三十三里二百歩。
 出雲郡の堺、左雜、埜に通りて三十二里三十歩。
 島根郡の堺、朝酌、渡に通りて四里二百六十歩。
 前、件一郡は入海の南なり。是即ち國務なり。

郡司主帳無位海ノ臣
 無位出雲ノ臣
 少領從七位上勳業出雲ノ臣
 主政外少初位上勳業林ノ臣

粟嶋。椎、松、多年木、小竹、
 眞崎等の類あり。
 砥神嶋。周り三里一百八十歩。高六十丈。椎、松、
 頭蒿、都波、師太
 等の草木あり。
 加茂嶋。既に磯なり。
 子嶋。既に磯なり。
 羽嶋。樺。比佐木。多年木。
 巖。齊頭蒲あり。
 鹽桶嶋。蓼螺子あり。
 野代、海中の蚊嶋。周り六十歩。中央土濕れり。
 四方並、磯なり。中央に十揃ばかりの木一株ある
 のみ。其磯に螺子、海松あり。
 茲より西の濱、或は峻堀く或は平土。並。是、通

を云ふ(標註)
 ○少領の下に外字落せしなり(考)
 ○林臣は解に本國拜志郷に出たる
 比にて武内宿禰の裔なる林臣にあ
 らじといへり(標註)
 ○擬は主政を助て勤る也(考)
 ○擬は擬任にて未だ本官には非る
 也(標註)

擬主政 無政 出雲ノ臣

嶋根ノ郡シマネノコホリ

合、郷八。里二十五。餘戸一。驛家一。

山口ノ郷ヤマグチ 今、前に依りて用ふ。

朝酌ノ郷アサクミ 今、前に依りて用ふ。

手染ノ郷テシメ 今、前に依りて用ふ。

美保ノ郷ミホ 今、前に依りて用ふ。

方結ノ郷カタヅメ 今、前に依りて用ふ。

加賀ノ郷カガ 本の字、加加。

生馬ノ郷イクマ 今、前に依りて用ふ。

法吉ノ郷ホツキ 今、前に依りて用ふ。

○郷別里參さあれと今別かたし(考)

○命のさいへる下に島根と云ふ謂れあるべきが関又か(解)

○抄に今の朝酌を本郷として福富大井大海崎を古の一郷と記されたり已れ考ふるに本庄につきて新庄また其南上宇部尾等は郡家に屬せしか(考)
○郡家のありし處、抄に相富本庄新庄兩村之中とありて本庄町の西北にありて地面いさゝか高く二町餘りの平地にて今は畑また寺もあり土人其土地を代官屋敷といふ古の郡家のあき所と思ふ(考)
○郡家は本庄なるべし(解)

○一十里八十四歩は今の一里十五町二十四間
○山口は郡家正南布自積美山の南の山口なり鈔云東川津西川津川

以上八郷。別に里三〇。

餘戸ノ里。

千酌ノ驛家。

嶋根と號づくる所以は。國引き坐せる八束水臣津野ノ命の詔り給ひて名を負せ給ひき。故、島根といふ。

朝酌ノ郷。郡家の正南一十里八十四歩。熊野ノ大神ノ命の詔り給ひて、朝御饗の加牟加比、夕御饗の加牟加比、五贊の組の處を定め給へり。故、朝酌といふ。

山口ノ郷。郡家の正南四里二百九十八歩。須佐能鳥ノ命の御子、都留支日子ノ命の詔り給はく、吾が敷き坐す山口の處なりと詔り給ひて、山口と負せ給ひき。故、山口といふ。

手染ノ郷。郡家の正東一十里二百六十四歩。天下造らし大神ノ命の詔り給はく、此國は丁寧に造れる國なりと詔り給ひて、丁寧と負せ給ひき。今の人、猶、誤りて手染ノ郷といふ。

即ち正倉あり。
美保ノ郷。郡家の正東二十七里一百六十四歩。天ノ

原、西尾四村也(解)
 ○四里二百九十八歩は今の二十五町五十八間
 ○抄に手染。長見を本郷とし野原、別所、下宇部尾まで郷内といへり(まんばらも郷内なるべし)(考)
 ○一十里云云今の一里十八町二十四間
 ○天平頃の人誤て多志美といひしをまたいつさなく今は多須美といひ云なり(考)
 ○鈔云關村、福浦、四者森山、東者雲津、諸喰等爲三保郷(解)東輕尾迄は郷内なるべし(考)
 ○二十七里一百六十四歩は今の三里二十九町四十四間
 ○奴奈宜波比賣は沼河比賣也、寛按、宜ながさよむこさ法王帝説にあり舊印本にギさかなさしたるは非なり(標註)
 ○方結。今日片江一合是於阿都、玉江、七瀬浦爲二郷(鈔)西在菅、稻積も此郷内なるべし(考)
 ○二十里八十歩は今の二里二十九町二十間
 ○國形。下心得かたし式にいはい

エイミエヒと通へば宜と結と通し訓て方エヒと負しか又按に國形結と詔給ひしか、カマエヒは片寄に此の郷の南はなき北には山を負て甚片寄たる所なり(解)東四に長く南北はや狭し其を臣津野命引來坐て陸地なれり(今藤原祖山と云て陸地なれり)を枝と玉て伯耆の大神山かけて結かため玉ひしをいふなるべし加多支を加多江また結といふ事古語にありしや其は未考へれど土地のさまは然なるべく思ふに結といふ字を昔れしも左ねもはるなり南在る手染郷をば隨に詔ひこころを加多結と詔ふを思ふべし(考)
 ○抄に加賀、大瀧、御津浦を此郷内といへど東は野波より此郷なるべし西は手結浦迄なるべし(考)
 ○佐太大神と申奉る神は大國主神なる事を考得たり(考)、佐太大神は大穴持命の御事と思はる(解)
 ○内山翁説に命下宇脱せり御子佐太大神の六字の脱せしにはあらず

下造らしく大神ノ命、高志ノ國に坐す神、意支都久辰爲ノ命の子、奴奈宜波比賣ノ命に娶ひて産み坐せる神、御穂須須美ノ命、是の神坐せり。故、美保といふ。

方結ノ郷。郡家の正東二十里八十歩。須佐能鳥ノ命の御子、國忍別ノ命の詔り給はく、吾が敷き坐す國は、國形宜しと詔り給へり。故、方結といふ。

加賀ノ郷。郡家の北西二十四里二百六十歩。佐太ノ大神の坐す所なり。御祖神魂ノ命の御子、支佐加

比比賣ノ命、闇き岩屋なる哉と詔り給ひて、金弓以て射給ふ時に、光り加加明けり。故、加加といふ。

生馬ノ郷。郡家の西北一十六里二百九歩。神魂ノ命の御子、八尋鉾長依日子ノ命の詔り給はく、吾が御心、平明めて憤しからずと詔り給ひき。故、生馬といふ。

法吉ノ郷。郡家の正西一十四里二百三十歩。神魂ノ命の御子、宇武賀比比賣ノ命、法吉鳥に化りて、飛び度り、此處に鎮まり坐せり。故、法吉とい

やさいへりこの傳は古事記手問
山の傳さひさしき也(考)
○此加賀にて作活し給ひしを此書
にては生坐さ傳へしものなり(考)
○大岩を射通し給ひしかば光かが
やくもむべなり地名には上下を略
て加賀さ負しものなり(考)

○抄に東西生馬、藤津を本郷とし
濱佐田、比津、下佐田を此郷内とい
へり(講武三ヶ村名分も此郷内に
もまた持田村も然るにや)(考)
○一十六里云々は今の二里十一町
二十九間

○平明をつさめてさ訓あれどれの
れはただしくあかくさ訓り(考)
○地名の義はいかましからすさ詔
給ふを負て伊加麻といふべきを誤
て伊古麻と云(解)

○法吉郷。紗云合注吉、春日、末
次爲一郷(解)
○一十四里云は今の二里一町五
十間

○法吉島さいふは今云ふ筈。飛來
り靜坐せし處は法吉村の鶯谷なり
(考)

○餘戸里、古郡家而新庄、邑生、上
宇部尾村也(解)
○紗云東西北浦併に於千酌、笠浦、
瀬崎、野井、野浪等爲千酌(解)○
東三保より次々に北の方へ出し地
にて太古の隠岐泊と云よりはまた
次第に西入し處なり(考)
○一十九里云は今の二里二十六
町

ふ。

餘戸ノ里。名を説くこと意
宇部ノ如し。

千酌ノ驛。郡家の東一十九里一百八十歩。伊佐奈

枳ノ命の御子、都久豆美ノ命、此處に坐せり。然

れば、都久豆美といふべきを、今の人、猶、千

酌といふ。

布自伎彌ノ社。式同。紗云在_三山口郷布自伎美山_{タケ}嵩大神也
(解)○(考)、(集解)同説

多氣ノ社。式同。布自伎美山に在(解)○考同説○今布自伎美
社に合々祭れり。諸説種々あり(集解)○二社共に

布自伎美山にあり今のさまにては御木社を多氣社といひ石
神を布自伎美社といふべし今は別かたかるべし(考)

久良彌ノ社。久良彌社同波夜都武志和氣社有_三餘戸里新庄村_ニ
久良彌社是也。同社共在_一所。今俗別久良彌

大明神也(紗)○式同社坐波夜都武自別神社、早くより一社
に合祭りしものか可考今は新庄村稻倉大明神、申、百年ほど
前には七町程山奥のみれに御社ありしを十一月祭禮社參難
儀なるによりて今の社地に移せしといふ(考)○新庄村稻倉

明神(集解)

同社。波夜都武志別ノ社。前の久良彌社に
合祭れり(集解)

川上ノ社。餘戸里内本庄村加波阿氣谷之社是也(紗)
○本庄村川上谷川邊大明神(考)、(集解)

長見社。式同。紗云手染郷長見村杵田大
神也(解)○(考)、(集解)同説、

門江ノ社。式同。紗云在_三山口郷東川津村_ニ俗云_三門江_ニ谷久仁志
大神也(解)○上川津村(かこさ谷)國石大明神(考)

○諸説同
じ(集解)

横田ノ社。式同。紗云美保郷森山村横田大
明神也(解)○(考)、(集解)同説

加賀ノ社。紗云加賀自灘磯_ニ北神崎窟戸_ニ中所産生之大神後徒
陸地_ニ謂窟戸大神(解)○加賀浦坐_ス伎佐加比比賣

な祭れり(かやぶきの御社にて今天照大御神
と云はあやまりなり)(考)○諸説同じ(集解)

爾佐ノ社。鈔云千酌郷三社大神也合祀都久豆美命伊
非諾命伊非册命(解)○(考)(集解)同説、

爾佐能加志能爲ノ社。式云爾佐能加志能爲、鈔云千酌郷中
野井浦神守大神也(解)○今御社な

し椎木を神木と祭て里人加無利明神(考)○往昔は野井
浦沖にある加志ノ島に鎮座なりしを風波の時には社も成

難き故同浦陸地に遷し俗に加無利明神といひしを年經て大
破に及び當浦産土神社に合祭し由なり般今當浦神社と崇め

まつりしな
り(集解)

法吉ノ社。式同、鈔云祭宇武加比賣命法吉郷大森大神也
(解)○古は白髮山のふもと篠谷に御社ありしをい

つの御世にや今の社地に移せしにや(考)
○大森大明神諸説同じ(集解)

生馬ノ社。齊乎生馬郷鈔云祀於八尋鉢長依日子命(解)
○東生馬村大森大明神(考)○諸説同じ(集解)

美保ノ社。齊三保郷(解)○三保
關美保大明神(解)

以上の十四所は並、神祇官にあり。

大崎ノ社。加賀郷大森浦母坂大明神
(鈔)○(考)、(集解)同説

大崎川邊ノ社。同浦國師大明神、大崎今俗曰大音浦也(鈔)
○國石大明神(考)○諸説同じ(集解)

朝酌上ノ社。朝酌郷大森大明神(鈔)
○(考)、(集解)同じ

同、下ノ社。同郷多賀大明神(鈔)
○(考)(集解)同じ

奴奈彌ノ社。野波浦久仁戸志大明神(鈔)
○國主大明神(考)

掠見ノ社。新庄村内鎮遠久良見谷之山上之神也(鈔)○式内
に出されし久良彌社を式に同社坐云々あれば一

社はまがひてここに出しものか(考)
○今式内久良彌社合殿祭れり(集解)

大井ノ社。朝酌郷大井村七社大
明神(鈔)(考)(集解)

阿羅波比ノ社。法吉郷内、中原村之照床大明神也(鈔)○鈔
説いかか(考)○外中原照床明神(集解)

三保^ホ社。自^レ陸去而十八町計在海中俗謂^ハ鳴大明神(鈔)
○森山村横田神社合殿鎮座なり(集解)

多久^ク社。多久郷講武谷神多久森社也(鈔)○北講武村多久大明神、榎木を神木として祭れり(考)○南講武村高

田明神(集解)
○論社なり

蛭^ク蛭^コ社。俗云^ク大根嶋社也同社然也一社者地神大明神一社者三社大明神也(鈔)○大根島二千村地神大明神

(考)○二千村地神明神といふ諸説なれども在所未詳(集解)

同、蛭^ク蛭^コ社。同島入江村三社大明神(考)
○江島(集解)

質^シ留^ル比^ヒ社。方結郷七類浦支太大明神(鈔)
○七類浦美保大明神(考)

方^カ結^ケ社。方結郷今作片江浦伊比都加大明神○片江浦宇塚大明神(考)○諸説同じ(集解)

玉^ク結^ユ社。同所玉江大明神(鈔)片江浦、田前大明神(考)諸説同じ(集解)

川^カ原^{ハラ}社。山口郷川原村二社大明神(鈔)○川原村にて川原大明神といふ社大明神といふ社(考)○諸説同じ(集解)

解)

虫^ム野^ノ社。虱野里福原村虫大明神(鈔)(考)(集解)○昔は虫原といひしを明曆年中より福原と改りし也(考)

持^モ田^タ社。持田村大宮大明神(鈔)○四持田村龜尾谷大宮大明神(考)○諸説同じ(集解)

加^カ佐^サ奈^ナ子^ゴ社。同村笠那志大神(鈔)(考)(集解)

比^ヒ加^カ夜^ヤ社。虱野里坂本村大明神(鈔)○坂本村榎堂大明神(考)○諸説同じ(集解)

須^ス義^ギ社。千酌驛之内北浦須支濱北大明神(鈔)○菅浦神畑大明神(考)

伊^イ奈^ナ頭^ツ美^ミ社。同所本浦奈久良大明神(鈔)○稻積浦にて稻倉大明神、古昔は島なりしに今は白沙つし

りて陸地になれり(考)
○北浦稻倉明神(集解)

伊^イ奈^ナ阿^ア氣^ゲ社。同所麻仁祖大神(鈔)○同浦麻仁祖明神(考)○諸説同じ(集解)○古昔は麻仁祖山に御社

ありしといふ大島
さいふ島なり(考)

御津社。加賀郷内則水浦本宮大明神(鈔)〇(考)

比津社。生馬郷比津村都支努貴神社(鈔)〇(集解)

玖夜社。玖夜兩社者生馬郷南邊國屋村久羅加氣貴利阿氣兩大明神(鈔)〇(集解)同

同、玖夜社。切明大明神(考)〇(集解)同

田原社。法吉郷内在春日村田原谷後同郷内從奧谷村崇

所也(鈔)〇古昔田原谷に御社ありしを堀尾氏宇賀社に社領をつけて田原社に合せ今の社地に移せしむ(考)

生馬社。西生馬村大岩大明神(鈔)(考)(集解)

布奈保社。生馬郷南十町計去而濱佐田村船尾神社是也(鈔)〇濱佐田村船尾大明神(考)

加茂志社。生馬郷西上佐田村鴨子大明神(鈔)〇上佐田村神魂大明神(考)〇(集解)

一夜社。多久郷四端在名分村一夜大明神是也(鈔)(考)(集解)

小井社。多久郷名分村御井大明神(鈔)〇名分村にて大井大明神(考)(集解)

加都賀社。在尚郷同村加都麻山(鈔)〇名分村の社なりしに今御社なし松木を祭る其山を古、加津間山と

云(中古年ふりたる松あり今の松は其實の生たるなりと考)

須衛都久社。松江城下氏神末次熊野神社是也(鈔)〇城主産土神也末次茶町に在(考)此まで熊野神社

と稱へしなり郷社且縣社と崇敬せらる(集解)

以上三十五所は並、神祇官にあらず。

〇鈔云跨山口朝酌餘戸一則東川津山布自枳美高山。郡家の正南七里二百一十步。高サ

〇七里云々は今の一里二町三十間。〇烽は背遠と多夫志烽を請次くな

〇鈔云布自枳美之東新庄村(解)〇郡家の方よりは丸く見ゆ今も女岳

〇鈔云合福原、坂本二曰虫里明曆年中忌虫原名改福原(解)

女岳山。郡家の正南二百三十步。

風野。郡家の西南三里一百步。樹木なし。

○鈔云本庄村之川上也(解)○毛志山、郡家正北一里。是今松江にて俗に北山といふ(考)
 ○大倉山。鈔云手染郷長見川源、今枕木山觀音堂之東山名也(解)手染長見の山をいふなり(考)
 ○糸江山。鈔云野浪ノ川上ノ山也(解)○高山にてかや山なり(考)
 ○二十六里三十歩は今の三里三十一町三十間
 ○小倉山。鈔云加賀、大芦、講武持田四村加賀川、多久川之源也(解)(考)
 ○二十四里云々は今の三里十四町四十間

牟志山。郡家の北一里。

大倉山。郡家の東北九里一百八十歩。

糸江山。郡家の東北二十六里三十歩。

小倉山。郡家の正西二十四里一百六十歩。

凡ッ 諸山野に在らゆる草木は、白朮。麥門冬。藍。

漆。五味子。苦參。獨活。葛根。薯蕷。卑解。

狼毒。杜仲。芍藥。柴胡。百部根。石解。藥本。

藤。李。赤桐。白桐。海柘榴。楠。楊。松。栢。

禽獸には即ち鶯。宇或は鴨。隼。山鷄。鳩。雉。猪。

猿。飛騨あり。

○二水は毛志山の西より北より流れて、南、入海に入る。毛志山は武野に續く(解)○鈔曰大草川、此水源一山異於山、一水從武野内福原村潯水山、又一水源出從坂本與持田之界納藏谷、記二水源共謂毛志山、而潯水與納藏谷之路程少阻矣、蓋水源同山而所出阻谿澗者也(鈔)
 ○鈔云從長見大倉山出、東流到于杵田大神之社前、與大鳥川合(解)
 ○源、大倉與、墓野。二水長見與、大鳥。墓野山、鈔云長見與北浦界。(解)

川水草川。源二あり。一水の源は郡家の東、三里一百八十歩、牟志山より出づ。一水の源は郡家の西北六里一百六十歩。二水合ひて南に流れて海に入る。鮒あり。

長見川。源は郡家の東北九里一百八十歩。大倉山より出でて東に流る。

大鳥川。源は郡家の東北一十二里一百一十歩。墓野山より出でて南に流れ。二水合ひて、東に流れて海に入る。

野浪川。源は郡家の東北二十六里三十歩。糸江山より出でて、西に流れて大海に入る。

○野浪は千酌驛西、鈔云糸江山は野浪村之南(解)
 ○二十六里三十歩は今の三里三十一町三十間

○加賀川、鈔云此川經加賀郡別所
 谷(北流)解) ○二十四里一百六十歩は今三里十
 四町四十間 ○小倉山のこは澄水瀧山を云也
 (今小倉親音といふは此澄水の瀧
 にありしを今の地に移せしより今
 の山をも小倉山といふならん)
 (考) ○多久川。此川を秋鹿郡にては佐
 田川と云(解) ○二十四里は今の三里十二町
 ○此水上は小倉山の西方をいふ
 (考) ○小倉山、加賀大音與講武村持田
 村(鈔)四所之山也(鈔) ○在法吉郷中一俗呼云智者池是
 也(鈔)、此池は前原に坡字を遺し
 は坡は坂なりとあれば土手を遺り
 て水たまりとなせしなるべし(考)
 ○(解)鈔に從ふ ○須賀毛は藻の一種なるべし(解)
 ○前原坡は手染郷内下字部尾村に
 あり今里人は蛇角とさ池と云(考)
 ○今は埋て池形いささか残り(考)
 ○上字部尾村に有か(解) ○從大

海崎在所越上字部尾之東北路
 邊也(鈔) ○張田池。南講武村の半田谷と云
 處にて半田池と云(考) ○鈔云地未
 考(解) ○匏池。生馬郷南濱佐太村俗云比
 佐久池(鈔)、今は又シヤリか池と
 云り(考) ○蔦は今まこも云水草なり(考)
 ○美能夜池。地未考(鈔)(考)
 ○口池。山口郷内本庄村にサヘゴ
 峠といふ處に池あり是にしもや(考)
 不知其所在(鈔) ○敷田池。不詳(鈔)、(考)
 ○西より東に行く。入海の西方よ
 り次々東へ記さるるといふ註也
 (考) ○日御崎本、鈔、解等には自
 海行東とあり。朝酌促戸を渡り海
 邊を郡家に行く。郡家より三保崎
 迄今海路五里計東行。陸路なし
 (解) ○朝酌促戸渡。意字郡間湯より島
 根郡福富へ渡る所。度八十歩許と
 下文に見たり(解) ○東有通道、朝酌郷内福富村東通
 路而周道也(鈔)、通道は北道(解)

加賀川。源は郡家の西北二十四里一百六十歩。
 小倉山より出でて、北に流れて、大海に入る。
 多久川。源は郡家の西北二十四里。小倉山より
 出でて、西に流れて、秋鹿郡の佐太の水海に入
 る。以上六川は
 並、魚なし。
 法吉、坡。周り五里。深七尺許。鴛鴦。鳧。鴨。
 鰒。須我毛あり。夏節に當りて、
 尤、美菜あり。
 前原、坡。周り二百八十歩。鴛鴦。鳧。鴨等の類
 あり。
 張田、池。周り一里三十歩。

匏、池。周り一里一百一十歩。蔦生ふ
 美能夜、池。周一里。
 口、池。周り一里一百八十歩。蔦。鴛鴦あり。
 敷田、池。周り一里。鴛鴦あり。
 南は入海。西より東
 に行く。
 朝酌、促戸、渡。東に通道あり。西に平原あり。中
 央は渡なり。茶を東西に亘す。春秋に大小雜魚
 出入る。臨時、茶の邊に來湊るを、駱駝しく、
 風塵し水衝けば、茶破壊るることあり。或は白
 魚を乾して鳥に捕らるることあり。大小雜魚、

○一十八里一百歩は今の二里十九町四十間
○羽々鷺は羽々矢の羽々同(解)
○今人とは天平の頃の人なり太古を太久に誤りしを云(土地豊沃とあれは傍のよく生るより傍島と誤りしものか)(考)天平の頃誤て傍島と號(解)

○有牧は馬を野に放してこゝまするを云(考)
○陸は夜見島に當る三里は今の十五町(解)○是は木庄の渡りなるべし(考)

○此島別ては今江島といふ(考)
○五里一百三十歩は今の二十七町十間

○神社。所謂蜈蚣社也(解)

○去陸云々はいづこよりか渡村より(考)○去津二里一百歩。津は夜見島の渡場か(解)
○天明頃記せしものには馬渡八町とあり是則磐石なるべし(考)

○夜見島は今の弓ヶ濱也此濱より蜈蚣島に渡るを、ここに乘馬猶往來と記す今人馬の渡り云々磐石ハ今道凡十一二町水文二里許に合、西は蜈蚣島、渡凡四町許今人イシマと云(解)

○鈔云在三保郷中下宇部尾村今云和多太崎(解)

○三里二百二十歩は今の十八町四十間

○門人御玉久徳が行見て今は陸地なれども島ともいふべき土地なりと語り(考)

○猪、鹿は島に住へきものにあらず寫誤なるべし(考)

○去陸渡一十歩は三保郷より海を渡る程なり(解)

○鈔云三保郷下宇部尾村之領之島也蓋も三保島の誤か(解)

○伯耆夜見濱の北を戸江と云此名を負て戸江刻と名付しなるべし今森山村の御番所は此刻の殘なるべし(考)

いふ。土地豊沃たり。西ノ邊に松二株あり。此外、茅、莎、薺頭蒿。落等の類、生ひ靡けり。即ち牧陸を去ること三里。

蝦蚣島。周リ五里一百二十歩。高サ二丈。古老の傳にいふ。蜈蚣島に蜈蚣あり。蜈蚣を食ひもち來て、此嶋に止居れり。故、蜈蚣島といふ。東、邊は神社、以外は悉、百姓の家。土體豊沃にて草木株疎し、桑、麻、豊富し。此洲所謂嶋、里こ

れなり。陸を去ること二里一百歩。即ち此嶋より伯耆國郡内の夜見嶋に達る磐石あり。二里許。廣サ六十歩許

馬に乗りて往來ふ。鹽滿つる時は、深サ二尺五寸許。鹽乾る時は、已に陸地の如し。

和多々嶋。周リ三里二百二十歩。椎。海石榴。白桐。松。都婆。猪。陸を去ること、渡十一歩。深淺を知らず。

美佐ノ嶋。周リ二百六十歩。高サ四丈。椎。檜。茅。荻。頭蒿。荻。都波。荻。

戸江ノ刻。郡家の正東二十里一百八十歩。島に非陸地濱なり。伯耆郡内夜見島に相向はむとする間なり。

栗江崎。夜見島に相向ふ。促戸ノ崎の西は入海塚なり。渡二百十六歩。

○月江は鈔云三保郷森山村(解)
 ○二十里一百八十歩は今の二里三十一町
 ○月江同所なり(解)○今しられず
 ○伯耆界村に向ひしとあれば森山なるべし(考)
 ○三保郷内森山村與伯耆國弓濱内月江其間四町計之渡頭也(鈔)
 ○海原氏入鹿を海豚に當て云々(考)
 ○鎮仁は黒鯛の二三寸許なるを云べし(解)
 ○鰯鯢の二字は大小の海老を云ふべし(解)

○北は此の字誤にて此大海埼なるべし東大海界とは是より東は大海なる由なり○この注も大海さなりても次々東へ記さるるさいふ意也(考)
 ○海藻。和名抄に爾木米さありて俗にわか米と云也(考)
 ○鈔云、鯉石島大島者在三保郷福浦(解)○福浦にありと云は如何此兩島は森山村の内なるべし(考)
 ○宇山比濱亦在尚處一長海之事也

(鈔)○抄に長見のこことあれど前の註に叶はず森山に今も字非と云地名の残りしは此宇山比なるべく思ふ(考)○宇山比濱は鈔云三保長濱也(解)
 ○鹽道濱。鈔云在三保關與福浦之中路(解)○未詳(考)
 ○濠山比濱加努夜濱、同上(解)未詳(考)
 ○美保濱則三保關村也(鈔)(解)○今俗に地蔵崎とあらぬ名をいへる所なり(考)○三保關地蔵崎也(鈔)(解)
 ○鈔云從三保磯二十八町在海中一俗云島神(解)○十八町海中沖御前(考)
 ○等々島の名を出々とも當々ともいふをしるす(解)
 ○十島。十一本上、一本土鈔云在地蔵崎之磯邊云志島(解)○志島未詳今俗に赤島と云島ありとも又地御前と云島ともいへり(考)○今俗謂赤島也(鈔)
 ○久毛等浦。鈔云俗作字於雲津北浦の始也(解)○才谷より北を受し浦々也輕尾の西のつつきなり。自東云々はこより次々四へ記さ

凡ッ南の入海に所在る雜物は、入鹿。和爾。須受積。鱧。近志呂。鎮仁。白魚。海鼠。鰯鯢。海松の類、至、多し。名を盡くすべからず。
 北は大海。埼の東は大海界なり。猶、西より鯉石嶋。海藻生ふ。

大嶋。磯なり。

宇山比濱。廣サ八十歩。志毘ノ魚を捕る。

鹽道濱。廣サ八十歩。志毘ノ魚を捕る。

濠山比濱。廣サ五十歩。志毘ノ魚を捕る。

加努夜濱。廣サ六十歩。志毘ノ魚を捕る。

美保ノ濱。廣サ一百六十歩。西に神社あり。北は百姓の家あり。志毘ノ魚

を捕る。美保ノ埼。周りは壁峙ちて羣鬼しき岳なり。

等々島。出々當々

志嶋。磯なり。

久毛等浦。廣サ一百歩。東より西に行く。十船泊るべし。

黒嶋。海藻生ふ。

這田ノ濱。長サ二百歩。

比佐嶋。紫菜。海藻生ふ。

長嶋。紫菜。海藻生ふ。

長嶋。紫菜。海藻生ふ。

あると云註也(考)
 ○黒島。自雲津所之七類浦之海中
 中小島也(鈔)○雲津浦内齋の浦
 といふにある島なり(考)
 ○同上(鈔)○今字法田と書て諸喰
 浦の内の名也(考)
 ○同上(鈔)○黒島の西にならびて
 今毘志屋島と云(考)
 ○同上(鈔)○諸喰浦にありとい
 ど別かたし(考)
 ○結島門。同上(鈔)
 ○七類浦の、やや北に出て其より
 東に出て少切ればなれし處にて今
 俗に猿渡りといふ其鼻をいふなる
 べし(考)
 ○二里三十歩は今の十町三十間、
 ○同上(鈔)
 ○考には此島なし、
 ○今作七類南有喜太大明神、久
 爾與志大明神之社と(鈔)○法田の
 つづきなり(考)
 ○二百二十歩は今の三町四十間

○同上(鈔)
 ○同上(鈔)
 ○此二島今別ちかたし(考)
 ○同上(鈔)○七類浦にて今も八島
 と云(考)
 ○同上(鈔)○同浦、今も赤島(考)
 ○同上(鈔)○未詳(考)
 ○同上(鈔)○同浦、今も黒島(考)
 ○同上(鈔)○同浦、今殿島(考)
 ○二百八十歩は今の四町四十間
 ○鈔云方結郷今玉江濱也(解)○今
 も玉結と云(小石濱也、唐は直の誤
 なるべし)此濱に百姓の家今はな
 し(考)○唐紙者玉江與片江之中
 間、在葎子浦(鈔)○唐紙者玉江方
 江之邊也(解)
 ○小島者則玉結磯頭也(鈔)
 ○鈔云今俗作字於片江(解)○則
 方結本郷云云(鈔)
 ○一里八十歩は今の六町二十間
 ○鈔云右片江浦蜂葉島石窟蓋是也
 (解)○片江浦と菅との浦に馬の瀬
 といふ處あり、その二岩なるべ
 し(考)
 ○鈔云嶋島、鳥島、黒島者自片江
 北、須義浦所之島々之名也(解)

比賣嶋。 磯なり。
 結嶋門。 周リ二里三十歩。高サ一十丈。 松。齋頭高。都波あり。
 御前ノ小嶋。 磯なり。
 質留比ノ浦。 廣サ二百二十歩。 南に神社あり。北は百姓の家。三十船、泊るべし。
 久宇嶋。 周リ一里三十歩。高サ七尺。 樺。椎。白朮。小竹。齋頭高。都波等あり。
 加多比嶋。 磯なり。
 船嶋。 磯なり。
 屋嶋。 周リ二百歩。高サ二十歩。 樺。松。齋頭高。頭高あり。
 赤嶋。 海藻生ふ。

宇氣嶋。 海藻生ふ。
 黒嶋。 海藻生ふ。
 粟嶋。 周リ二百八十歩。高サ一十丈。 松。茅。茅。都波なり。
 玉結ノ濱。 廣サ一百八十歩。 碁石あり。東ノ邊に唐紙あり。又、百姓の家あり。
 小嶋。 周リ二百三十歩。高サ一十丈。 松。茅。齋頭高。都波あり。
 方結ノ濱。 廣サ一里八十歩。 東西家あり。
 勝間ノ埼。 二ノ窟あり。 一は高サ一丈五尺。裏ノ周リ一十八歩。一は高サ一丈五尺。裏ノ周リ二十歩。
 鳩嶋。 周リ二百二十歩。高サ一十丈。 都波。莪あり。
 鳥嶋。 周リ八十二歩。高サ一十五丈。 鳥ノ栖あり。

○此三島は菅浦にて海上十八町計沖にある島々なり、(考)

○鈔云北浦中磯、有子衣島也(解)今字菅浦と書(考)○北浦之内今俗

曰須氣浦則有磯頭ニ衣島也(鈔)○菅浦にあり(考)

○鈔云北浦之漁戸也(解)○稻上は濱の名にしてすべては稻積といへるなるべし(考)

○鈔云北浦磯、稻倉大神鎮座(解)○今は島にあらず白沙積て陸に綴けり(此島、大島の次にあるべきにここに記したまは御社のことを記さるべきに鳥の栖を記して御社を記されぬもいかが)(考)

○鈔云大島者稻上、稻積同所、穴深ノ磯、俗云麻仁祖山(解)○此島に周高を記されぬもいかが(考)

○千酌浦也(鈔)○一里六十歩は今の六町

○鈔云千酌與菅浦之間海路島也(解)○今は笠島と云又カシカ島とも云(考)

○同上(考)○鈔云今俗云笠浦中有深浦之稱(解)○今は笠浦と云てむかしは千酌の内なるべし(考)

○鈔云有深浦(解)○今は海中に落て見へずといふ(考)

○在笠浦海中(鈔)○前文黒島重出(解)

○同上(鈔)○鈔云在自笠浦所之野井浦之海路(解)○今字も築島と書(考)○二里二十八歩は今の十町十八間

○同上(解)○今里人は箱嵐と云ひ辨才天を祭りて松の古木あり(考)

黒嶋。紫菜。海藻生ふ。

須義濱。廣サ二百八十歩。

衣嶋。周リ二百二十歩。高サ五丈。中、懸ちて南

北、船、猶往來ふ。

稻上濱。廣サ一百六十歩。百姓の家あり。

稻積嶋。周リ三十八歩。高サ六丈。松林、島、中、

懸ちて南北、船、猶往來ふ。

大嶋。磯なり。

千酌濱。廣サ一里六十歩。東に松林あり。南方は驛家。北方は百姓の家。郡家の東

北一十九里一百八十歩。北は所謂陸岐國に渡る津これなり。

加志嶋。周リ五十六歩。高サ三丈。松あり。

赤嶋。周リ一百歩。高サ一丈六尺。松あり。

葦浦濱。廣サ一百二十歩。百姓の家あり。

笠石。

黒嶋。紫菜。海藻生ふ。

龜嶋。紫菜。海藻生ふ。

附嶋。周リ二里一十八歩。高一丈。椿。松。磯頭蒿。其の磯頭蒿は正月元日に生ふ。長六寸なり。

蘇嶋。紫菜。海中、懸ちて南北、船、猶往來ふ。

眞屋島。周リ六里。高五丈。松あり。

○松島立石島者在野波浦中瀬崎也俗呼云仙崎(抄)

○野浪支浦而今俗曰仙崎(抄)○瀬崎は千酌野浪の邊也(解)

○野浪浦編戸ノ宅地也(抄)

○一本二百八十歩(解)

○神社は奴奈彌社(解)○野波内多古島にて大鶴島云(考)

○野波にて今も間島云(考)

○未詳(考)

○鶴島、間島、毛都島此等自小浪野浪加賀之中在左浪之海上(抄)

○川來門大濱、加賀浦也(抄)

○黒島。加賀浦港戸右方(あり)(考)

○黒島以下赤島迄神崎より大津浦の間なり同郡同浦に黒島赤島重出(解)○同所(あり)(考)

○此件かく注の如くは記されしかど本文也(考)○所産生臨時(原文)さほ御蘇生ならせ給はんとする時(考)

○金弓箭流出しを待取坐て射通し玉ひしが今の新浦戸を云(考)

○今は地に楳て船の通ふ處もなく細作りて諸木しげれり(考)

松島。周リ八十歩。高サ一丈。松林あり。

立石島。磯なり。

瀬崎。磯なり。所謂、瀬崎ノ成是なり。

野波ノ濱。周リ二百八歩。東ノ邊に神社あり。又、百姓の家あり。

鶴島。周リ二百一十歩。高サ九丈。松あり。

間島。海藻生ふ。

毛都島。紫菜、海藻生ふ。

川來門ノ大濱。廣サ一里一百歩。百姓の家あり。

黒島。海藻有り。

小黒島。海藻生ふ。

加賀ノ神崎。即ち窟あり。高サ一十丈許。周リ五百

二歩許。東西北は通れり。所謂、佐太大神の産生れ坐

させし時に、弓箭失せ座しき。爾時、御祖神魂ノ命の御子、枳佐加比比賣ノ命、願ぎ給はく、吾が御子、麻須羅神の御子に座さば、亡せたる弓箭、出来と願ぎ座す。爾時、角ノ弓箭、水の隨に流れ出づ。爾時、生れ座せる御子の、詔り給はく此は吾が弓箭にあらざる詔り給ひて、擲げ廢て給ひき。又、金ノ弓箭流れ出で來。即ち待ち取り座して、閑懸き願なるかもと詔り給ひて射通し座しき。即ち御祖支佐加比比賣ノ命の社、此處に座す。今の人、此窟の邊を行く時は、必ず、聲、禱磁かして行く。若し密かに行けば神、現れて颯風起り、行く船は必ず覆へるなり。

御島。周リ二百八十歩。高サ一十丈。中、東西に

○御島の一町許西方にて今は櫛島
さひとつに成て此浦の間をなせり
(考)

○三島の北にありて土地に續けり
(考)

○許意島の沖、今も眞島(考)

○此は間外マヘにありて平なる岩(考)

○此島は加賀浦より見る時は加賀
につきしさまなれど今は大芦に屬
ぬ(考)

○浦の正面にあり大岩なり(考)

○葛島の少し四方、今も赤島と云
赤色ノ岩也(考)

○今俗曰大芦浦是也(鈔)(考)

○大芦浦申須々美也(鈔)(考)

○今俗書字於水ノ浦是也(鈔)(考)
○在此浦之海路也(鈔)○水浦に
て男島(考)

○鈔云虫津濱。蘇島根郡今秋
鹿郡片句浦是也(解)○水浦の西に
今むろつさいふ處あり是虫津にあ
やまりしにや此西方より今は秋鹿
郡となりそを和田見濱といふ
其西を片句浦といふ(考)

(鈔)云手結崎手結浦今俗云多井
崎多井浦入秋鹿郡(解)○今秋鹿
郡にて字綱に作れり(考)
○鈔云在手結頭(解)○今寺島
と云て諸木しけれり(考)

○鮎鮎何ものとも別かたし○字仁
は本草には靈麻子を字仁とあり○
甲麻カマ和名抄漢語抄曰加世本草
石陰子シキ○凝海藻ネウ俗にさころてん
草○石華シカ今あはし貝と云ものな

通ふ。樺。松。栢あり。

葛島。周リ一里一百十歩。高サ五丈。樺。松。小竹。茅。菜あり。

櫛島。周リ二百三十歩。高一丈。松林あり。

許意島。周リ八十歩。高一丈。松林。茅。澤潟あり。

眞島。周リ一百八十歩。高一丈。松あり。

比羅島。紫菜。海藻生ふ。

黒島。紫菜。海藻生ふ。

名島。周リ一百八十歩。高九丈。松あり。

赤島。紫菜。海藻生ふ。

大崎濱。廣サ一里一百八十歩。西北に百姓の家あり。

須須比ノ崎。白朮あり。

御津ノ濱。廣サ二百八歩。百姓の家あり。

三島。海藻生ふ。

虫津ノ濱。廣サ二百二十歩。

手結ノ崎。濱邊に窟あり。高一丈。裏の周リ三

十歩。二楡あり。

手結ノ浦。廣サ四十二歩。船二つ計、泊るべし。

久宇島。周リ一百三十歩。高サ七丈。松あり。

凡ソ北海に捕る所の雜物くまぐさは志昆シキ。鮎シカ。鮎シカ。鮎シカ。魚イ。賊カ。鱈タカ。鮑ウミ。榮螺ササユ。蛤貝ウミ字或は蚌。棘甲ウツ。麻マ字或は石
經子シカに作

り其さま犬のひざにも似たれば、
犬脚とし書しなるべし(以上、考)

る。ッビ。甲羸。蓼螺子字或は螺子。螺螄子字或は犬脚或。石華字或は曠。曠を脚
に作るは。白貝。海藻。海松。紫菜。凝海藻等の
類、至、繁し。盡く稱ふべからず。

○郡家より南福留までの路(考) **通道** 意宇郡の堺、朝酌ノ渡に通りて二十一里二百二十

里二十二町四十間

歩の中、海八十歩。

○西の路也今の太田より持田、内
和田、法吉、生馬を通り佐田船木橋
に出る也(考)

秋鹿ノ郡の堺、佐太橋に通りて一十五里五十歩。

○一十五里五十歩は今の二里三町
五十間

隠岐ノ渡、千酌の驛家の湊に通りて一十九里一百八

十歩。

○此路は枕木山と大倉山との谷路
かまた長海よりか未考(考)

○九里を一本一里に誤る(解)

○社部臣未だ考へず(標註)

郡司 主帳 無位 出雲臣
大領外正六位下 社部臣

○主政の下外脱せし也
○蝦臣は上にもあり蝦朝臣未だも
のに見あたらす(標註)

少領外從六位下 社部石臣
主政 從六位下勳業 蝦朝臣

秋鹿ノ郡。

合、郷四。里一十二。神戸一。

惠曇ノ郷。本字惠伴。

多太ノ郷。今、前に依りて川ふ。

大野ノ郷。今、前に依りて川ふ。

伊農ノ郷。本字伊努。

以上四郷。別に里三。

神戸ノ里。

秋鹿アキカと號なづくる所以こほりやは。郡家こほりやの正北アキカヒノに秋鹿日女アキカヒメノ命ノミコト坐ます、故、秋鹿といふ。

○按此記之趣秋鹿日女二所明神祠則在予秋鹿村一蓋此社南地爲郡家耶從是以東十七八町計乃家江村南水崎今猶呼那崎一意字郡長隣地且長江亦秋鹿一村也(鈔)○抄

惠曇ノ郷。郡家の東北九里三十步。須佐能乎ノ命

の御子、磐坂日子ノ命、國巡行くわんじゆんぎやうり坐し、時、此處

に至り坐して詔り給はく、此處は國稚くにわかく美好うつくはし。

國形くにがた畫かき鞞かぶとの如ごとくなる哉か。吾が宮は是處に造らむ

と詔り給ひき。故、惠伴けいばんといふ。神龜三年かみかめ三年字なを

多太ノ郷。郡家の西北五里一百二十步。須佐能乎ノ

命の御子、衝つ梓き等ら乎を而して留とど比ひ古こノ命、國巡行くわんじゆんぎやうり坐し

し時、此處に至り坐して詔り給はく、吾が御心

照あ明かく正ただ眞だしく成りぬ。吾は此處に静しづまり坐まさ

むと詔りたまひて静しづまり坐ましき。故、多太と云

の親によりて郡家を定むるに東西遠近なし(考)

○併於今江角、古浦、武代本郷等所こゝ以爲を惠曇郷けいどん、志し、佐太村さたむら亦宜も以入も此郷中こゝ也(鈔)(解)

○九里三十步は今の一里九町三十間

○畫鞞の畫は字にはよるべからずもこより神代に畫さふこゝあるべくしありす此下に有影鞞磐二所とある彫にて石などにほるを彫るさいへるこゝくまた人の面にくぼみの出來るをわくばさいへるも同じかるべし(考)○或云惠曇とは鞞みなるべし(考)○或云惠曇とは鞞に畫を書たるより名に負るかこ云り(標註)

○併岡本大垣兩村おの以爲を多太郷たたい(解)(鈔)

○五里一百二十步は今の二十七町

○鈔云 合於大野村及魚淵浦大垣村中高宮明神鎮座山爲一郷(解)
○一十里二十步、今、一里十四町二十間

○河内は大野川の河内也(解)

ふ。

大野郷。郡家の正西一十里二十步。和加布都努志能命、御狩爲ましと時、この郷の西の山に狩人立たせ賜ひて、追はせる猪、北の山の河内谷に至りて其の猪の跡、亡失せぬ。爾時、詔り玉はく、自然なるかも、猪の跡、亡失せぬると詔りたまひき。故、内野といふ。然るを、今の人、なほ誤りて大野と號ふ。

○鈔云併伊農村、伊農浦、波多浦爲一郷(解)
○一十四里二百步、今二里一町二十間

伊農郷。郡家の正西一十四里二百步。出雲郡の伊農郷に坐す赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命

○鈔云 佐田宮内村也迄于庄村常相寺古志古曾志西落佐田及島根郡中名分上佐田下佐田等一佐田神領七百貫之地と云り(解)

社

神戶ノ里。出雲なり。名を脱く。佐太御子ノ社。式云佐田神社、佐田は秋鹿と島根の界、社は神名火山の麓に有(解)式に佐陀神社とある御社にて今は三社なるに一社出されしはいかにぞや(考)

比多ノ社。式云日田。鈔云在佐大宮内村(解)○日多社、佐田宮内にて道の左なる田中にある小社也(考)○宮内、今田中社に合祭れり(集解)

御井ノ社。佐田に有(解)○宮内にありといへり(考)○秋鹿郡秋鹿社に合祭れりといへり(集解)
垂氷ノ社。鈔に社は在佐田といへり(考)○宮内にありといへり(考)○所在未詳(集解)

惠杼毛ノ社。式云惠曇。鈔云惠曇郷中朝日山七社中也按に御

權現云云へり(考)○江角村、諸説區々なり(集解)

許曾志ノ社。式同、鈔云佐田古曾志村大神也(解)○古曾志邑白髮大明神(考)

大野津ノ社。大野郷南湖水ノ鑿邊津森大明神(鈔)(考)○大野村鎮座往古社は退轉せしが天和年中岸崎某令ノ

社地に再集せし由なり(建解)

宇多貴ノ社。在佐田宮内村(鈔)(考)(集解)

大井ノ社。在名分村(鈔)○今は鳥根郡名分村にあり御社の四方なる山を限りて秋鹿郡なり(考)○名分村式外

小井社に合祭せる由なり(集解)

宇知ノ社。大野郷河内谷大明神(鈔)女高山(大垣大野兩村堺)下にて高宮大明神(考)

以上一十所並、神祇官に在り。

惠曇海邊ノ社。在江角浦辨才天島(社也)(鈔)○江角大明神(考)○江角浦内福浦鎮座俗に辨才天社云

不諸説不(集解)

同、海邊ノ社。同社は亦在江角、今俗曰天神宮是也(鈔)○江角浦の内福浦辨才天云島在御社(考)

○同浦神岩島鎮座俗に夷社云ふ(集解)

奴多之ノ社。大垣村船田大明神、山路通りより北方三町計あり(考)(集解)

那牟ノ社。下大野村那智神社(考)○考ノ説のこし(集解)

多太ノ社。多太兩神社者多太郷岡本村羽鳥大神友田大神也(鈔)○羽鳥大明神(考)(集解)

同、多太ノ社。同村友田大明神(考)(集解)

出島ノ社。西濱佐太村釜代大明神(鈔)○西濱佐太村釜社大明神(考)○(集解)

阿之牟ノ社。女苗野に有。鈔云大野與多太之中間大垣村高宮大明神也(鈔)○大垣村森清大明神(考)○大垣

村布川谷鎮座俗に
森清社と云(集解)

田仲ノ社。鈔云佐田宮内田仲大神(解)〇(考)、(集解)

彌多仁ノ社。庄村(三谷)大森大明神(考)、(集解)

細見ノ社。下大野村牛鞍大明神(考)、(集解)

同、下ノ社。同村杉戸大明神(考)、(集解)

伊努ノ社。伊努郷客大明神(鈔)〇下伊
野村客大明神(考)、(集解)

毛之ノ社。惠徳郷本郷村畑垣大明神(鈔)、(考)
〇當郡神名備俗に七所社(集解)

草野ノ社。大野郷西ノ谷河邊坐神也(鈔)〇上大野村紅葉權現
(考)〇草野山鎮座同社八幡宮に合祭(集解)

秋鹿ノ社。秋鹿村比賣二社大明神(鈔)
〇秋鹿村八幡宮(考)

以上二十六所、並、神祇官に在らず

〇鈔云神名火山之麓者所謂佐田大
神ノ社也(解)〇九里四十歩、今、一里九町四十間
〇一十四里、今、一里三十四町
〇此神名火山と足日山とを寫誤り
來りしに人皆心つかざりしは
にぞやまづ郡家より神名火山は
く佐田迄は遠し御社も神名火山の
下にはあらで足日山の下の九里
さ七里を直し所謂より下十三字を
足日山の下の白雲寺と云はるは朝
あれど、もとより惠徳社坐すに
りて神名火山と云はるは(考)
〇足日山ノ鈔云、蓋朝日山觀音寺
七社權現之所坐惠徳社是也、按
垂水社も此所に有るべし(解)此は
佐太の宮山にて今は御笠山といふ
足日山といふは給ひしより出り山
にて火焼を日給ひしより出り山
のな給へてこの山にて日足奉り
いかし給へてこの山にて日足奉り
しものなるべし(考)
〇女嵩野山。大野與多太之中間、
大垣村高宮大神鎮座之山名(鈔)〇
大野同村にて大垣村に昇たる山
に今高野宮山と云(考)〇上頭。

山

神名火山。郡家の東北九里四十歩。高二百三十

丈。周リ一十四里。所謂佐太ノ大神ノ社、即ち彼の

山の下に在り。

足日山。郡家の東北七里。高サ一百七十丈。周リ

一十里二百歩。

女嵩野山。郡家の正西一十里二十歩。高サ一百八

十丈。周リ六里。土體豊饒、百姓の膏腹へる園

なり。樹木なし。但、上頭に樹林あり。此れ則

ち神ノ社なり。

都勢野山。郡家の正西一十里二十歩。高サ一百一

遊仙窟のまのいたなき訓又眞龍云上頭嶺字誤也今從之(標註)
 ○一十里二十步、今、一里十四町二十間○六里今、三十町○関は畑のこまなり今に大豆などの名産なること諸郡にまさり(考)
 ○さて今字知社は山下に坐すいつ御社を下し祭りしや(考)○神社阿之牟社(鈔)
 ○鈔云都勢野山。大野郷今之枉山也(解)(考)
 ○酒一本澤(校合本)
 ○羅。本艸云羅摩一名其蘭和名加加美(解)
 ○筭は澤關か然はアララキと訓べき事延喜式に見ゆ(考)
 ○鈔云在大野郷(解)○里人は止乃山といふ山あり是なるべしといへり又或人は下大野村にありて古城山なる由云へり(津森入道が古城をいへるにや(考))
 ○貝母、土民ははねこり云○伏苔、黒松の根のほやより生るものさしといへり○女委、本草啓蒙云伯耆すくもかづら丹波しんてんかつら石見ぢやかつら○蜀椒、唐にては蜀ノ國山椒を上品とす皇國にて

十丈。周リ五里。樹林なし。嶺ノ中に潭あり。周リ五十步。蘿。藤。萩。筍。茅。等の物、叢り生ひ、或は叢り峙ち、或は伏す。水に鴛鴦住めり。今山。郡家の正西一十里二十步。周リ七里。凡ソ諸山野に所在る草木は、白朮。獨活。女青。苦參。貝母。牡丹。連翹。伏苓。藍。漆。女委。細辛。蜀椒。菴蓂。白斂。芍藥。百部根。薇。蕨。薺頭蒿。藤。李。赤桐。椎。椿。楠。松。栢。槻。禽獸には則ち鴨。晨風。山鷄。鳩。雉。猪。鹿。兔。飛蠶。狐。獺猴あり。

は但馬朝倉より出るを上品とす。なること木の實をいふ則山椒は實を云なり○白斂、大和本草云多在林中作葉、赤莖、葉如小桑根如鷄卵(以上、考)
 ○川の名は佐太を流るより名なり今のごとく舟にて入海より大海に出ることく堀られしは近く天明七年なりき○佐太水海今は三別れて中なるに船通ふ、前に言る船木橋より下つた即水海にてありしを、今は多く田なれり(考)
 ○鈔云 東水源出島根郡多久郷今講武谷西水源出秋鹿郡今中田村中田古之渡村也(解)
 ○七里、今、三十五町
 ○湖は水海より入海に通る水海をいふ、今湖三筋あれどむかしのにはあらじかし(考)
 ○湯太は鈔云多太郷岡水村山名也(解)○今里人はちのくらさいふより出るさいふ、今は友田川さいひ當郡一の川なり(考)
 ○今里人名原川とも新川とも云(考)
 ○磐門山は鈔云大野郷本谷村山名也(解)

川

佐太川。源二。東の水、源は島根、郡の所謂多久川是なり西の水、源は秋鹿、郡の渡村より出づ。二水合ひて南に流れて、佐太ノ水海に入る。即ち水海、周リ七里。船あり。水海、入海に通れり。湖、長サ一百五十步。廣サ一十步。山田川。源は郡家の西北七里。湯太山より出でて、南に流れて海に入る。多太川。源は郡家の正西一十里。女嵩野山より出でて、南に流れて海に入る。大野川。源は郡家の正西一十三里、磐門山より出でて、南に流れて海に入る。

○大織山、大野郷山名也(鈔)○抄には此山大野、西にありといへど今其名しるものなし源は大野村の内ささ原と言こころより出るなり(考)

○一十四里、今、一里三十四町

○此川は秋鹿と併縫の野なり。伊農山は鈔云伊農郷山名也(解)

○今は長江川といふ川東長江にも西長江にもあり今いづれか定めがたし己れは東長江川にもやと思ふ(考)

○九里三十歩、今、一里九町三十間

○惠曇郷本郷村水澤也 今埋成耕田(鈔)○未詳(考)

草野川。源は郡家の正西一十四里、大織山より

出でて、南に流れて海に入る。

伊農川。源は郡家の正西一十六里、伊農山より

出でて、南に流れて海に入る。

長江川。源は郡家の東北九里三十歩、神名火山

より出でて、南に流れて海に入る。以上七川並、

惠曇池。本字惠伴。惠曇のつみ。陂の周リ六里。鴛鴦。鳧。鴨

鮒あり。四邊に葦。蔣。菅を生す。養老元年よ

り以往、荷葉自然から叢り生ひたり。天平二年

以降、自然から失せぬ。都べて莖なし。俗人云

ふ、其底に陶器。瓊。璫等の類多く有り。古

より時々人溺れ死にき。深さ浅さを知らず。

深田池。周リ二百三十歩。鴛鴦。鳧。鴨あり。

杜原池。周リ一里二百歩。

峰峙池。周リ一里。

佐久羅池。周リ一里一百歩。鴛鴦あり。

南は入海。春は則ち鱈魚。須受枳。鎮仁。鰯。鰒。

等大小の雑魚あり。秋は即ち白鵠。鴻雁。鳧。鴨

等の鳥あり。

北は大海。

○鈔云惠曇郷本郷村今深田谷防堤之所也(解)○惠曇池に續て深田谷といふ所あり是深田池の跡なるべし(考)

○二百三十歩、今、三町五十間

○杜原池。鈔云開下本郷村内曰

畑垣也今無跡(解)○惠曇池に

次て今森堂と云て大日堂あり其堂

の左右に池二つあり其東方なるぞ

此池にもやあらむ(考)

○鈔云峰峙池、本郷村今峯知池是也(解)○未知(考)

○東四並有家野北大海(中略)北流入于大海、東西は誤にて南北並有家西大海東野とあるべき所也古昔東西に家ありしにもせよ北大海なる事は誤にて必西なり北流入于大海、北は四字なるべし北にては不叶(考)

○從江角濱、巨瀛古浦鱈戸之路尺相應矣所書野北大海即自浦至子在家之間則古浦之方處也(鈔)

○自浦至子在家之間。鈔云蓋指古津浦(解)

○鈔云彫鑿二所者風沙埋作無何有徒開之在古浦與江角之中路(解)

○川東云々の註は下に南北別耳とある所にありしがふき寫すことこに記せしものなるべしこは東西と流るるに南北とも古今秋鹿郡也(考)

○南の字必東なるべし。(考)

惠曇濱。廣サ二里一百八十步。東南、並、家あり。西は野。北は大海。即ち浦より在家に至る間、四方、並、石木無し。白沙の積れるがごとし。大風吹く時は、其沙或は風の隨に雪の如く零り、或は流れに因りて蟻の如くに散り、桑麻を掩覆ふ。即ち彫鑿れる磐壁二所あり。一所は厚廣サ一丈。高サ八尺。一所は厚サ二丈二尺。廣サ一丈。高サ一丈。其中に川を通す。北に流れて大海に入る。川の東は島根郡なり。川口より南方の田の邊に至る間、長サ一百八十步。廣サ一丈五尺。源は田の水なり。上文に所謂佐太川

○渡村は今中田村(南流は佐田川) (解) ○(考)には「凡ッ渡村の田の水南北に別れたり」を前文につづけて古老傳を別行させり。

○永雨降は水の流るへき處なき故に盤壁を彫て水を西浦に流せしなり(考)

○浦之の西より浦のさまなり(考)

○自毛崎。秋鹿郡縫界伊努浦(鈔)

○橋縫郡界にて坂浦にあり(考)

○鈔云白鳥、御島共在大野郷魚瀬浦(解)

○抄には白鳥に並べりさあれど此島は秋鹿浦にて西は六坊東古浦の間において清より六十間計海中にありて今は三島明神とて惠美須を祭れり(考)

○亦同所謂大黒島也(鈔) ○鈔云御

の西の源は、是れ同じ處なり。

凡ッ渡村の田の水、南北に別れたり。古老の傳に云ふ。島根郡の大領、社部、臣訓麻呂が祖、波瀲等、稻田の澇によりて彫掘りたる所なり。浦の西の磯に起り、橋縫郡の堺に盡る自毛崎の間の濱、壁と等しく崔嵬し。風靜かなりと雖も往來ふ船、停泊頭るに由なし。

白鳥。紫苔榮生ふ。

御島。高サ六丈。周リ八十步。松三株あり。

都於島。磯なり。

島同所今日大國島也(解)○秋鹿浦
今大國島云(考)

○伊農郷内則伊野浦有ル二島也
(鈔)(解)

○螺貽貝、淵はあれど未詳(考)

○郡家より東、船木橋まで也(考)

○八里二百歩、今、一里七町十間

○川傳に伊農川在り古昔は此川
を限りて郡の界也今は小堺で郡の
界なれり(考)

○一十五里、今、二里八町

○日下部は、姓氏録、彦坐命子狹穗
彦命之後也(標註)

○權任はかりに任せらるる少領也
其は令に郡司は身終まるまで勤る
御定なれば也領下外字脱し(考)

○姓氏録、刑部臣、蝦部同祖、火明
命十七世孫、厨主宿禰之後也、かく
あれど以上三氏の臣姓なるはみに
す(標註)

○古者四郷、今割出雲郡中伊勢、
美談、宇賀三郷、而加予楯縫郡、以
爲七郷(鈔)

著穂島。

海藻生ふ。

凡北、海に所在る雜物は、鮎、鰯、佐波、鳥賊。

鰓魚。螺貽貝。蚌。甲麻。石華。鰈子。海藻。海

松。紫草。凝海菜。

島根、郡の堺、佐太橋に通りて八里二百歩。楯縫郡

の堺、伊農橋に通りて一十五里〇〇歩。

郡司主帳外從八位下勳業日下部臣

大領外 正八位下勳業 刑部臣

權任少領 從八位下 蝦部臣

楯縫郡。

合、郷四。里二十二。餘戸一。神戸一。

佐香郷。今、前に依りて川ふ。

楯縫郷。今、前に依りて川ふ。

玖潭郷。本字忽美。

沼田郷。本字努多。

以上四郷。別に里三。

餘戸、里。

神戸、里。

楯縫と號づくる所以は、神魂命の詔り給はく、百

○縦横は大宮の大きさを量り玉ふ也
其天原にて諸神の差圖して量り玉
ひしを築堅むるより造り建る迄に
かかる詞なり(解)
○千尋考繩持ちて百結び結び云云
は宮造るべき地の縦横の地取をな
せる趣を語れる古文なり。今も水
繩にて百間二百間など繩の長さを
定めて一間毎に繩を結び下げ十間
毎に青色赤色などの木綿織を製い
て結び付けて町段を量る此の考繩
もさる趣に聞いたり信友翁は説
かれたり○百結八十結は柱桁梁垂
木など各々結固むる古の家造りの
さまなり(解)
○古語拾遺によれば楯矛は忌部氏
の造ることなれど御鳥命は宮造の
惣ての事を司りて袿束まで造り
足はし給なりされど此神の御手づ
から造り給にはあらじ手に業有て
それ造るは伴部なること今の世に
異なる事なし(解)
○鈔云併小佐香郷(解)○今園鹿
音寺四所爲佐香郷(解)○今園鹿
園寺は楯縫郷といふなり(考)
○四里一百六十歩、今、二十二町四

十間
○郡家のあささだかならず考ふる
に多久町の東家並ある所なるべし
(考)

○百八十月は百八十神に對て日數
の多をいふ(解)○日ハ神ノ誤乎(標
註)
○燕會處今佐香小川也(解)

○楯縫は鈔云比夫平屬郡家併
多久谷、岡田、布崎、古井津、只浦、
鹽津等爲二郷、竝今俗曰穴之瀧二
(解)
○業梨磯はノリシと訓むべし。乃
利斯社、能呂志島など同所なり(解)

○玖潭は鈔云併久多美村、東郷、福
村、海苔石谷、鎌浦、十六島、古津、
爲二郷(解)
○五里二百歩、今、二十八町二十間
○波夜佐雨は暴雨なり。久多美は
いと舊名なるべし。大神ここに巡
行給て久多美の名を呼給ふに早さ
めくたること云つづけたるなり玖潭
は二字共に音をかきり用、久多てふ意
はむた、めたと同じく一向なる

千足天ノ日柄ノ宮の縦横の御量、千尋考繩持ちて。
百結び結び八十結び結び下げて、此の天の御量持
ちて、天ノ下造らし、大神の宮、造り奉れと詔り給
ひて、御子天ノ御鳥ノ命を楯部と爲て天降下し給ひ
き。爾時、退り下り來坐して、大神ノ宮の御裝束の
楯造り始め給ひし所、是なり。仍、今に至るまで
楯、梓造りて皇神等に奉る。故、楯縫と云ふ。
佐香ノ郷。郡家の正東四里一百六十歩。佐香の河
内に、百八十神等集ひ坐して、御厨立て給ひて、
酒釀らしめ給ひき。即ち百八十月、喜讌きて解

散け坐しぬ。故、佐香と云ふ。

楯縫ノ郷。即ち郡家に屬けり。名を説くこと、即ち北ノ
郡の如し。海ノ濱の業梨磯に窟あり。裏の方、一丈半。高サ

廣サ各七尺。裏の南の壁に穴あり。口の周リ六尺。
徑二尺。人、入るを得ず。遠さ近さを知らず。

玖潭ノ郷。郡家の正西五里二百歩。天ノ下造らし

し大神ノ命、天の御飯田の御倉造り給はむところ
を覓ぎ巡行り給ひき。爾時、波夜佐雨久多美乃

山と詔り給ひき。故、忽美といふ。神龜三年字を
沼田ノ郷。郡家の正西八里六十歩。宇乃治比古ノ

言なり(解)○久多美山の下詔字上に降字を落せしにや久多美山ヨリ
 フリク降ト詔之故云忽美。意字郡山傳に
 久多美山郡家西南廿三里とありて
 東忌部の山にて今くるめ山といふ
 久多美村より南東に當り入海をへ
 て見ゆるなりかれ早雨久多美山よ
 りふりくこの給ふよりこの地名
 ともなりしなるべし(考)
 ○沼田郷。合平田村并西代出來
 洲以爲此郷内(抄)○平田、西
 西來測(本ノママ)(解)
 ○八里六十歩、今、一里五町
 ○爾多爾食座は乾飯を水にうる
 ほし爾多しくして食給ふなり(標
 註)
 ○万田、木庄合二村爲餘戸里一
 (抄)
 ○出雲云は熊野と大穴持命の神
 戸なる事(解)○抄に玖瀬郷内海石
 谷村六社大明神神戸といへり可考
 さて此神戸は何れの村にもや玖瀬
 傳によれば大社の神戸にしや(考)
 ○抄云蓋平田村薬師堂也(解)
 ○六里一百六十歩、今、三十三町四
 十間

命、爾多の水を以て、御乾飯爾多に食し坐さむ
 と詔り給ひて、爾多と負ほせ給ひき。然れば爾
 多郷といふべきを、今の人、なほ努多といふ。

神龜三年字を
 沼田と改む。

餘戸ノ里。 名を説くこ意
 字郡の如し。

神戸ノ里。 出雲なり。名を説く
 こ意字ノ郡の如し。

新造院一所。 沼田ノ郷中に在り。嚴堂を建立つ。

郡家の正西六里一百六十歩。大領出雲臣大田が
 造る所なり。
 久多美ノ社。 式云玖瀬。抄云久多美村五社大明神也(解)
 ○久多美村にて須氣大明神と云抄には同所

の内池田といふ處にて五社大明神とあり同社が別
 社か未考(考)○久多見村鎮座俗に五社ノ社(集解)

多久ノ社。 楯縫郡多久村大布禰大明神(抄)
 ○大船大明神(考)(集解)

佐加ノ社。 式云佐香。抄云佐香浦九社大神也(解)○坂浦、日
 御崎大明神ともまた九社大明神とも言(考)○

小境村鎮座俗に松尾社
 といふ諸説不同(集解)

乃利斯ノ社。 式云能呂志。抄云久多美郷海苔石谷
 六社大神(解)○(考)(集解)同じ

御津ノ社。 式同。抄云社在楯縫郷三津浦(解)○
 三津浦六所大明神(考)○(集解)同じ

水ノ社。 式云水神社。抄云楯縫郷古井津浦三社大神也(解)○本
 庄村(小谷)氷上大明神(考)○(集解)考、説に同じ

宇美ノ社。 式同。抄云楯縫郷鹽津浦大神也(解)○平田村(上
 野社に合祭(考)○平田村
 熊野社に合祭れり(集解)

許豆ノ社。 古津浦(北宮)切明大明
 神(考)○(集解)同じ

同 社。同浦(南宮)大宮大明神(考)。(集解)同じ

式も許豆二社有。鈔云許豆二社併継郷

大宮大神與二研明大神二兩社也(解)

以上の九所は並、神祇官にあり。

許豆乃社。古津浦、アイシロ谷(鹿島大明神(考))。鈔説の外はアイシロ谷なり(集解)

又、許豆社。十六島浦稻荷大明神(考)。十六島浦にて今産土社と崇め祭りて俗に稻荷明神猶考ふべし(集解)

又、許豆社。

古津浦、アイシロ谷(鹿島大明神(考))。考説のごとし(集解)

昔者三社今見一社也(解)

久多美社。鈔云久美村夜麻乃須氣大明神也(解)

同、久多美社。鈔云同郷福村飛大神(解)。久多美郷東郷村與福村、早富田大明神(考)。諸説同じ

(集解)

高守社。鹿園寺村(羽黒山にて)羽黒大明神(考)。諸説同じ(集解)

又、高守社。同村諏訪大明神(考)。諸説同じ(集解)

紫菜島社。鈔云久多美郷十六島神社(解)。十六島浦津上大明神(考)。諸説同じ(集解)

鞆前社。鈔云未知(解)。不詳(考)。坂浦、日御崎に合々祭れり(集解)

宿努社。多久谷村藏王權現(考)。諸説同じ(集解)

崎田社。鹿園寺村にて八幡宮を合祭て鹿園村八幡と云(考)。諸説同じ(集解)

山口社。鈔云山口社併継郷多久村拜田大明也(解)。鹿園寺村六所大明神(考)。鹿園寺村神名火山の山口鎮座

六所明神

(集解)

葦原社。葦原三社者共玖潭郷福村内葦原谷神社也(鈔)。抄に葦原四社葦原谷の神社と言へり此御社は今一知

藥師之言、此山は神名火山と言て佐香郷小塚村の山なり此御社を藥師と言ふは寛永六年坂浦坂野與市といふもの藥師佛を合祭て一畑藥師と言なり(考)○所在不詳(集解)

又、葦原社。○所在不詳(集解)

田田社。○田田を鈔木、又葦原と書テ以上葦原三社とす(解)○唯浦にて三保大明神と申せしにいつの頃よりか

御社なし傳地にて祭る由(考)○考ノ説のごとし(集解)

峴之社。○万田村(山崎)八王子大明神(考)○考説のごとし(集解)

阿牟知ノ社。○阿牟知社者蓋可有海苔石谷村今俗曰阿氣知堤之側之社也今無此社矣(鈔)乃利斯社合祭

れり云(考)○考ノ説のごとし(集解)

葦原ノ社。○雲見峠の石神にて多伎都比古命なるべし山傳可考(考)○四郷村熊野社に合せ祭れり(集解)

田田ノ社。○鈔云折縫郷只浦大神也(解)○田々浦の神社に合せ祭れり(集解)

以上一十九所。並、神祇官に在らず

山 神名樋山。○郡家の東北六里一百六十歩。高サ一百

二十丈五尺。周リ二十一里一百八十歩。鬼の西に

石神あり。高サ一丈、周リ一丈許。側に小石神百

餘許あり。古老の傳に云ふ、阿遲須積高日子ノ命

の後、天ノ御根日女ノ命、多久村に來坐して、多

伎都比古ノ命を産み給ふ。爾時、教へ給はく、汝

命の御社の向位なり。生まんと欲ふに、此處宜

しと詔り玉ひき。所謂石神は即ち是れ多伎都比

古之命の御魂なり。早に當ひて雨を乞ふ時は、

○鈔云折縫郷多久村山名也此山頂石神今猶在矣(解)○此山は佐香郷小塚村の山にて今は俗に一畑山といふ(考)○六里一百六十歩、今、三十二町四十間○二十一里一百八十歩、今、三里○思。鈔木鬼に誤(解)思(日御碕本)○石神、此神の坐所は藥師堂より西少坂路十八町行は雲見峠といふに至る(此坂路は坂浦より一畑へ詣るこころなりいささかし)其時に石神坐ス今里人はれば石様のいふ。また右の方なる谷に百餘の大小石神坐せり(考)

○爾時教給汝命之御社之向位欲生此處宜也の十八字文義不詳あやまりあるべし(標註)○向以下也以上八字文意不分明、字誤乎(解)

必ず零らせたまへり。

阿豆麻夜山。郡家の正北五里四十歩。

見掠山。郡家の西北七里。

凡諸山に所在る草木は、蜀椒。漆。麥門冬。

伏苓。細辛。白歛。杜仲。人參。升麻。薯蕷。

白朮。藤。李。榧。榦。赤桐。白梧。海榴。

楠。松。槻。

禽獸には則ち。鷓鴣。晨風。鳩。山鷄。猪。鹿。兔。

狐。獼猴。飛鼯。あり。

川。佐香川。源は郡家の東北、所謂神名樋山より出

でて、東南に流れて、海に入る。

多久川。源は郡家の東北神名樋山より出でて、

西南に流れて海に入る。

都宇川。源二。東の水ノ源は阿豆麻夜山より出、西の水源は見掠山より出づ。二水合

ひて、南に流れて海に入る。

宇賀川。源は同じ見掠山より出でて、南に流れ

て海に入る。

池。麻奈加比池。周リ一里二十歩。

大東池。周リ一里。

赤市池。周リ一里二百歩。

○鈔云嶺縫郡多久谷村俗云三槍仙

山也(解) 五里四十歩、今、二十五町四十間

○鈔云久多見郷海苔石谷村今高野

○七里、今、三十五町

○諸山下野字脱せし(考)

○人參。今吉野人參といふもの由、今云人參は後朝鮮より渡せしこと世人しれるが(考)此實を古は鹿やりに用ひしよりの名也○楡。多夫の類木なるべし(考)

○鈔云佐香郷小塚村川也(解)○石神坐峠より出、小塚村にて海に入

○鈔云實嶺縫郡多久村與多久谷之間南流入于海(解)○師は鹿園寺川と云れき鹿園寺村にてはさも云べし(考)

○鈔云來久多美村(解)流東郷福村中間南方入于海(解)

○鈔云出高野山四谷二分流宇賀與三万田之中路南入于海。此川出雲と嶺縫二郡ノ界を流(解)○麻奈加比池。里人説に四は久多美村東野石谷の中にて高野寺より唯浦へ越る所にて南は古城山北は野山にて人の常、通らぬ所なり今も池形いささか残り去る名はまながひの池といふ(考)○大東池。未詳(考)○野石谷村の内さかんば谷といふ處に今も赤市池と云て三町六反計の池あり是なるべし(考)○久多美村いたみと云所にも今四ツ池と云もあり去る沿田とあれば

平田邊なるべし可考(考)○沼田郷
にあるべし(解)
○里人云福村にモガミ池といふあ
り是にもやさいへり可考(考)
○一里一百歩、今、六町四十間
○以上五池は鈔本考所なし(解)

○是より北の浦々を記されし也
(考)

○秋鹿伊農浦楯縫坂浦との塚に今
鼻くり崎といふ所ありそなるべ
し(考)佐香と伊努との塚なること
(鈔)同じ(解)同じ
○佐香字今俗作坂字(鈔)(解)
○是又作字於古井津(鈔)(解)

○御津島、御津濱、俗今曰三津浦
(鈔)○御津島、三津浦にありて二
間四方の岩也今此島を犬もとりと
いふ(考)

○能呂志島、能呂志濱、今謂三浦
(鈔)(解)

○前文北海濱業梨磯在窟とありて
今唯浦と云(考)

○今字釜に作れり今は唯浦と此浦
との間に鹽津浦といふあり(考)○
鈔云古今無異稱(解)
○一百歩、今、一町四十間

○今十六島浦也(鈔)○此所は出雲
郡界水社有り(解)○島は崎の誤な
り、十六島浦の西に出し崎なり
(考)

○古津浦に今竹島といふあり是な
らんか可考(考)○一本許豆島関、
上文に許豆社あり此島なき本はわ
るし(解)
○鈔云許豆濱俗云古津浦(解)

○此伊農川より今は十町餘西に小
塚村在ありて塚さなりぬ(考)
○八里二百六十四歩、今、一里八
町二十四間
○七里一百六十歩、今、一里一町四
十間

沼田池。周り一里五十歩。

長田池。周り一里一百歩。

南は入海。雜物等は秋鹿郡の説の如し。

北は大海。

自毛崎。秋鹿と楯縫と二郡の界。兎しくて
松栢鬱れり。即ち晨風の巢あり。

佐香ノ濱。廣サ五十歩。

己自都濱。廣サ九十歩。

御津ノ島。紫菜生ふ。

御津ノ濱。廣サ三十八歩。

能呂志ノ島。紫草生ふ。

能呂志ノ濱。廣サ八歩。

鎌間ノ濱。廣サ一百歩。

彌豆島。長サ〇里二百歩。廣サ一里。
周り嶽峨し。上に松菜字

あり。

許豆ノ島。紫草生ふ。

許豆ノ濱。廣サ一百歩。出雲と楯縫と
二郡の界。

凡ソ北海に所在る雜物は秋鹿郡の説の如し。但、

紫菜は楯縫ノ郡尤も優れり。

秋鹿郡の界、伊農川に通りて八里二百六十四歩。

出雲郡の界、宇賀川に通りて七里一百六十歩。

通道

○物部は饒速日の裔に連あり臣の姓は別姓なり(標註)

○高善史未だ考へ得ず(標註)

郡司 主帳 无位 物部臣

大領外從七位下勳業出雲臣

少領外正六位下勳業高善史

出雲ノ郡イツモノコホリ

合、郷八。里三十。神戸一。二里。

健部ノ郷タケベノサト。今、前に依りて川ふ。

漆沼ノ郷シツヌ。本字志司沼。

河内ノ郷カワチ。今、前に依りて川ふ。

出雲ノ郷イツモ。今、前に依りて川ふ。

杵築ノ郷キヅキ。本字寸付。

伊努郷。本字伊農。

美談ノ郷ミヅミ。本字三太三。

以上七郷。別に里三。

○志司沼(日御碕本。鈔。訂正本。解考)。
志豆沼(假字書)

○後に宇賀伊努美談三郷をば出雲郷を除きて板縫郷となり杵築郷は神門郡となれり(考)

○此神戸に郷字いかか、また里二
さあるもめづらし。さきには神戸
里さあればこの郷字は誤なるべ
しまた下の里二も誤なるべしか
(考)

○鈔云神庭、羽根、武部、學頭、吉成
等也(解)
○一十二里二百二十四步、今、一里
二十七町四十四間○一十二里云々
健部村まで可考(考)
○此郡の郡家を抄に求院と出圖の
中にある抄に記されたり新川のなか
りし時は抄の説のごとし出西村の
内東ノ方新川より近き小山の下
に今里人の長者原といふ所あり是
處なるべく思はるる(考)
○天降坐さある處は神庭村の内に
宇夜村ありそこに高瀬山といふ山
なるべし(考)
○景行天皇
○皇子倭建命の武功を忘れざる爲
に健部をたかれし也(標註)

ウカノ郷。今、前に依りて川ふ。里二。

カムベノ郷。里二。

出雲と號づくる所以は名を説くこと國の如し。

健部ノ郷。郡家の正東一十二里二百二十四步。

先に宇夜ノ里と號づくる所以は、宇夜都辨ノ命、

其の山峰に天降り坐しき。即ち彼の神の社、今

に猶、此處に坐せり。故、宇夜ノ里と云ふ。しか

るに、後に改めて健部と號づくる所以は、纏向ノ

檜代ノ宮 御 宇めし、天皇の、朕が御子、倭

健ノ命の御名を忘れずと勅り給ひて健部を定め

給ふ。爾時、神門ノ臣、古禰を健部と定め給ひき。

即ち健部ノ臣等、古より今に至るまで、猶、此處

に居り。故、健部と云ふ。

漆沼ノ郷。郡家の正東五里二百七十步。神魂ノ命

の御子、天津根直可美高日子ノ命の御名を、又、

薦枕志都沼直と云しき。此の神、郷中に坐す。

故、志司沼と云ふ。神龜三年字を漆沼と改む。

即ち正倉あり。

河内ノ郷。郡家の正南一十三里一百步。斐伊ノ大

河此の郷中を北に流る。故、河内と云ふ。即ち

○出雲大河の水、東の入海に流れ
入し時より社地郷村共に古へに違
へり鈔云 以上下直江村ニ爲ニ漆沼
郷(考)
○五里二百七十步、今、廿九町二十
間

○志豆沼(考)

○鈔云井三於伊保、岩階、阿宮、及神
門郡中ノ上ノ郷、船津、中ノ島等六
箇爲ニ一郷(解)○記ニ上阿宮書ニ
田儀村又書船津村於布目美烽(一
鈔)
○一十三里一百步、今、一里三十町
四十間

○此郷中を北に流るるあるはいぶかし北は西のあやまりにもや(考)

○沙云古郡家其所在求院與出西中間井於出西、宮村、氷室、神守等爲二郷(解)
○杵築(中略)此外合二日御崎、宇佐、宇時、淡濱、園村等以爲二杵築郷(解)(考)
○二十八里六十歩、今、三里三十三可

○杵築の杵は城なるべし(考)

○以ニ西林木、東林木及神門郡高濱村之内久佐加、矢尾、石臼ノ邊合爲二此郷中(解)(考)
○八里七十二歩、今、一里五町十二間
○秋鹿郡にては本字伊努此郡にては本字伊農とありていづれか信なるべし(考)

○美談郷、美談與、今在家併爲一郷蓋今在家村與美談村者本同村然出雲大河跨今在家與美談二村之中間東流入于湖水故從中世今在家附出雲郡美談攝二栢縫郡也(解)(考)
○三太三は寛長日御田長の由なりと云り按に御田持のモチの約ミなり(解)
○九里二百四十歩、今、一里十三町
○さて皇孫命の天下の大君となりましむを此遠國の片田舎にては天地の初と語り傳へしものと思ふ(考)
○御領田は美志呂太、長は加也。此神大穴持神の領田の長となりてははしたりけむ(解)○産靈神の詔にて大神の御田作らせ給ふ長なる神をいふ。○天は天神の事依し御田故に云(考)
○口宇賀、奥宇賀以爲本郷、東南國宮村、西唐川村、別所、川下、井香浦合此等之處々以爲宇賀郷也(考)(解)
○一十七里二十五歩、今、二里十三町二十五間

堤あり。長サ一百七十丈五尺。七十五丈の廣サ七丈、九十五丈の廣サ四丈五尺。

出雲郷。即ち郡家に屬けり。名を説くこと國の如し。

杵築郷。郡家の西北二十八里六十歩。八東水臣

津野命の、國引き給ひし後、天下造らし大

神の宮、つかへ奉らむと、諸皇神等、宮處に參

り集ひて、杵築き給ひき。故、寸付と云ふ。神

三年字を杵築と改む。

伊努郷。郡家の正北八里七十二歩。國引き坐せ

る意美豆奴命の御子、赤衾伊努意保須美比古佐

倭氣命の社、郷中に坐す。故、伊農と云

ふ。○神龜三年字を伊努と改む。

美談郷。郡家の正北九里二百四十歩。天下造

らし大神の御子、和加布都努志命、天地初判

りし後、天御領田の長、供へ奉り坐しき。即ち

彼の神、郷中に坐す。故、三太三といふ。神龜三

年字を改む。

即ち正倉あり。

宇賀郷。郡家の正北一十七里二十五歩。天下

造らし大神命、神魂命の御子、綾門日女命

を誂ひ坐す。爾時、女神肯はず逃げ隠れたまふ

○設は婚又娶の字の誤なるべし
(標註)
○地名を宇賀比の郷といふべき
を宇賀と名に負しは古事には同音
ノ重なるを略く定めたりまた
下の比はこれのづから略かるるなり
故に宇賀とばなれり(考)

○朝夕は俗に言、いつてもいふ
意なり(考)

○梅舎本には夢に造れり一本また
一本には多に造れり多ノ字にて能
く聞ゆ夢にてはいかかなり多く此
穴のべに至るものは死するなるべ
し(考)
○黄泉穴者在川下村西磯岩穴也
又有宇賀山如井岩穴直下深不可
計知俗又呼曰之黄泉穴(妙)

○一本郷。神戸里は妙云神立、千
家、北島、井上、別名、鳥屋村六箇
所也(解)
○二里一百二十歩、今、十二町
○上ノ郷城上寺観音堂蓋是也(妙)
今は天徳寺上乗寺(考)
○一十三里一百歩、今、一里三十町
四十間

時、大神伺ひ求ぎ給ふ所、是れ則ち此の郷なり。
故、宇賀といふ。
即ち北ノ海の濱に磯あり。名は腦ノ磯。高一丈許。
上に松木生ひ芸れり。磯に至れば邑人の、朝夕
に往來ふが如し。又、木の枝は、人の攀ち引ける
が如し。磯より西の方に窟戸あり。高廣各六
尺許。窟の内に穴あり。人、は入らず。深淺を
知らず。夢に此の磯の窟の邊に至る者は、必ず
死ぬといへり。故、俗人、古より今に至るまで。
黄泉之坂、黄泉之穴と號云ふ。

社

神戸ノ里。 郡家の西北二里一百二十歩。出雲なり。
の如し。 意字ノ郡 名を脱く。

新造院一所。 河内ノ郷中に在り。殿堂を建立つ。

郡家の正南一十三里一百歩。舊の大領置部ノ臣、
布禰が造る所なり。 今の大領、佐宜 鹿の祖父。

杵築大社。 式云出雲郡杵築 大社云々(解)
御魂ノ社。 杵築に在。式神魂伊能知奴志神社(解)
御向ノ社。 式同社座伊能知比賣神社(考)
出雲ノ社。 杵築に在。式同(解)○梅舎説に神門郡園村にて
今妙見と云て祭神八束水臣津野命といへり(考)

御魂ノ社。 杵築に在(解)○御本社ノ右脇に所を隔て座ス筑紫
社と云て多紀理比賣命市寸島比賣命多岐都比賣命

を祭れり
(考)

伊努ノ社。伊努郷官社七座中。鈔云林木村犬谷大神也(解)○楯縫郡西林木村日妻大明神(考)

意保美ノ社。式同鈔云宇賀郷川下村垂水大明神也(解)○川下村烏姫大明神(考)

曾伎乃夜ノ社。式云曾根能夜神社。鈔云所座出雲郷氷室村神名樋山曾伎大明神也(解)○式同社座韓園

伊大氏神社。氷室村に下し祭(考)

久牟ノ社。式云文武。鈔云出雲郷出西村久茂社(解)○(考)同じ

曾伎乃夜ノ社。式云曾根乃夜。鈔云所座出雲郷氷室村神名樋山曾伎大神也(解)○前社合祭れり(考)

阿受伎ノ社。阿受伎十一社式と合。鈔云遙垣村阿式大神也(解)○篠村今は遙垣村といふ今も阿受伎神社(考)

美佐伎ノ社。式云御崎。鈔云在日御崎也式外ノ中御前社同社百枝檀社等所也(解)○今俗に日御崎といふ(考)

伊奈佐乃社。式云因佐。杵築に在(解)○杵築西の海邊今も伊奈佐社(考)

彌太彌ノ社。式云美談。此地は寛永頃出雲大河東流し時美談郷流亡て今美談は昔ノ所にあらず(解)○式同社

座比賣遲神社。楯縫郡美談村にて美談八幡と云今此社を八幡といふ由は建長年中佐々木次郎左衛門泰清の七男廣田朝

清八幡を當社に勧請せしより美談八幡といふなり(考)

阿我多ノ社。式云縣神社同社和加布都奴志社。共に美談村に在しを流亡(解)○神拜記といふものには美

談村(中田)吾田大明神といひ或説には楯縫郡高野山の岩窟に社ありしを今は山下八町去て本社二尺計の小社といへど

高野山は久多見郷なれば可考(考)

伊波ノ社。式云印波下文伊爾波同流亡(解)○楯縫郡美談村(東谷)印場大明神八幡山の續き西南にあり土人此

所を岩野里といふ(考)

阿具ノ社。式云阿吾神社、河内郷上阿宮大明神也(鈔)○子守大明神(考)

都牟自^{ツムジ}社。式云都武自。鈔云地未詳(解)○
新羅郡國宮村旅伏大明神(考)

久佐加社。鈔云神門郡高濱村久佐加大神也
(解)○(考)同じ

彌努婆^{ミヌバ}社。式云彌努麻。地未詳(解)○新羅郡奥宇
賀村(和田御崎)和田大明神(考)

阿受枳^{アズキ}社。阿受枳十一社中遙堪村阿式大明神也(解)
○式同社座韓國伊太呂神社(考)

宇加^{ウガ}社。式云宇加神社、宇賀郷に在(解)○
新羅郡口宇賀村宇賀大明神(考)

同・阿受枳社。阿受枳十一社中。此社宇加に并べたるは
疑はし鈔本布世の下に并、阿受枳は今の

阿式村也遙堪に續、此社の次第混たるか(解)
○式同社座天若日子神社(考)

布世^{フセ}社。式に布勢。鈔云宇賀郷布世大神也(解)
○奥宇賀村(布世谷)籠守大明神(考)

神代^{カムシロ}社。式同。鈔云出雲神戶神立村万
九千大明神(解)○(考)同じ

加毛利^{カモリ}社。式云加毛利、鈔云出雲郷中神
守村宮崎神祠也(解)○(考)

來坂^{クサカ}社。前後來坂三社、式云久佐加神社同社大穴持海代日
古神社同社大穴持海代日女神社鈔云今高濱村、枝

村來成大明
神乎(解)

伊農^{イヌ}社。式同社座神魂神社。新羅郡西
林木村(大谷)伊奴大明神(考)

同社。式同社座比古佐和氣神社。
西林木八祖父大明神(考)

同社。前後伊努七社中、鈔云伊努郷、林木村大谷大明神、
林木大神、西林木權現、佐子能權現、八祖父大明

神、日乃都麻大明神、比賣大明神也、式云伊努神社同社神
魂伊豆乃賣神社同社神魂神社同社比古佐和氣神社意布支神

社都我利神社伊佐
波神社等也(解)

鳥屋^{トリヤ}社。式同。鈔云出雲神戶北、鳥屋村、
社云云(解)○鳥屋大明神(考)

御井^{ミヅ}社。式同。鈔云漆沼郷直江村御井大明神(解)
○三井大明神(考)

支豆伎^{キヅキ}社。式同社座伊能知比賣神社。杵築大歲神
社か、また荒木村湊原湊大明神(考)

同社。式同社座神魂伊能知奴志神社、修理免村出雲非神社(考)

同社。式同社座大穴持御子神社。杵築奥谷御淺神社とも被社ともいふ(考)

同社。式同社座大穴持伊那西彼伎神社。未詳(考)

同社。式同社座大穴持御子玉江神社、修理免村て大明神(考)

同社。共に六座を鈔云杵築十ニ社中と云り(解)

阿受枳ノ社。

同社 同社 同社

同社 同社 同社

以上十一社鈔云遙堀村阿式大明神也(解)○右式内拾一社式外二十八社惣而三十九社神門遙堀村にて今阿式大明神と云(考)來坂ノ社。前に註す

伊努ノ社。 同社 同社

伊努七社中前に註す(解)○此三社日妻大明神に合祭せり(考)

彌陀彌ノ社。美談郷流亡此社及式外十一社共に今なし(解)○古昔は出雲郡今在家村にありしを寛永の洪水の

後所縫那美談村の四谷と云處へうつし祭るさいへり(考)

縣ノ社。彌陀彌同時流亡(解)○美談村(中田)香田大明神といひ(り信しがたし(考)

斐提ノ社。式云斐代。流亡今無し(解)○楯縫那唐川村八王子大明神(考)

韓鍾ノ社。式云韓鐘。鈔云宇賀郷唐川村權現社也(解)○唐川村の杵築へ越ゆる山中の岩穴に御社ありて今は知

那尾權現といふ(考)

加佐伽ノ社。式伊佐賀神社。出西村伊保大明神(考)

伊自美ノ社。式同社座天夷鳥命神社。意字郡伊自美村伊自美大明神(考)

波禰^{ハチ}社。式云波知。鈔云健部郷羽根村須多禮大明神也(解)○羽根村八所大明神(考)
立虫^{タチムシ}社。式同。鈔云加立利社者出雲神戶神立村加美伎利大明神也(解)○神立村立神大明神(考)

以上五十八所、並、神祇官に在り。

御前^{ミサキ}社。日御埼に在(解)○杵築、俗に地御前といふ(考)

同、御埼^{ミサキ}社。日御埼に在(解)○杵築、沖の御前と言て上官祭之(考)

支豆^{キツキ}支^キ社。杵築荒垣外海神社(考)

阿受^{アズキ}支^キ社。同、阿受支社。同社。

同、阿受支社。同、阿受支社。

同社 同社 同社 同社

同社 同社 同社 同社

同社 同社 同社 同社
同社 同社 同社 同社
同社 同社 同社 同社
同社 同社 同社 同社

伊努^{イヌ}社。所縫郡東林木村(大寺谷)熊野神社(考)

同、伊努社。同郡同村武頭天皇と旨(考)

同社。同郡同村稻荷と旨(考)○伊努傳に赤食伊努意保須美比古佐倭氣命と有此神の社なるべし(解)

縣^{アガタ}社。美談村に在しを流亡(解)○所縫郡國宮村今は宇佐八幡と云(考)

彌陀^{ミダ}彌^ミ社。美談村松尾大明神(考) 同、彌陀彌社

同社。 同社。 同社。 同社。

同社。 同社。 同社。

同社。 以上彌陀彌十一社美談郷に在しを流亡(解)○同社に座スならめ(考)

伊爾波ノ社。式印波。共ニ流亡。(解)○未詳(考)

都牟自ノ社。下直江村摩沼大明神(考)

同社。 久木村にあり後八幡を勧請して今は久木八幡といふ(考)

彌努波ノ社。併縫部口宇賀村賣船大明神(考)式彌努麻、地未詳(解)

山邊ノ社。 同社。 同社。 修理免村山王神社(考)

山邊三社鈔云地未詳俗傳云有杵築郷山邊赤人之塚故曰赤塚村一されど赤人の塚見る所なし(解)○杵築赤塚云は千家の四方にあり(考)

間野ノ社。 併縫部ミサノ山中にて間野社と云ひ又上鹿塚村榎大明神ともいふ(考)

布世ノ社。 宇賀郷布施大神(解)奥宇賀村(池田谷)伊勢大神宮(考)

波禰ノ社。 波加社。日御崎波知神社、知を加に誤りしものなるべし(考)○一本波知鈔本波加按、久佐加ノ社か久を脱、佐を波に誤(解)○未、知其在所(鈔)

佐支多ノ社。 神門郡瀛浦郷大明神(考)○未、知其在所(鈔)

支比佐ノ社。 鈔云在出雲郷水室村神名樋山曾伎乃夜同所、神名火山傳に伎比佐加美高日子命社在此山と云(解)○曾伎乃夜社未社(考)

神代ノ社。 式内なる神代社に座す(考)

同社。 神庭村にて今は今夜八幡(考)出雲神戶神立村に在事前註(解)

百枝梳ノ社。 鈔云御前社美佐伎社同御崎社百枝梳社四社共在日御崎(鈔)

以上六十四所。 並、神祇官に在らず。

今數ふるに六十一社あり同社落文(解)

○在出雲水室村今俗曰佛經山也(鈔)○明星宮院といへる沙門尼子經久をすめてなせしこと五

十代國造政孝の記に見たり(考)○即在此山巖(日御碕本)

○稱古事記宇賀山、日本紀熊成峰此記曰出雲御崎山俗呼曰不老山又鰐淵山是也(鈔)○郡家の方程諸本異なり郡本鈔本郡家正北と有は字賀郷に當りて道程かなはず一本西北廿七里三百六十歩百歩郷と方程合今見るに山頂も杵築大社の北山ここに秀たり、高三百六十丈は此所を度なるべし。西下は杵築を指。馬見峰は此山に有けむを脱文か(解)○此山には尊き神御社座を今はまだら神とて言て僧の祭ることとはなれり今も僧の祈をするには専ら此神に祈ること(考)○二十里三百六十歩、今、三里三十三町、三百六十歩といふ(考)○郡家正北とあるはいか(考)

山

神名火山。

郡家の東南三里一百五十歩。高サ一百

七十五丈。周リ一十五里六十歩。曾支能夜ノ社坐

す。伎比佐加美高日子ノ命の社、即ち此の山嶺に

在り。故、神名火山といふ。

出雲ノ御崎山。郡家の正北二十七里三百六十歩。

高サ三百六十丈。周リ九十六里一百六十五歩。西

の下に所謂、天ノ下造らしく大神の社坐す。

凡ソ諸ノ山野に所在る草木は、卑解。百部根。女委。

夜干。商陸。獨活。葛根。微。藤。李。蜀椒。

檜。赤桐。白桐。椎。椿。松。栢。

禽獸には則ち晨風。鳩。山鷄。鶴。鵝。猪。鹿。

狼。兔。狐。獼猴。飛鼠あり。

出雲ノ大川。源は伯耆と出雲との堺、鳥上山より

流れて、仁多ノ郡の横田ノ村に出でて、即ち横田、

三處、三澤、布勢等の四郷を経て、大原郡の堺、

引沼ノ村に出でて、即ち來次、斐伊、屋代、神原

等の四郷を經、出雲ノ郡の堺、多義ノ村に出でて、

河内、出雲の二郷を經、北に流れ、更に折れて

西に流れ、即ち伊努、杵築の二郷を經て、神門

の水海に入る。此れ則ち所謂斐伊ノ河の下なり。

○多儀村(鈔)(考の註解文)○田義村(日御碕本)(考の本文)○多儀村者上阿宮村ノ事也(鈔)○北に西なり阿具より船津までは西をさし流る(考)○天平五年の地理なり寛永年中洪水流て地理大變(解)○河之西。西は兩か(解)(考)

川

出雲ノ大川。

源は伯耆と出雲との堺、鳥上山より

流れて、仁多ノ郡の横田ノ村に出でて、即ち横田、

三處、三澤、布勢等の四郷を経て、大原郡の堺、

引沼ノ村に出でて、即ち來次、斐伊、屋代、神原

等の四郷を經、出雲ノ郡の堺、多義ノ村に出でて、

河内、出雲の二郷を經、北に流れ、更に折れて

西に流れ、即ち伊努、杵築の二郷を經て、神門

の水海に入る。此れ則ち所謂斐伊ノ河の下なり。

○五郡。出雲、神門、飯石、仁多、大原郡(解)

○按恐積誤(訂正本)按は頭書によりて積に改めつ(考)

○鈔云。出雲御崎山内宇賀山第一峰并綱山下合流歸淵寺川到宇賀郷川下村入大海(解)

○中原村の上におりし也昔き圖に見たり(考)

池

頂ノ池。周リ二百三十歩。

河の西ノ邊、或は土地豊饒、五穀、桑、麻、稔、
穎、疎、百姓の膏腴へる菌なり。或は草木
叢生れり。則ち年魚。鮭。麻須。伊具比。魴、鱧
等の類あり。潭滯双に泳れり。河口より河上の
横田村に至る間、五郡の百姓、河に便りて居り。
出雲、神門、飯石、孟春より起りて季春に至るま
仁多、大原ノ郡。材木を採ふ船、河中を汭り浜る。
意保美ノ小川。源は出雲ノ御崎山より出でて、北に
流れて、大海に入る。年魚、少々あり。

○上庄原村の上におりし事前のこ
こし(考)

○二百五十歩、今、四町十間
舊玉久總説に中原村におりしこ
いへり(考)

○江頂池、須々比池、西門江は鈔云
蓋開在出雲郡三郡市、久木、庄原

海邊、遂成耕田平原耳(解)○鈔曰
池江、頂池、須々比池、西門江、大方
江、二江右五處云云(鈔)

○同人、是は上庄原におりしこい
へり(考)

須々比ノ池。周リ二百五十歩。

西門江。周リ三里一百五十八歩。東に流れて海
に入る。鮒あり。

大方ノ江。周リ二百四十四歩。東に流れて海に
入る。鮒あり。

二ノ江の源は、並、田水の集まる所なり。東は入
海。三方みな。平原遼遠なり。山鶏。鳩。鳧。

鴨。鴛鴦の族。あまたあり。
東は入海。所在る雜物は秋鹿ノ郡の説の如し。
北は大海。宮松ノ崎。楯縫と出雲との郡の界にあり。

○共道海也(考)
○北は大海とあるからは古津浦と
川下浦の界をいふなるべし、浦に
ての界を宮松崎といひしなり(考)
○(解)同じ。
○今は楯縫郡にて川下浦と云(考)
○意保美濱者川下村之事也(鈔)

○二里一百二十歩、今、十二町
○川下村海中、有氣多島、舊事紀所
謂氣多崎、蓋此處乎(鈔)

○氣多島より以下御殿島迄、次第で
北浦にあり、東より西にならぶ(解)
○抄には川下浦にありと云へ
り去ど今字龍にてけたかけ島とい
ふが此氣多島なりといへり(考)
○井呑濱。今猪目浦といふ(解)
○今作字峠と云(り)解)
○大前島。鴈島鈔云在字峠與鷺
浦之間(解)○今は神門郡にして
鷺峠浦の島にて今も大前島といふ
(考)鴈島。川下につきし島なるべ
く思ふ(考)

○今の鷺浦なり(考)
○鷺浦の亥の方に當りて今つる島
といふ(考)

○黒島。手結濱、爾比崎は鈔云在
鷺與字龍之間(解)

○今字龍(解)(鈔)○此浦は間内な
いふ(考)

○山崎の下に島字を落せしものな
り此島にて間をなせしなり(考)
○一里二百五十歩、今、九町十間

○子負、大崎鈔云在字龍與御崎
之間(解)
○鷺濱、宇禮保濱、御前濱等は鈔
云古出雲郡今屬神門郡(解)
○今、日御崎といふ(考)、俗作御
崎(鈔)
○一百二十歩は今二町
○未詳(考)○意保美濱以下御殿島
迄十六箇所は北浦に有、御厨家以
下尙迄十箇所は西浦の岸に有(解)
○今御厨家といふ(考)
○二十歩今二十間

意保美ノ濱。廣サ二里一百二十歩。

氣多島。紫菜。海松生ひ、鯢。螺子。棘甲屬あり。

井呑ノ濱。廣サ四十二歩。

宇太保ノ濱。廣サ三十五歩。

大前ノ島。高サ一丈。周リ二百五十歩。海藻生ふ。

鷺ノ濱。紫菜。海藻生ふ。松。栢あり。

鷺ノ濱。廣サ二百歩。

黒島。紫藻生ふ。

米結ノ濱。廣サ二十歩。

爾比ノ崎。長サ一里四十歩。廣サ二十歩。崎の南は

山。東西は戸を通りて船、猶は往來へり。上は
則ち松叢生れり。

宇禮保ノ浦。廣サ七十八歩。船二十ばかり泊るべし。

山崎。高サ三十九丈。周リ一里二百五十歩。椎。楠。
椿。松あり。

子負ノ島。磯なり。

大崎ノ濱。廣サ一百五十歩。

御前ノ濱。廣サ一百二十歩。百姓の家あり。

一本巖(解) 海藻生ふ。

御殿島。海藻生ふ。

御厨家ノ島。高サ四丈。周リ二十歩。松あり。

○軸島(考)
 ○鈔云御殿御厨家以下迄、園自日
 御崎到、杵築伊那佐濱之間也、按海
 産多、故大神の御厨所(解)
 ○等々島は鈔云、蓋今軸島而在、日
 御崎廿町計西海中、此島邊御崎漁
 子捕鮪魚充實(解)
 ○怪聞崎、今よろひが鼻とも又白
 毛崎とも言て御崎宇龍の間の海へ
 出し鼻なり(考)
 ○怪聞崎、意能保濱、粟島、黒島、道
 田濱、二俣濱、門石濱等自御崎到
 杵築伊那佐濱之島々濱也(鈔)
 ○高、廣の例(解)
 ○御崎の南にて今ひるけのはまこ
 いふ(考)
 ○未詳(考)
 ○未詳(考)
 ○今ほうだき云(考)
 ○一百歩、今、一町四十間
 ○御崎杵築の堺、ふたまたの形を
 なせり(考)
 ○今はれたて島といふ(考)
 ○伊奈佐以南經赤瀬浦湊濱直到
 園松山邊也(鈔)園、古、神門郡内、
 今、神門郡中、今、園、妙見山(鈔)
 ○三里一百歩、今、十六町四十間

トトシヤ
 等々島。コハククリセ
 巖。石花あり。

怪聞崎。長サ三十歩。高サ三十二歩。松あり。

意能保ノ濱。廣サ一十八歩。

粟島。海濱生ふ。

黒島。海濱生ふ。

這田ノ濱。廣サ一百歩。

二俣ノ濱。廣サ九十八歩。

門石島。高サ五丈。周リ四十二歩。松の栖あり。

園ノ長濱。長サ三里一百歩。廣サ一里二百歩。松繁
 りて多し。即ち神門の水海より大海に通りて、

○一里二百歩、今、八町二十間
 ○江は佐須築さ妙見山との間を西
 をさして大海に出る川をいふなり
 (考)
 ○往古ノ神門水海大半埋而所殘水
 澤今俗曰神門水海是也、上古出雲
 大河與神門小河合入神門水海、
 經園山與佐須築之中間、以西流
 入于大海、故此處爲出雲神門二郡
 之堺也(鈔)、所謂神門川者今古志川
 也(鈔)
 ○佐雜村今は佐々布村といふ其内
 の佐加惠谷二郡の堺なりしに今は
 伊自美村意宇郡に入て伊自美、
 學頭兩村の軍原ぞ二郡の堺なる
 (考)(鈔)
 ○一十三里六十四歩、今、一里三十
 四間
 ○神門郡の堺、郡家より西なり、神
 門郡舟津、石塚兩村の内なるべし
 (考)
 ○二里六十歩、今、十一町
 ○大原郡の堺、郡家より南なり、多
 義村は今の上阿具村の事なり(考)
 ○一十五里三十八歩、今、二里三町
 三十八間

通道

意宇郡の堺、佐雜村に通りて、一十三里六十四歩。

神門郡の堺、出雲、大河の邊りに通りて、二里

六十歩。大原郡の堺、多義村に通りて、一十五

里三十八歩。楯縫郡の堺、宇加川に通りて、一

十四里二百二十歩。

江の長サ三里。廣サ一百二十歩。此れ則ち出雲と
 神門と二郡の堺なり。
 凡ソ北海に所在る雜物は楯縫郡の説の如し。但、
 鮑は出雲郡尤も優れり。捕る所の者は所謂御崎、
 海子、是なり。

○所縫郡の堺、郡家より北なり西
 代村にもや(考)○古以字賀川爲
 出雲所縫二郡之堺、今則以出雲大
 河爲堺也(抄)
 ○一十四里二百二十步、今、二里一
 町四十間
 ○大ノ臣は多氏に同じ神八井耳命
 之後なり(標註)
 ○部の上、氏之字脱(解)

郡司主帳無位若倭部臣
 大領外正八位下オキベ置部ノ臣
 小領外從八位下オホ大ノ臣
 主政外大初位下○部ノ臣

神門郡カムドノコホリ

合、郷八。里三十二。餘戸一。驛家二。神戸一。
 朝山郷アサヤマ。今、前に依りて用ふ。里二。
 日置郷ヒオキ。今、前に依りて用ふ。里三。
 鹽冶郷ヤムヤ。本字止屋。里三。
 八野郷ヤヌ。今、前に依りて用ふ。里三。
 高岸郷タカキシ。今、前に依りて用ふ。里三。
 古志郷コシ。今、前に依りて用ふ。里三。
 滑狭郷ナリサ。今、前に依りて用ふ。里二。
 多伎郷タキ。本字多吉。里三。

○訂正本狹結郷とある郷字は驛ノ誤なること明白(考)

○神門貢の神門は神の御門。蓋、大穴持命の御門を此地に造りて貢りしならむ(解)
○雲陽誌松寄下村に鳥居田といふ田の輪ノ名ありて今に巨石ありといへり里人も大社の鳥居あざと語り傳ふ。また雲陽誌に常松村にも大社の鳥居ありたりと記せしは信なるにや○考ふるに神門貢りしなり神門と云地名を貢しものかまたり神門の居しより地名にれひしものか一所は誤なるべし己れは神門貢りて其所に居りしよりの名にて前の故云々の四字は後人の書入なるべくればゆかりてよけん(考)
○朝山郷。鈔云當神朝山村併西、馬木、東字奈手、南野尻、神原等馬木、東字朝山郷(解)

餘戸ノ里。

狹結ノ郷。本字最邑。

多伎ノ驛。本字多吉。

神戸ノ里。

神門と號づくる所以は、神門ノ臣伊賀會熊が時、神門貢りき。故、神門と云ふ。即ち神門ノ臣等、古より今に至るまで、常に此處に居り。故、神門と云ふ。

朝山ノ郷。郡家の東南五里五十六歩。神魂ノ命の御子、眞玉着玉之邑日女ノ命坐しき。爾時、天下

○郡家といふは古志町より西北七町計の田にゴフと云輪あり文字には郡と書むかしの郡家のあざなりと云(考)
○五里五十六歩、今、二十五町五十六間

○以鹽治村内伴部、大井谷、馬場、神原等之處二井爲二郷(鈔)、(解)

○四里、今、二十町

○崇神天皇

○蓋中古鹽治氏執國柄之時、其諸士散在沿岸鹽治置郷之三處、以結橋第宅、故忘却置高岸港號一稱鹽治郷(考)(鈔)

○并鹽治村内只谷、今市、大津等爲鹽治郷(鈔)米原、石塚、中、村等も大津、扇村なり此より北、武志、渡橋邊し是又可爲郷内、萩原、橋島、稻岡、高岡等の諸村在、此郷地(考)(鈔)

○六里は今の三十町

○鈔云八野、白枝、小山也白枝ノ四今ノ松寄下村ハ古出雲大河ノ會水ノ神門水海ノ中心也(解)○荒木三ヶ村の大村は大河のあざなり(考)

造らし、大神大穴持命、娶ひ給ひて、朝毎に通ひ坐しき。故、朝山と云ふ。

日置ノ郷。郡家の正東四里。志紀島ノ宮に天ノ下知

しめし、天皇の御世、日置ノ伴部等、遣はさるゝ

もの來宿りて、政を爲る所なり。故、日置ノ郷と

云ふ。

鹽治ノ郷。郡家の東北六里。阿遲須積高日子ノ命

の御子、鹽治毗古能命坐しき。故、止屋と云ふ。

神龜三年、字を鹽治と改む。

八野ノ郷。郡家の正北三里二百一十歩。須佐能

○三里二百十歩、今、十八町三十間
○高岸は沙云相當鹽治村俗云高
西地邊、井西、天神村、東北、渡橋
村中阿利原、以爲高岸郷、今入鹽
治村中、按に本字高岸、高岸に改
た、か高岸に改めたるか疑はしめ
(解)

○二里、今、十町
○故曰高岸、神龜三年、(日御埼、解)
改字高岸

故曰高岸、神龜三年、(鈔)
改字高岸

故曰高岸、神龜三年、(訂正本)
改字高岸

故曰高岸、神龜三年、(考)
改字高岸

○抄云古志郡家者從今弘法寺六
町西北田略俗呼言郷所、蓋是也合
古志原渡知井宮等處、以爲古志郷
也(解)
○抄日淵河といふは蘆渡、知井宮
の塚今俗に曰保知石川とあるがこ
こ(考)
○寛按に木文伊非那彌命之時の文
解しがたし伊の上記の字など脱

たるには非る、恐くは郡家を設る
るときに始て此神を祀り、ならむ(

標註)
○按に古志郡家は神門川の西に有
しかと思へど、通度は正西道の出雲
河より度る所、又西七里廿五歩、
至神門郡家、即有河記したれば、
郡家は河東に有しなり、今の河流は
かはりたるものか(解)
○鈔云、神西、市場、二部、三部、常
樂寺、加村等也(解)
○八里、今、一里四町

○滑狭はナメシハの約なり。シハ
の約はサナリ(標註)、所謂磐石者
則在神西村岩坪山、岩坪大明神而
高倉權現之所座也(鈔)、(解)
○日鏡に今依前川とあるは誤(考)
又神在石田仲大明神社也、此村所
云、羽加佐山、有城岩之跡、又聞近
來自關東謂古庄之處、神西氏之
人來于此、居此城、弘治年中毛利
元就伐之滅亡矣、神西者舊神妻亦
神在云(鈔)
○併奥田儀、口田儀、小田、多伎、
久村等以爲一郷也(鈔)○此内に
大池村あり(考)○多伎村本郷而又

袁ノ命の御子、八野若日女ノ命坐しき。爾時、天ノ
下造らし、大神大穴持ノ命娶ひ給はむとして、屋
を造らしめ給ひき。故、八野といふ。

高岸ノ郷。郡家の正北二里。天ノ下造らし大神の

御子、阿遲須根高日子ノ命、いたく晝夜哭き坐し

き。仍、其處に高き屋を造りて坐させて、即ち

高椅を建て、登り降り、養し奉りき。故、高岸

といふ。神龜三年、字を

古志ノ郷。即ち郡家に屬けり。伊弉那彌ノ命の時、

日淵河を以て、池を築造り給ひき。爾時、古志

の國人等到來りて、堤を爲りて、即ち宿り居り

し處なり。故、古志といふ。

滑狭ノ郷。郡家の南西八里。須佐能袁ノ命の御子、

和加須世理比賣ノ命坐せり。爾時、天ノ下造らし

大神ノ命娶ひて通ひ坐す時に、彼の社の前に磐

石あり。其上、甚滑かなり。即ち詔り給はく、

滑磐石なる哉と詔り給ひき。故、南佐といふ。

神龜三年、字を

多伎ノ郷。郡家の南西二十里。天ノ下造らし、大

神の御子、阿陀加夜努志多伎吉比賣ノ命座しき。

兼驛家也(鈔)○下文一十九里則當多伎村加夜堂、此所有多伎比賣神社(解)○阿太加夜努志多伎比賣命座社也(鈔)
 ○二十里は今二里二十八町
 ○併橋波、吉野、高津屋、東村、八幡原、一窪田、佐津目、山口等、以爲餘戸里也(鈔)(解)
 ○三十六里は今五里
 ○鈔云古志郷今古志市也(解)

○多伎驛、小田村に當、多伎吉比賣命座事多伎郷の傳の如し(解)○抄多伎村さいへどいかにありけん一十九里さあれば小田、久村なるべく思ひど不知(考)
 ○一十九里は今二里二十三町
 ○抄に所原村内今俗曰三神所是也と云へり(考)(解)○何の神戸なるか知りかたし、通道を考ふるに飯石郡須佐に近き地なり(解)
 ○抄に此今の神門寺歟已れ思ふに、此新造院は早くなりし故に、方路の似たるをもつて神門寺といへるなるべし(考)○鈔云蓋今神門寺也古爲密宗、以方路細考之置郷

内非朝山郷不審と云り(解)
 ○抄に今の弘法寺歟といへりさもあるべし(考)蓋今弘法寺乎自郡家一方路當矣、天平日不知何宗、後作密寺置空海師之像、因曰弘法寺者也(鈔)

故、多吉と云ふ。神龜三年、字を多伎と改む。

餘戸ノ里。那家の南西三十六里。名を脱くこと意、宇ノ郡の如し。

狹結ノ驛。那家同所。古志ノ國の佐與布と云ふ人、

來居りき。故、最邑といふ。神龜三年、字を狹結と改む。其の來居る所以は、

説、古志郷の如し。

多伎ノ驛。那家の西南一十九里。名を脱き、字を改むるに、多伎ノ郷の

如し。

神戸ノ里。那家の東南一十里。名を脱くこと意、宇ノ郡の如し。

新造院一所。朝山郷中に在り。那家の正東二里

六十步。嚴堂を建立つ。神門ノ臣等が造る所なり。

新造院一所。古志ノ郷中に在り。那家の東南一

里。嚴堂を建立つ。刑部ノ臣等が造る所なり。

美久我ノ社。式同。鈔云口田儀村津島大明神(解)○(考)同じ

阿須理ノ社。式同。鈔云來原村權現而在阿世理池側(解)○式同社座彦魂命于午日命神社、石塚

村(粟谷)三谷大明神式同社に當る御社脱す(考)

比布知ノ社。式同。鈔云古志郷保知石大明神(解)○式同社座神魂御子角魂神社(考)

又、比布知社。式書同社座神魂子角魂神社。知井宮保知石大明神(鈔)○式の同社に當り(考)

多吉ノ社。式云多伎同社大穴持神社。此記の多吉二社を鈔云多伎驛多伎大神併兩社爲一社(解)○多伎

郷口田儀村(宮本)角大明神、多支積社をも合祭り(考)

夜牟夜ノ社。夜牟夜三社を式云鹽治神社、鹽治比古神社、式鹽治比古麻由彌能神社と書。又保乃加社、式

社

外ノ中鹽治社、火守社、同鹽夜ノ社合七社を鈔云皆可爲鹽
夜郷中忠谷、大津、來原、石塚、中村、朝倉、今市等神社也只
谷大明神、今市山王、朝倉大神、石塚大神、大津龍王、同
所辨才天等也云り某神は其社に座てふことばしらす(解)
○式同社座鹽治比子御子焼太刀天穗日命神社、上鹽治村今
鹽治八幡、さて式なる御神名は誤字あるべし(考)

矢野ノ社。式八野。鈔云矢野郷矢野大神(解)○(考)同

波加佐ノ社。鈔云在滑狭郷神西村羽加佐山式此社無(解)○神西沖村日御崎大明神(考)

奈賣佐ノ社。奈賣佐社、那賣佐此兩社式裁那賣佐神社同社座和加須四利比賣神社。是則合祭神西村大穴

持與須世理比賣世俗曰。岩坪大明神是也(解)

知乃社。式智伊。鈔云古志郷知井宮村座六社大神(解)○知井宮村にて知井宮大明神と申せしを今里人サンゲ

の森と云(考)

淺山ノ社。式朝山。鈔云神朝山宇比瀧大明神也(解)○(考)同じ

久奈爲ノ社。式亦同字式外久奈子社同久奈子社以上三社者。是古志郷久類翁三社大明神也(鈔)○上古志に

て久奈子社を合祭て三社明神(考)

佐志牟ノ社。式同、指海浦にて佐志牟大明神(考)

多支枳ノ社。鈔云在二田岐郷田儀村(解)○前社に合祭れり(考)

阿利ノ社。式云阿利神社同社座加利比賣神社。鈔云二社者高岸郷天神村與渡橋之中路阿利原ノ森ノ神社也

(解)○下鹽治村(在原)姫宮大明神(考)

阿禰ノ社。式阿禰神社。鈔云阿知社者滑狭郷二部村姉谷大明神也(解)

國村ノ社。式同。諸本國持に誤、鈔云多伎郷久村比津毛利大神也(解)○國村神社(考)

奈賣佐ノ社。鈔本那賣佐○式同社に當る(考)

阿利ノ社。式同社に當れり(考)

式には二十社にて不合式には夜
率夜社五社あり此書も式外を取入
るれば二十社とばなれり阿須利
社式の同社座とある御社此書には
なし(考)

大山ノ社。 鈔云矢野郷小山村大山社也故名大山村俗作小
山(考)式同(解)○大山大明神とも大山須美神社

とも云
(考)

保乃加ノ社。 式富能加。鈔云在鹽治郷(解)
○稗原村星宮大明神(考)

多吉ノ社。 多伎驛多伎大神也前註(解)○此御社は式同社に
當るべきに奥田儀村大須と云處にて大須大明神

(考)

夜牟夜ノ社。 式同社座鹽治比古
麻由彌能神社(考)

同、夜牟夜ノ社。 前御社
合(考)

以上二十五所。 並、神祇官に在り、

鹽夜ノ社。

火守ノ社。 國村社を鈔云比津毛利大神と云り(解)○字那手
村火守大明神、古は伊での御崎に御社ありしと

いふ
(考)

同、鹽夜ノ社。 以上三社鈔云在鹽治郷中、同は火守同所
の謂(解)○同字は誤なり此鹽治二社は式の

同社なる
べし(考)

久奈子ノ社。 前に註
す(解)

同、久奈子ノ社。 二社共、式なる久留須
大明神に合祭れり(考)

加夜ノ社。 鈔云多伎村加夜堂也(解)○口田儀村の加夜堂と
なれり即東神在村の十樂寺と云るにつけり(考)

小田ノ社。 小田村多伎大明神とも
御守明神とも云(考)

波加佐ノ社。

同、波加佐ノ社。 二社合祭て西神在村の水海近き
小山に御社ありて田中明神(考)

多支ノ社。 鈔云多伎郷須奈谷大明神(解)○小田村
多伎大明神今は尾若權現(考)

○田俣は田儀の誤か。鈔云在子乙立、俗呼云田代山(解)。○俣は代の誤なるべし(考)。

○一十九里は今二里二十三町。鈔云長柄は乙立村ノ山名也(解)。

○一窪田村中、久利原山是也、此ノ山下ニ有テ造天ノ大神ノ御子阿太加夜努志命廟社也(鈔)。

○在ニ神朝山郷(鈔)○以下五山は宇比多伎の前後に有(解)○思ふに宇比多伎山は御屋、陰山は御陰とあれば始の宮所と知らる(考)。

○稻積山。里人は船山といふ(考)○五里七十六歩は今二十六町十六間。

○陰山。陰は天の御陰日の御陰とかくし給ふ御陰の陰山となり(解)○此は船山の十間ほど東に平地よりいささか高き土地に諸木しげれり森ありて今里にては杉尾権現と

いふ是なるべく覺ゆ(考)○カゲヤマ(假字書)。

○稻山。正東とあるは誤なること明白なれば今東南ニ改て記す今に稻塚山と云て陰山の三十間計東南に至て東南西の三方朝山川周れり(考)。

○五里一百一十六歩は今二十六町五十六間。

○梓山。是また稻山より東南百四十五間在て山八歩ほどは草山にて上大岩あらはれ借に梓としいふべき山なり(考)。

○五里二百五十六歩は今二十九町十六間。

○宇比多伎山に次て高きは梓山、周りは小し、周り大なるは稻山次に稻積山なり(考)。

○梓山。(中略)大神の御稻杵なり(假字書)。

○是は宇比多伎山御社の南にある岩にて里人はコウモリ岩といふ(考)。

○稻積山陰山稻山梓山冠山者皆在宇比瀧山之左右前後二山耶而未詳

多支々ノ社。口田儀村雷大明神(考)。

波須波ノ社。鈔云伊秩部餘戸里橋波村田中大神也(解)○(考)同じ。

以上十二所。並、神祇官に在らず。

山 田俣ノ山。郡家の正南一十九里。梶。粉あり。

長柄山。郡家の正東一十九里。梶。粉あり。

吉栗山。郡家の西南二十八里。梶。粉あり。所謂、天下造らしる大神の宮材造る山なり。

宇比多伎山。郡家の東南五里五十六歩。大神の大

稻積山。郡家の東南五里七十六歩。大神の稻積なり。

陰山。郡家の東南五里八十六歩。大神の御陰なり。

稻山。郡家の正東五里一百一十六歩。東に樹林あり。並、磯なり。大神の御稻なり。

梓山。郡家の東南五里二百五十六歩。南西みな樹林なり。東

冠山。郡家の東南五里二百五十六歩。大神の御冠なり。

凡ソ諸ノ山野に所在る草木は、白歛。桔梗。藍。

漆。龍膽。商陸。續斷。獨活。白芷。秦橋。百部根。百合。卷柏。石斛。升麻。當歸。石菖。

麥門冬。杜仲。細辛。伏苓。葛根。薇。蕨。藤。李。蜀椒。檜。杉。樾。赤桐。白桐。椿。

...

...

...

...

...

○龍膽。今リノドウといふものに
て音のうつれるなり(考)
○卷柏。一云伊波古介(考)
○石菘。啓蒙ニ一葉あり(考)

○神門川(鈔、解、考、假名書)
○神門川水源出、自飯石郡來島郷
中赤穴里盤組川由來村琴引山、而
此記作琴引山、是又飯石川須佐川
水上又同郡有波多小川、此三水合
一過、神門郡餘戸等之數處、四流而
入、于水海也(鈔)、神門郡餘戸里
間立村者橋波村(鈔)。
○琴引山より出るさあるはあやま
り門坂より出て琴引山のかたわら
を北に流るるなり(考)
○大門立村は今の乙立なり○神戸
は所原村なり(考)(鈔)
○鈔云川者田儀川也山者田儀之深
山也(解)○多岐々山(鈔)
○三十三里は今四里二十一町

川

ツキノキ 楓。 柘。 檜。 櫛。 葉。 櫛。 楮。
禽獸には則ち鷹。 鷹。 晨風。 鳩。 山鷄。 鶉。 鶻。
狼。 猪。 鹿。 兔。 狐。 獺。 飛鼠。 飛鼠なり。
神戶川。 源は飯石郡の琴引山より出でて北に流
れ、即ち來島、波多、須佐の三郷を経て、神門、
郡の餘戸、里大門立、村に出でて、即ち神戸、朝
山、古志等の三郷を経て、西に流れて水海に入
る。則ち年魚。 蛙。 麻須。 伊具比あり。
多岐小川。 源は郡家の西南三十三里、多岐山よ
り出でて、北に流れて、大海に入る。年魚あり。

○古志郷宇加池(鈔)○下古志村
(考)
○三里十六歩は今十六町
○來食池未、知其所、在(鈔)○大社
の邊にもつありしならむ其帝(獻
る白鳥を飼置し池にもやあらむ)
(考)
○一里一百四十歩は今七町二十間
○笠柄池。古志郷知非宮俗曰三阿佐
加羅池。蓋是乎(鈔)今は埋て田と
なれり其田輪名を淺柄の池分とい
へり是ならん(考)
○一里六十六歩は今六町六間
○刻屋池。刻以再切(解)鈔云盤
治郷只谷防堤也(解)○止屋郷石塚
村只谷のあせりの池なるべし今は
皆田所となれり(考)
○今神西の水海といふ(考)
○四里五十歩は今二十町五間○
三十五里七十四歩は今四里三十二
町十四間
○玄蠣。一本にタチ貝といふ訓あ
り(考)
○二十二里二百三十四歩は今三里
五町五十四間
○三里は今十五町

池

宇加池。 周リ三里六十歩。
來食池。 周リ一里一百四十歩。 菜あり。
笠柄池。 周リ一里六十六歩。 菜あり。
止屋池。 周リ一里。
神門水海。 郡家の正西四里五十歩。 周リ三十五
里七十四歩。 裡には則ち鯔魚。 鎮仁。 須受枳。
鮒。 玄蠣あり。
即ち水海と大海との間に山あり。長サ二十二里二
百三十四歩。 廣サ三里。 此は意美豆努、命の國引
き坐し、時の綱なり。 今、俗人、蘭の松山と號

○美久我林は口田儀村美久我社の地なるべし(考)○式ニ美久賀神社砂云俗云妙見社(解)○口田儀與石州島津屏之塚源松以北海嶺不言而可知矣(砂)○今は崎といふべき所も方く又砂に所謂嶺の源蔵松と云べき木もなし(解)

○出雲郡の堺、郡家より東なり(考)○七里二十五歩は今、三十五町二十五間○飯石郡の堺、是は南なり(考)○堀坂山。郡家南東砂云神戶里所原村與飯石郡之堺、須佐郷朝原村穂佐加大明神之所座山是也

○曾紀村は蓋餘戸の小里、此記の餘戸は倭名抄伊秩郷なり砂云曾紀村當角井村四津見村と云へり按に今も飯石の郡家多福近くに曾木村あり(解)○抄説は請かたし(考)○二十九里一百七十四歩は今三里十九町五十四間○郡家西方在多根々社(解)○石見國安農郡の堺、是は四なり今の田儀の御番所也(考)○通同安農郡川相郷。是は水道にあらず山口村にりや安農郡志學にも(考)○三十六里は今五里

○島根、秋鹿、楯縫、出雲、神門○擬さあるはいかにそや誤にしま今一人の少領ありてこそ(考)○砂云吉備部臣は出雲郡神名火山坐伎比佐賀美の末か又國造之祖云比佐都美もり蓋吉備國所生の人かと云へりいかかわらむ(標註)

云く。地の形體、壤石、並になし。白沙のみ積上りて、即ち松ノ林茂繁れり。四風吹く時は、沙飛び流れて、松ノ林を掩ひ埋む。今、半ば埋み、半ば遣れり。恐くは遂に埋もれ已てむ與。松山の南の端なる美久我ノ林に起りて、石見と出雲と二國の堺、中島ノ崎にいたる間、或は平砂、或は陵、磯。

凡ッ北ノ海に所在る雜物は、楯縫ノ郡の説の如し。但、紫菜なし。

出雲郡の堺、出雲河の邊に通りにて七里二十五歩。

飯石郡の堺、堀坂山に通りにて一十九里。同じ郡の堺と曾記ノ村に通りにて二十五里一百七十四歩。石見國の安農ノ郡の堺、多根々山に通りにて三十三里。常に割あり。同じ安農郡の川相ノ郷に通りにて三十六里。常に割あり。

但、政ある時に當りて楯に置くのみ。前件の五郡は並、大海の南なり。

- 郡司主帳 無位 刑部臣
- 大領外從七位上 勳業神門臣
- 擬小領外大初位下勳業刑部臣
- 主政外從八位下勳業吉備部臣

仁多ノ郡

合、郷四。里十二。

三處ノ郷。今、前に依りて用ふ。

布勢ノ郷。今、前に依りて用ふ。

三津ノ郷。今、前に依りて用ふ。

横田ノ郷。今、前に依りて用ふ。

以上四郷。別に里三。

仁多と號づくる所以は、天、下造らし、大神大穴持ノ命の詔り給はく、此の國は大きにも非ず。小きにも非ず。川上は木の穂、判しかふ。川下は阿志

○判字は刺の誤(標註)
○阿志波布は阿は虚詞にて志波布

は芝生なるべし(標註)

○河芝(假字書)

○爾多志積は濕有を云(解)

○鈔云合乎上下ノ三處村、高田、藤村、琴枕、高芝、久比須、中湯野、四湯野、梅木、大内原、加食、乙多田、遠原、角木、石原、里田、馬馳、矢谷、廣瀬、湯原、神畑、郡村等、以爲三處郷也。順古郡家蓋當郡村。○按古郡家は阿伊川の邊にて俗古郡と呼所なり、今の三處郷の東南は玉峰、西南は斐伊川、北は大原郡なり。後世郡を分ちし時玉峰と比田里は能儀郡に屬(解)
○上布勢、下布勢、前布勢、佐白、中村等也(鈔)(解)
○四一本南(按合本)
○一本には大神大已貴とあり(考)
○鈔本三澤郷
○鈔云併湯村、槻原、北原、尾原、石村、比羅田、下鴨倉、上鴨倉、四日市、原田、鞍掛、乙社、大古、川内、三成、堅田、大谷、高尾、大馬來、小馬來、下阿井、上阿井等廿二所、爲三澤(解)

波布、這ひ度れり。是は爾多志積小國なりと詔り給ひき。故、爾多と云ふ。

三處ノ郷。即て郡家に屬けり。大穴持ノ命の詔り給はく、此の地の田、好し。故、吾が御地の田と詔り給ひき。故、三處といふ。

布勢ノ郷。郡家の正西一十里。古老の傳にいふ。

大神ノ命の宿り坐し處。故、布世といふ。三年

字を布勢と改む。

三津ノ郷。郡家の西南二十五里。大神大穴持ノ命の御子、阿遲須積高日子ノ命、御須髮八握に生ふ

の御子、阿遲須積高日子ノ命、御須髮八握に生ふ

の御子、阿遲須積高日子ノ命、御須髮八握に生ふ

の御子、阿遲須積高日子ノ命、御須髮八握に生ふ

社

以上の諸郷より出す所の鐵くろがね尤も雜具を造るに堪ふ。

三澤ノ社。鈔云祀阿須須伎高日子命曰大森大明神在三澤郷原田村三津郷三津社なるを神龜三年改字以來

式和名共に三澤と書(解)○下鞍掛村三澤町の左りに在て高守大明神(考)

伊我多氣ノ社。式同○所謂祭五十猛神之社在横田郷角村(鈔)○角村伊賀武大明神(考)

以上の二所は、並、神祇官に在り。

玉作ノ社。鈔云在三處郷中湯野村今ノ龜蓋山則玉峰山也此社又曰玉上ノ神社(解)○玉峰山にあつて百間四方の

社地なりしに中昔三澤三郎左衛門爲清城を作りし時御社をいづくに移せしや今はしるものなし(考)

須我非乃社。鈔云可レ在三處郷菅火野山俗呼日光山古城跡也、廢無此社(解)○上三處村菅火野山に在

りしを中古城を築し時御社を角木村にうつして清日大明神といふ此山今は日光山といひ寺あり(考)

湯野ノ社。鈔云三處郷中湯野村大森大神也(解)○湯社(考)

比太ノ社。鈔云比太村一宮明神、今入能儀郡(解)○(考)同

漆仁ノ社。鈔云三澤郷湯布禰明神、漆仁郷者、出湯ノ川邊、湯村也(解)○(考)同じ

大原ノ社。鈔云三澤郷尾原村岩坪大明神也(解)○(考)同

仰支斯里ノ社。仰支は髮、斯は期裂誤、鈔云布勢郷八代村加美伎里大明神也(解)○(考)同

石壺ノ社。鈔云三澤郷三崎大明神(解)三津郷御崎大明神(考)

以上の八所。並、神祇官にあらず

鳥上山。郡家の東南三十五里。伯耆と出雲との堺。鹽味葛あり。

室原山。郡家の東南三十六里。備後と出雲との國の堺。鹽味葛あり。

灰火山。郡家の東南三十里。

遊記山。郡家の正南三十七里。鹽味葛あり。

横田郷竹崎村の山名、俗、船通山といふ(解)
○三十五里、今四里三十一町
○鈔云備後國油木村與横田郷八川村塚山名也(解)
○三十六里、今五里
○鈔云大谷與小馬木中路、山名也(解)
○三十里は今四里六町
○大馬木村山名俗云仙山(鈔)
○今はあつま山といふ(考)
○三十七里は今五里五町

山

鳥上山

郡家の東南三十五里

伯耆と出雲との堺

室原山

郡家の東南三十六里

備後と出雲との國の堺

灰火山

郡家の東南三十里

遊記山

郡家の正南三十七里

鹽味葛あり

○御坂山上阿位郷香谷山(抄)
○俗に云木地山また鯛集山といふ。神門は大社の神門なるべし(考)
○五十三里は今七里十三町

○阿位郷高尾村(抄) 坂名也(抄)
○三十一里は今四里十一町
○三處郷中湯野村に有り今の龜嵩山の古城跡其地と開(解)
○龜嵩山といふ東南とあるは誤にて東北に改て記(考)
○一十里は今一里十四町
○此野在三處郷加食村與横田郷大曲之間(抄) 即横田に越る處なるべし(今野呂山といふ)(考)

○此野三處郷今俗曰大内原村是也(抄) (解)
○二十二里は今三里二町

○郡村、高芝村、上下之三處、角木、乙多田、石原七箇、廣野丘、名俗呼曰日光山(抄) 上三處にありて郡村に行には右の方に見ゆ今、日光寺といふ寺あり、高、周を記されしは此山のふなり獨山故か(考)

○戀山。阿位郷高尾村俗呼云舌振山(抄) 阿位川、こを流るるに甚急流なればかく云(考)
○二十三里は今三里七町
○和爾此神を戀て阿位川へ來りしなり(今、眞岐川とも石川ともいふなり) 石川とも云三津傳石川にはあらす(考)
○白頭翁。花白髮のこまく高尺餘花後葉生す。高本。紗は諸木。○王不留行。道灌と云古之道灌山に植し。こあり。故此名ありと云。○薺。啓に釣りかね草といふ(考) 薺は和名佐留止利丸葉のかたら。○黄精。啓になる。こゆりこしき。○玉波子。實黒く似段。○附子。五種同名のものありイフス。トリカブト。カブトキク。カフトハナ。○狼牙。大倭本草云葉如羅荷有岐横廣。草生熱生とて俄に赤く腫るに此。栢をすりつければ忽愈また血止。○云フゾイモ(解)

御坂山。郡家の西南五十三里。即ち此山に神の

御門あり。故、御坂といふ。備後と出雲との界。鹽味葛あり。

志努坂野。郡家の西南三十一里。紫草少あり。

玉峰山。郡家の東南一十里。古老の傳に云ふ。

山の嶺に、玉上りし神の社あり。故、玉峰といふ。

城継野。郡家の正南一十里。紫草少々あり。

大内野。郡家の正南二十二里。紫草少々あり。

菅火野山。郡家の正西四里。高サ一百二十五丈。周リ

一十里。峯に神の社あり。

戀山。郡家の正南二十三里。古老の傳に云ふ。

和爾、阿伊ノ村に坐す神、玉日女ノ命を戀ひて上り

到ぬ。爾時、玉日女ノ命、石もて川を塞ぎまし

ゝかば、戀へるに得、會はず。故、戀山といふ。

凡ソ諸ノ山野に所在る草木は。白頭翁。藍。漆。高

本。玄參。百合。王不留行。薺。百部根。瞿

麥。升。麻。拔葵。黄精。地榆。附子。狼牙。

離留。石斛。貫衆。續斷。女萎。藤。李。楡。

楡。栢。檜。松。栢。栗。柘。槻。藁。楮。楮。禽獸には則ち鷹。晨風。鳩。山鷄。熊。狼。猪。

○北流於横田市次合室原川

川

横田川。源は郡家の東南三十五里、鳥上山より

出でて北に流る。所謂斐伊の大河の上なり。年

魚少々あり。

室原川。源は郡家の東南三十六里。室原山より

出でて北に流る。此れ則ち所謂斐伊、川の上な

り。年魚。麻須。魴鱧等の類あり。

灰火小川。源は灰火山より出でて、斐伊の河上

に入る。年魚あり。

阿伊川。源は郡家の正南三十七里。遊記山より

○室原川、砂云來横田郷竹崎村於
横田市側與八川合流(解)○
横田町まで北に流れ町下にて横田
川に入る(考)
○三十六里は今五里
○魴鱧二魚未詳、今此川にコギ、
ヒラテ(ヒラメ)といふ二魚あり
魴はヒラテ鱧はコギなるべし未考
(考)
○砂曰灰火小川來阿位郷大谷村
其下流合横田川(砂)○灰火小川
源出郡家東南卅里入斐伊河上へ
考本文)○神畑村にて大川に入る
(考)
○阿伊川。大馬木より高尾村に至
れば五日女命の塞給ひし大岩あり
て急流なり上三成村に出、町上に

て大川に入る石川といふ三津傳
の石川にはあらず(考)
○正南、一本西南(按合本)

○石村にて大川に入る此川門に藥
水のありし所なり(考)
○五十里は今六里三十四町

○東北一十里(考)
○玉峰山。此山の下を通り廣瀬に
出る道あり龜嵩通りといふ(考)○
玉峰は湯野比太等山名(解)○この
川の海に入所を野城川と云飯梨郷
にては飯梨川と云(解)

○漆仁川の源流を記さぬは阿位川
の亦名か又上文此川の脱たるか(解)
○二十八里は今三里三十二町
○今湯村湯も川手湯も云て宜
敷ほどの湯なり(考)

鹿。狐。兔。獺。飛狐あり。

出でて、北に流れて斐伊の河上に入る。年魚。麻

阿位川。源は郡家の西南五十里。御坂山より出

でて、北に流れて斐伊の河上に入る。年魚。麻

比太川。源は郡家の東南一十里。玉峰山より出

でて北に流る。意宇ノ郡の野城ノ河の上、是なり。

年魚あり。

湯野小川。源は玉峰山より出でて、西に流れて

斐伊の河上に入る。

飯石郡の堺、漆仁川の邊に通じて二十八里。即ち

川邊に藥湯あり。浴すれば身體穆平ぎ、再び濯げ

○辛谷者今槻屋村也(鈔)
○一十六里二百三十六步は今二里
十一町五十六間
○按に今日野郡に通ふ道五通り有
○志毘山越は玉峰の麓西比田出

東比田を過、日野郡阿四禮村に
るを俗さなみのたに通りと云又極
田の竹崎より伯耆の多里に出るを
萩山越と云、此二道のうちなるを
し(解)

○蓋横田郷代山村東邊與伯耆國
大谷村也(鈔)
○三十五里一百五十歩は今四里三
十三町三十間
○遊託山の南は惠原郷湯川村、北
は三澤郷上阿位、小馬木等也所謂
東南道の後是也(解)○備後國由來
村にて大馬木の塚今の大仙越とい
ふにもや(考)
○遊託山見子上、此山入比市山上
阿位村呑谷山入備州高野山也(鈔)
○比布山は備後國高野山の名

にて長世原御番所より二里十二町
もあれば是は御坂の誤にしや御坂
山も五十三里とあればなり、木野
木越にもや、また、阿位谷越にも
や(考)
○品治部は垂仁天皇の御子太牟都
和氣命の御名代に定品治部とあ
り(標註)

ば萬の病、消除ゆ。男女老少、晝夜息まず、駱驛
往來す。險を得ざるなし。故、俗人、號けて藥湯
といふ。即ち正倉あり。

通道

大原郡の堺。辛谷村に通りて一十六里二百三十
六歩。伯耆、國日野、郡の堺、阿志毘山に通りて三
十五里一百五十歩。當に刻あり。備後、國惠宗、郡の堺、遊
記山に通りて三十七里。當に刻あり。同じ惠宗、郡の堺比
布山に通りて五十三里。當に刻あり。但し政ある時
に當りて楯に置くのみ。

郡司主帳外大初位下 品治部
大領外從八位下 蜷部、臣

少領外從八位下 出雲、臣

飯石ノ郡。

合、郷七。里十九。

熊谷ノ郷。今、前に依りて用ふ。

三屋ノ郷。本字三刀矢。

飯石ノ郷。本字伊島志。

多禰ノ郷。本字種。

須佐ノ郷。今、前に依りて用ふ。

以上五郷。別に里三。

波多ノ郷。今、前に依りて用ふ。

來島ノ郷。本字支自真。

○下熊谷村常馬、合之於上熊谷村以爲熊谷郷也(鈔)、軍國有(解)○郡家は抄に多根郷掛合村中に今も郡と云地ありそなりといへり行見るに掛合町より十五町計下りて南北四五町東西二町計も開し地ありて今は田畑作れり(考)
○二十六里は今三里二十二町
○久々麻々の久麻は木葉などの立茂りてこもりかなるを云り(標註)

○鈔云合三刀屋市、萱原、給下、伊菴、尾崎、安田、粟谷、殿河内、大谷、屋内、法師田、里坊等十二所、以爲一郷(解)
○二十四里は今三里十二町
○今も給下村に鳥井田といふわの名あるは御門のあさにもや又伊菴村にも神木わさいふ田所の名ありいづれなりけん(考)

以上三郷。別に里二。

飯石と號づくる所以は、飯石の郷中に伊毘志都幣ノ命坐す。故、飯石といふ。

熊谷ノ郷。郡家の東北二十六里。古老の傳にいふ。

久志伊奈太美等與麻奴良比賣ノ命任身まして、産みまさむとする時に、生みまさむ處を尤ぎ給ふ。

その時、此處に到來まして、甚、久麻久麻しき

谷なりと詔り給ひき。故、熊谷といふ。

三屋ノ郷。郡家の東北二十四里。天ノ下造らし

大神の御門、即ち此處に在り。故、三刀矢とい

ふ。

神龜三年、字を
三屋と改む。

即ち正倉あり。

飯石ノ郷。郡家の正東一十二里。伊毘志都幣ノ命、

天降り坐し、處なり。故、伊毘志といふ。神龜三

を飯石と
改む。

多禰ノ郷。郡家に屬けり。天ノ下造らし、大神大穴

持ノ命と須久奈比古ノ命と天ノ下を巡行らし、時、

稻種、此處に墮ちたりき。故、種といふ。神龜三

を多禰と
改む。

○井多久和村、中ノ村、六重、神代、
川手村、以爲飯石郷(鈔)解。
○イビシツベ(解)(訂正本)
○一十二里は今一里二十四町
○多久和村の川邊に磐石有り俗い
ひしつべの命の天降給し所と云傳
さし云り(解)
○鈔云併掛谷、多禰、松笠、坂本、
乙多田、加食田、掛谷、宮内、吉田
村、以爲一郷(解)

○今の稲村に至り給ひし時大穴より
稻種の落しなり(考)

○以宮内爲郷標則大宮大明神
社是須佐鳥乃命也併之朝原、反
部、大路、原田、入間、竹尾、穴見等
爲須佐郷也(鈔)解。
○此國は須佐ノ郷をさす詞。上代は
家村有る所を國といひしなり(解)
○大神此所に御靈を鎮給ひて御名
を資はて大須佐田、小須佐田と云
ひ其の税して御靈を祈るなり、石
木に着けじとば御名代をよしなき
物には着じとて地名に資せしなり
(標註)
○其田は今の御社より北東三町計
去て今は略て佐田といふなり(考)

○以加村、四津見、八神、角井、刀
根、志師村、併爲波多郷(鈔)解。
○今の加村へ天降給ひしなるべし
(考)

○一十九里は今の二里二十三町

○併來島上中下及ヒ赤穴、佐見、由
來、花栗、長谷、都加賀等村、以爲
來島郷也(鈔) ○此郷郡家の正南

須佐ノ郷。郡家の正西一十九里。神須佐能袁ノ命

の詔り給はく、此の國は小き國なれども、國處

なり。故、我が御名は木石に着けじと詔り給ひ

て。即ち己命の御魂を鎮め置き給ひし處なり。

然して即て大須佐田、小須佐田を定め給ひき。

故、須佐といふ。

即ち正倉あり。

波多ノ郷。郡家の西南一十九里。波多都美ノ命、

天降り坐し、處なり。故、波多といふ。

來島ノ郷。郡家の正南三十六里。伎自麻都美ノ命、

にあらす西南とあるべく思ふ、も
は西の誤なるべし(考)

坐す。故、支自眞といふ。神龜三年、字を
來島と改む。

即ち正倉あり。

社

須佐ノ社。須佐郷宮内村ノ社(解)○
須佐大宮といふ(考)

河邊ノ社。鈔云須佐同所(解)○上熊谷村
駒形大明神、別考あり(考)

御門屋ノ社。式三屋。三屋郷給下村一宮大神(解)
○是を一宮といふこと未考(考)

多倍ノ社。鈔云須佐郷反部村ノ社、按須佐田の田戸か(解)
○飯大明神(考)

飯石ノ社。鈔云在飯石郷多和村之川邊、伊弉志都幣命天降
坐大磐石社是也(解)○飯石大明神(考)

以上の五所、並、神祇官にあり。

狹長ノ社。鈔云多爾郷掛谷村佐長里、加都手大神(解)
○掛合村(佐中)勝手大明神(考)

飯石ノ社。鈔云飯石郡六重村伊弉
津大明神(解)○(考)

田中ノ社。三刀屋郷安田村ノ社也(鈔)○安
田村(田中原)田中大明神(考)

多加毛利ノ社。鈔本二社に書、多加は三刀屋郷杉戸明神、毛
利は伊加夜村一森明神と云り(解)○(考)

兎比ノ社。前後の社三屋に有、此社も同郷に有て神門郡宇比
多伎山の宇比ノ社か(解)○吉田村足名椎大神(考)

日倉ノ社。鈔云在多爾郷掛谷村日倉山ノ社也。日倉古城地(解)
○掛合村日倉山にありしに多賀四郎(一本與

四郎)道定城を築し時宮中村の今の社地にうつせしといづ
れの御世にか八幡宮を合祭て今、日倉八幡といふ(考)

井草ノ社。鈔云三刀屋郷伊加夜村貴那瀬大神(解)
○伊草村(伊我山)杯瀬大明神(考)

深野ノ社。鈔云田井郷深野村(解)
○山王社(考)

託和ノ社。鈔云飯石郡多和村遺毘津大明神(解)
○吉津大明神(考)

上ノ社。鈔云在田井郷上山村、夜久見神祠(解)
○夜久見大明神(考)

葦鹿ノ社。鈔云田井郷吉田村須我谷大明神(解)○須我谷大明
神と云今は無社、田中大杉を神社と拜ス(考)

此郡家四方遠近なしに記されしは如何にぞや(考)
此四ツの山は村々にてしるものなれば後の物しり人をまつのみ(考)

○以上四山鈔云在郡家四方一山名也(解)
○琴引山在來島郷由木村俗曰琴引山(鈔)抄に在來島郷由來村也さて此山も正南にはあらで正

は西の誤なるべし(考)
○三十五里二百歩は今四里三十四町二十間○一十一里は今一里十九

○在赤穴村此山足踏備、霞、石之城(鈔)
○石は赤の誤なるべし、是も正南にあらす此山は尼子ノ時三善右京介行清在城の山(考)
○五十八里は今八里二町
○蓋、上來島郷小田ノ深山也(鈔)
○此山未詳、十重廿重に山のみなればなり(考)
○五十二里は今七里八町
○此等ノ山下來島村山名也(鈔)○今未詳(考)
○四十里は今五里二十町
○波多郷角井村與石見國阿野郡四加久村之界、則今三瓶山是也(鈔)俗人石見富士云(解)

山

燒村山。郡家の正東一里。

穴厚山。郡家の正東一里。

笑村山。郡家の正西一里。

廣瀬山。郡家の正北一里。

琴引山。郡家の正南三十五里二百歩。高サ三百丈

粟谷ノ社。鈔云三刀屋郷賀比津大明神也(解)
○粟谷村吉備津大明神(考)
穴見ノ社。鈔云須佐郷穴見村權現也(解)
○穴見村玉子神社(考)
神代ノ社。鈔云飯石郷神代村久仁加波加大神(解)
○國波賀大明神(考)
志志乃村ノ社。鈔云波多郷志師村觀大明神(解)(考)

以上の十五所は並、神祇官にあらず。

周リ一十一里。古老の傳にいふ。此の山の峰に窟あり。裏に天ノ下造らし大神の御琴あり。長サ七尺。廣サ三尺。厚サ一尺五寸。又、石神あり。高サ二尺。周リ四尺なり。故、琴引山といふ。鹽味葛あり。

石穴山。郡家の正南五十八里。高サ五十丈。

幡咋山。郡家の正南五十二里。紫草あり。

野見。木見。石次。三野。並、郡家の南西四十里。

紫草あり。

佐比賣山。郡家の正西五十一里一百四十歩。石見ミ

出雲と二國の界。

堀坂山。郡家の正西二十一里。杉。松あり。

城垣野。郡家の正南一十二里。紫草あり。

伊我山。郡家の正北一十九里二百歩。

奈倍山。郡家の東北二十里二百歩。

凡ソ諸ノ山野に所在る草木は、卑解。升。麻。當歸。

獨活。大薺。黄精。前胡。菹薯。白朮。女萎。細

辛。白頭翁。白朮。赤箭。桔梗。葛根。秦皮。杜

仲。石斛。藤。李。楮。榴。赤桐。椎。楠。楊梅。

楓。柘。榆。松。樾。藁。楮。

○堀坂山。須佐郡朝原村寶坂大明神所座山、乃到神門郡神戶里所原村之道路也(妙)
○二十一里は今二里三十三町
○城垣野、抄に是今之民谷村俗呼曰守山とあれば雲中略記に守山飛彈守久信の居りしより守山とは云ふに(考)
○一十二里は今一里二十四町
○伊我山。三刀屋郷伊加夜山則是也(妙)
○奈倍山。抄に須佐郡朝原村の山今の名梅谷ならんといへり。伊我山と此山と東北、正北を寫誤りしものなるべし(考)
○二十里二百歩は今二里三十一町二十間
○白頭翁。和名抄れきなぐさ(ふくれつなをさますの能あり)(考)

禽獸には則ち鷹。隼。山鷄。鳩。雉。熊。狼。猪。

鹿。兔。獼猴。飛麩あり。

川 三屋川。源は郡家の正東一十五里、多加山より

出でて、北に流れて、斐伊川に入る。年魚あり。

須佐川。源は郡家の正南六十八里、琴引山より

出でて、北に流れて來島、波多、須佐等の三郷

を経て、神門郡の大門立村に入る。此れ所謂

神門の河上なり。年魚あり。

磐鉏川。源は郡家の西南七十里、箭山より出で

て、北に流れて須佐川に入る。年魚あり。

○多加山は抄云備後與出雲界吉田村杉戸谷也俗云伊都禮山(解)源は郡家の正東にあらず南なり(考)
○一十五里は今二里三町
○六十八里は今九里十六町
○此川源を琴引山とあるは誤なり山傳琴引山は世五里二百歩とありてよく合るに、ここに六十八里とあるは備後にほど近き所ならでは叶はず、今其源を考ふるに備後國惠宗郡に近き門坂より出るなり琴引山の水も此川に入れど其は枝川なり本文誤なること明白(考)
○七十里は今九里二十六町
○盤鉏川來來島郷赤穴村與備後國三吉郡横谷村之界と至箭山邊此落(中略)合須佐川(抄)

○波多村ノ川也水源志許斐ハ畑村ノ山ノ名(鈔)

抄に飯石郡多久利川也佐久禮山在予六重村(解)俗曰多岐坂山是也(考)一十二里は今一里二十四町

○大原郡の堀。郡家より東北に當れり自下熊谷一里方に至るの路なり(考)二十九里一百八十歩は今四里四町

○仁多郡の堀、郡家より東に當れり當郡川手村と仁多郡湯村なり(考)

○二十二里は今三里二町
○神門郡の堀。郡家より北にもや此曾紀村未考(考)○曾紀村者當三角井四津見(鈔)
○二十八里六十歩は三里三十三町
○荒鹿坂者多福郷吉田村與備後國篠原之堀也(鈔)今杉戸越し

通道

波多ノ小川。源は郡家の西南二十四里、志許斐山より出でて、北に流れて、須佐川に入る。鐵あり。飯石ノ小川。源は郡家の正東一十二里。佐久禮山より出でて、北に流れて、三屋川に入る。鐵あり。

大原ノ郡の堀、斐伊川の邊に通りて二十九里一百八十歩。仁多ノ郡の堀、温泉川の邊に通りて二十二里。神門ノ郡の堀、曾紀村に通りて二十八里六十歩。同郡の堀坂山に通りて二十一里。備後國の惠宗ノ郡の堀、荒鹿坂に通りて三十九里二百歩。並、備後國の三次郡の三坂に通りて八十一里。並、

波多の徑、須佐の徑、志都美の徑、以上の三徑は常に刻なし。但、政ある時に當りて權に置くのみ。並、備後國に通るなり。

郡司主帳 無位 置 臣
大領外正八位下勳業大弘造
少領外從八位 出雲臣

いふ(考)
○三十九里二百歩は今五里十八町二十間
○備後國三次郡三坂。則南西道なり(考)
○八十一里、今十一里九町
○三道下に通備後國とあるは恐らくは石見にもやと思ふ由あり(中略)然定かたし、抄説も不當(考)
○大弘造みあたらず疑くは大私造にはあらざるか(標註)
○八位とのみありて上さし下さしなし一本によりて下字を加ふ(考)

○中古は此郡を原手郡とも言しよ
し雲陽軍實記に見たり(考)
○今肆とあるはうつなぐ誤りなれ
ば捌に改(考)

大原ノ郡。

合、郷四。里二十四。

神原ノ郷。今、前に依りて川ふ。

屋代ノ郷。本字矢代。

屋裏ノ郷。本字矢内。

佐世ノ郷。今、前に依りて川ふ。

阿用ノ郷。本字阿欲。

海潮ノ郷。本字得鹽。

來次ノ郷。今、前に依りて川ふ。

斐伊ノ郷。本字樋。

以上八郷。別に里三。

○郡家西字は東ノ誤なるべし抄に
も其こと委しく記されたり此大原
にて東は仁和寺村と前原村との間
に東は大東、西は大西の原手な
るべし(考)
○天平頃には斐伊川邊に移されしな
りいかなる故にや往古の郡家は郡
の真中にてたより宜しかるべきに
移されし處は斐伊川邊より五十歩
東なるを四とあるは誤なりさて移
されても何のまゝ大原郷といひし
傳にて其移されし處は今里方村と
いふ(考)
○鈔云今神原村(解)
○郡家より此郷の間に屋代の郷あ
り(考)
○山傳に城名榎山郡家正北一里一
百歩所造天下大神大穴持命爲後
八十神造城故云城名榎山也
あるを思ふに大神八十神を爲て
し給ひし處をいふなるべし(考)
○并東西二代爲一郷(鈔)(解)
○一十里一百一十歩は今一里十五
町五十六間○思ふに神原郷より一

大原と號づくる所以は、郡家の正西一十里一百一

十六歩、田一十町許、平原なり。號づけて大原と

曰ふ。往古之時、此處に郡家ありき。今なほ舊き

を追うて、大原と號づく。今、郡家のある處、號

神原ノ郷。郡家の正北九里。古老の傳にいふ。天

下造らしと大神の御財積み置き給ひし處なり。

則ち神財ノ郷といふべきを、今の人なほ誤れり。

故、神原ノ郷と云ふ。

屋代ノ郷。郡家の正北一十里一百一十六歩。天ノ下

里一百十六步遠き事いかが思ふこ
は寫す時神原と里數を寫しあやま
りしものならん今まで其論ひの無
きはいか(考)
○築和名抄射樂訓以久波止古路、
世問曰阿無豆知とあるは今云阿
豆知なるべし然は大阿豆知をた
て弓射給ひしなるべしと内山翁云
り其の物にあたりて矢は代さば弓射給
ふ矢の物にあたりて矢先の出しを
云こは射給ひし矢を止るを代さば
云しものか(考)
○今新宮村の加茂村の方に少しよ
りし處に田ノ名を的場輪といふ處
ありこよしありげなり(考)
○屋裏郷。合字治、南加茂、加茂中
村、延野、大竹、猪ノ尾、岩倉、新宮、
近松、砂子原、立原、大崎等十二所
以爲屋裏郷也(抄)是に東谷、大
西も此郷なるべし(考)
○一十里一百六十歩は今の一里十
六町四十間
○令殖矢給所はいづくとも不知(中
略)こは笑竹を植しめ給ふこ
訓べきにや。矢内と負しも殖給ひ
し内と云意にて河内といふに同じ

造らしく大神の埃立てて射たまひし處。故、矢
代といふ。神龜三年、字を屋代と改む。
即ち正倉あり。
屋裏郷。郡家の東北一十里一百六十歩。古老の
傳に云ふ。天ノ下造らし、大神、笑を殖てしめ給
ひし處なり。故、矢内といふ。神龜三年、字を
屋裏と改む。
佐世郷。郡家の正東九里二百歩。古老の傳にい
ふ。須佐能衰ノ命、佐世の木の葉を頭刺して、踊
躍したまふ時。刺せる佐世の木の葉、地に墮ち
たり。故、佐世と云ふ。

かるべく思ふ(考)
○上佐世、下佐世、大ヶ谷、飯田、養
和等五所也(抄)(解)
○此木はたふといふ木也(考)
○踊躍給ひし土地は下佐世村にて
佐世御社の地なり(考)
○抄云西阿用、東阿用、岡村、河
合、上久野、下久野、上阿用、下阿用、
清田、大木原、金坂等十一所也(解)
○一十三里八十歩は今一里三十町
二十間
○東阿用村にこの山田のあまあ
りさいへど己れは不知。動をあま
けりし訓す動々にては阿用によし
なし、鬼、伊勢物語に女を鬼はや一
口に食てけりあなやと云けるさあ
るに似たり(考)
○須我村、引坂村、鷲澤、山王寺、南
村、北村、小川内村、加利畑村、鹽田
箱瀬、笹谷、湯村、飛石村以上十三
所加之新庄、田中、成木、織部、稻村
大東、市山、山田等八ヶ村(抄)(解)
○北方出雲海潮といふは奥道の海
潮なり其押上を給ひし川は今に海
潮川といふ(考)

阿用郷。郡家の東南一十三里八十歩。古老の傳
に云ふ。昔、或人此處の山田を佃りて守れり。
爾時、目一つの鬼來て佃人の男を食ふ。爾時、
男の父母、竹原の中に隠りて居り。之時、竹の
葉動けり。爾時、所食たる男、動々と云ひさ。
故、阿欲と云ふ。神龜三年、字を
阿用と改む。
海潮郷。郡家の正東一十六里三十三歩。古老の
傳に云ふ。宇能治比古ノ命、御祖、須我禰ノ命を
恨みて、北の方、出雲の海潮を押し上せて、御
祖の神を漂はす。此の海潮、至れり。故、得鹽